

はしがき

I

資本主義経済の発展には、まことに解しがたい側面がある。1960年代の日本経済高度成長で、国民総生産は3倍化、鉱工業生産は資本主義世界で第2位、部門によつては、世界第1位となつた。その成長と、同時進行で、山村住民の離村、集落の崩壊、医療・福祉の荒廃、いわゆる過疎が深刻化した。何百年とかかって、作りあげようとしてできなかつた巨大な生産力を作りあげたとき、その裏側で、何百年と父祖伝来ではぐくんできた集落の崩壊をまねきよせようとは。

過疎の真の原因 — 山村にては生活して行けないという現状 — をあらためることをせず、その過疎による住民の生活難につけこむようにして、次の経済的拡張 — 過疎の真因をさらに拡大することにつながる — 新しい拡張のためのエネルギー基地を、過疎地にもちこもうとする。原子力発電、ダムなどあげればきりがない。

ところが、過疎地の自治体住民のなかには、もちこまれる事業を、むしろ、起死回生の特効薬と考えようとする傾向がある。はたして、それらの事業は、住民の未来を保証する「マリアの奇跡の杖」となるものであろうか。

和歌山県は、過疎山村率 52.7パーセント（面積比）。そのうえ、臨海部に造りあげた重工業拠点企業が、世界的経済危機の中で、あいついで、設備投資を中絶、生産を縮少、労働力引上げを行つてゐる。

それだけに、さらに、外から持込まれる事業への切望をつのらせている人々がいる。

II

高度成長は、また、木材需要の急拡大であった。しかし、その急拡大過程には、種々の深刻な矛盾、摩擦が内包されていた。

第一、同じ木材といつても、薪炭材需要は急減し、製材用材のウエイトも、1960年代をさかに、シェア一三分の二から、70年代、半数をわる状態となり、パルプ、

合板用材シェアが増加し過半をこえた。

第二に、この需要拡大は、外材輸入をテコとして行われた。ここにも 60 年代をさかに、合板用材が外材率 95.3 パーセントになったのは、当然としても、製材用材まで、60 年 10.5 パーセント、70 年 55.9 パーセント、80 年 57 パーセントと増大した。この結果、「背後地の林業生産に依存し発展してきた製材工業は国内林業との結びつきを全面的に解体することになった」。⁽¹⁾

第三、合板産業は急激に拡大した。その基礎として、消費の多様化、所得水準の上昇、とくに、アメリカ的住宅文化の普及があるといわれる。その結果、合板は構造材としても利用のシェアを確立した。このような拡大のない手は、資本であり、とくに一貫生産工場のような大型工場は、大資本に集中し、生産性の上昇、合板技術の革新をなしえた。

しかし、この高度合板成長は、原木面での資源ナショナリズム、販売面での発展途上国の低価格合板の追撃におわれ、1973 年の“異常なブーム”から、一転して、'74・'75 年の合板不況におちこむことになった。永大産業、中村合板、丸紅系のバンボードの倒産は、その指標である。

第四、合板の危機とは別に、在来型製材工業にも階層分化がすすんだ。在来型というのは、全国的に、均等に散在する、地元建築業の需要にこたえるため成立した、均等散在製材とその零細性および地元原木との結合という特性のことである。この特性的ゆえに、一工場平均 9 人という規模を維持してきた。

そのいわば、地域密着型産業が、外材依存率を引上げる過程で、その中から高度集約大型製材基地を生み出すと同時に小零細工場数の減少、製材用動力の大巾引上をもたらした。問題は、前者には国・自治体の巨額な財政援助があり、商社の系列化融資があったことである。その結果、地域密着型産業としての国産製材工場が解体、再編成が進行し、いわゆる「外材体制」にくみこまれることとなった。

第五、低成長と木材処理技術の革新。1980 年代、ますます明確になった、政府と

注(1) 林業構造研究会、『日本経済と林業・山村問題』、東京大学出版会、1978年、31頁。

独占大資本の危機打開策は、国民生産の圧迫、低賃金体制構築をすすめている。木材工業についていえば、住宅着工数の減少、あるいは住宅建設資金の窮屈、サラ金悲劇として現出している。

国民総需要の縮少という環境にくわえて、木材処理技術革新、および住宅材料の革新が強力な影響をあたえようとしている。ハウス 55 開発計画（新住宅供給システム開発プロジェクト）は、この材料革命の仕上げを意味するものであり、“木材ばなれ”を大独占資本の高利潤分野に引きよせようとするものである。

III

日高川林業・製材業の実態調査は、I、II の問題状況の中でなされた。把握すべき状況、整理すべき課題の方向は、この範囲にあるとみる。

※ ※

私たちは、20年前、御坊調査を分担した。当時、高度成長経済の矛盾が、失業、中学生非行としてふきだしていた御坊を、教育とその基礎をなす地域経済、地域労働運動の実態によって把握しようとした調査であった。

さらに私たちは、10年前、御坊に河口をひらく日高川の上流、竜神村の調査を行った。とくに、この調査は、住民側からの問題提起と調査費拠出にもとづく住民と地域科学者の共同協力として、特色あるものであった。

これらの調査の中で、行動を共にし、独特の調査行動様式を確立していた南清彦教授から、つよい指導・影響をうけた私は、南教授のながい和大教授時代の終了をむかえて、まことに感無量なものがある。

今回の調査も、共同執筆（I 南、II・III 森川）をおねがいし、私と南教授との協同の日々の最後のモニュメントとして、ささやかながら、南教授へのわかれのしるしとすることができた。この機会をあたえ、しかも、はなはだしきにわたった遅延を海容された、和大経済研究所に、謝意を表し、南教授の御活躍と健康をいのる次第である。

1984年3月

共同執筆者を代表して

森川 博

目 次

はしがき

I	日高川林業の危機と山村民の対応方向	1
1.	日高川経済圏の自然的・社会的基盤	1
①	母なる日高川の水系	1
②	日高川の水利用 — 筏・灌漑水・発電など	5
③	日高川災害史	6
2.	日高林業の現況	8
①	中津村林業の概況	10
②	美山村林業の概況	13
③	龍神村林業の概況	14
3.	日高林業の発展要因（過去）と危機要因（現在）	16
4.	日高山村民の対応方向	21
II	日高川製材業の生成・展開	29
1.	御坊地域における工業近代化	29
①	戦前の生成と発達	29
②	戦後における御坊の工業	39
2.	御坊・美浜地域製材業の展開	46
①	戦前の展開	46
②	戦後の展開	50
(1)	戦後復興過程の御坊・美浜製材業	50
(2)	7・18水害と製材業	54
(3)	経済成長期の御坊・美浜製材業	57

(4) 1970(昭和45)年の生産構造	
—戦後御坊製材業のピーク—	64
(5) 1980年代製材業の構造	69
(i) 3つの木協	69
(ii) 規模別の構造	69
3. 御坊製材業の社会構造	79
① 原木流通と山林保有	79
② 低賃金とそれを支える社会構造	85
(1) 高年令・低賃金・労働災害	85
(2) 日高木労いまいづこ	88
4. 結語にかえて	89
まえがき	89
① 県の指導指針	90
② 紡績の道と製材の道	91
III 資 料	
日高木材協同組合総会議事録抄 1946－1983	95
追記	123

I 日高川林业の危機と山村民の対応方向

1. 日高川経済圏の自然的・社会的基盤

通常、われわれが日高地方とか、日高経済圏とか呼んでいるのは、行政区域としての和歌山県日高郡をさす場合が多い。すなわち、北は白馬山脈によって、有田郡（清水町、金屋町など）と境を接し、南は果無山脈から虎ヶ峰の尾根によって西牟婁郡（田辺市や中辺路町）と郡境をつくり、また、東は護摩壇山で奈良県と県境をつくりっている地域である。

日高郡の面積は 10 万ヘクタール弱であるから、和歌山県（47 万ヘクタール）の約 20 パーセントをしめている。そこには、山あり、川あり、田畠あり、まちありという形の自然景観があり、また、それ以外に経済的文化的に独自性（個性）をもつ社会経済圏を構成している。とくに、われわれは、その中でも、川丈（かわたけ）という形の社会経済文化圏を形成したことに注目したいとおもう。

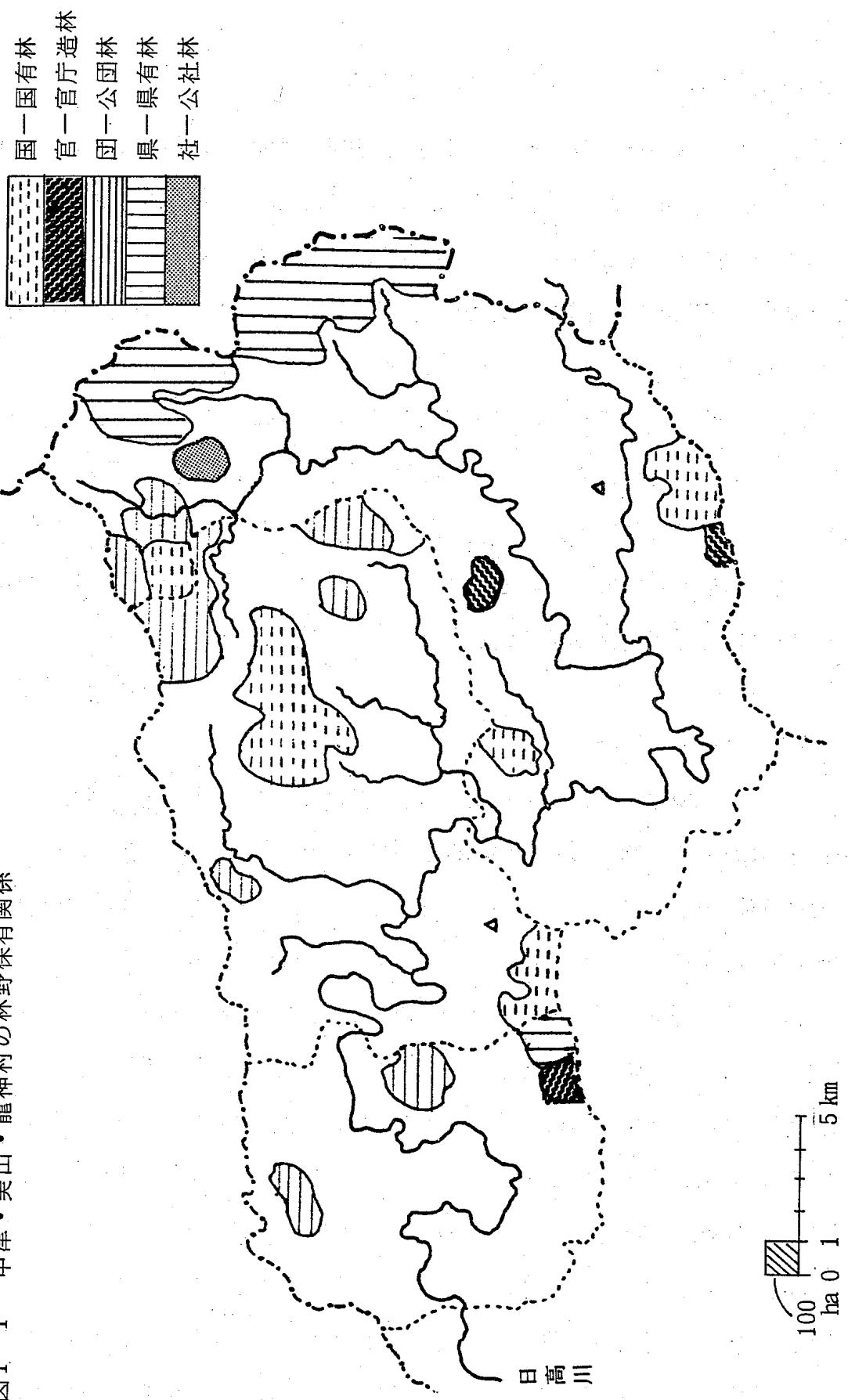
① 母なる日高川の水系

日高川は、現在、国の 2 級河川となっており、川の延長は護摩壇山から発して御坊市の天田橋に達するまでの総延長は約 110 キロメートルといわれている。

しかし直線距離では 50 キロメートル余りであるから、この川は、あたかも正三角形の 2 辺をまわるような形で蛇行することになる。

現在、日高郡内の河川として、紀伊水道に注いでいる河川として、日高川本流以外に、切目川と南部川などがある。その中で、日高川は、切目川や南部川の上流と思われるような地域の水をも集めている奇妙な川であることに気づく。たとえば、初湯川、寒川、橘川、小又川、丹生川などの各河川は、現在それが独立して紀伊水道へと直行せず、日高川本流に合流している。つまり、日高川本流は源流から中山路までは北東から南西へと流れているが、中山路で方向を 90 度変えて北上し、初湯川、寒川、小又川などの河川を合流し、再び南西に向を変えて、紀伊水道（御坊）に注ぐのである。では、このような複雑な形に美山村や龍

図1-1 中津・美山・龍神村の林野保有関係



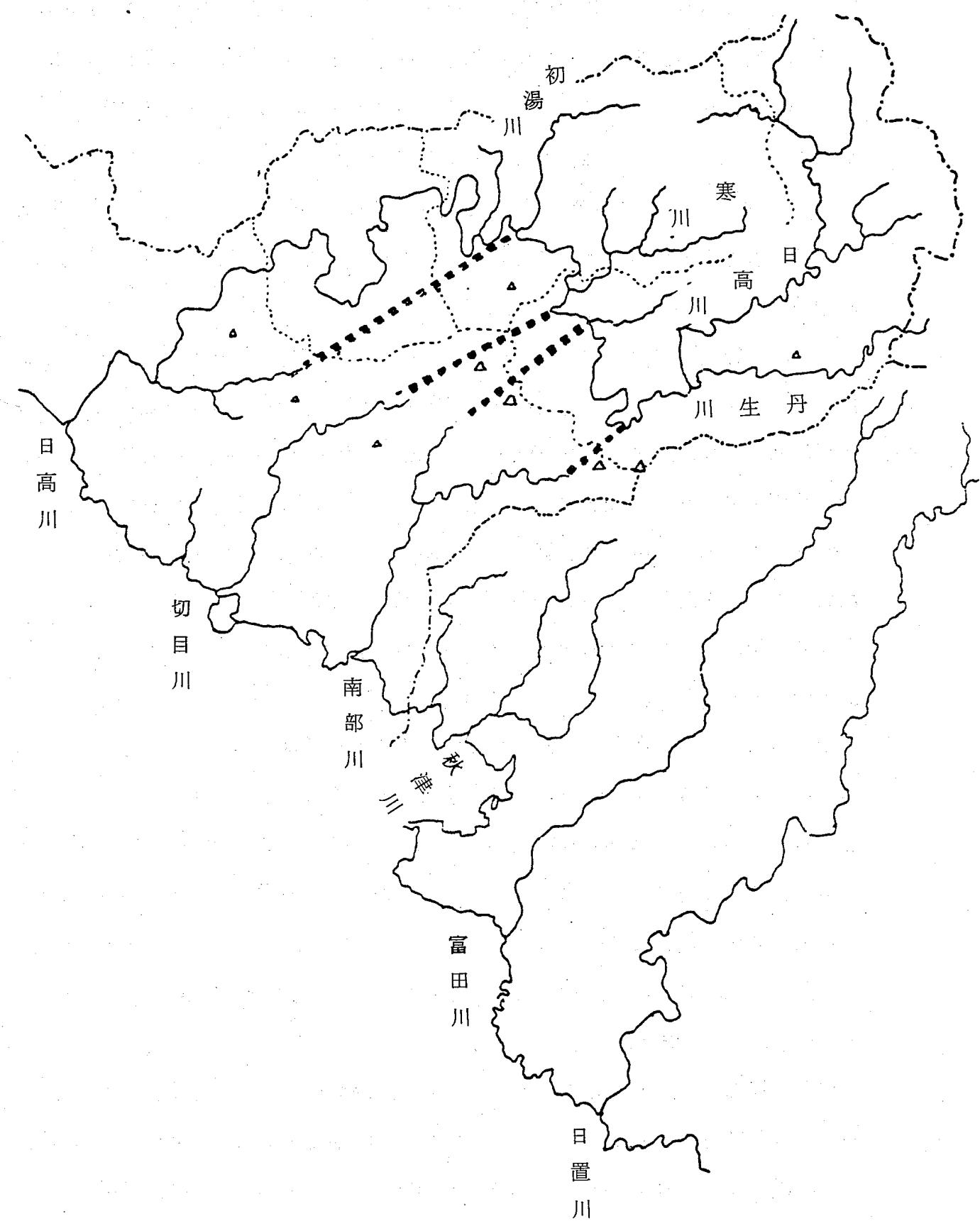
神村の各河川の流れが変った原因は何かといえば、結局、第三紀の頃（今から数年前）虎ヶ峰峠から、川又国有林をへて経平峠にかけて（現在の日高郡と西牟婁郡との郡境付近に）隆起がおこり、その結果、従来、日高川本流から南部川へ、又、寒川から切目川へと流れていた各河川の流れが阻まれ、現在の日高川本流のような形に一本化されるにいたったためと見なければならない。このような意見は、実は、筆者が日高川の流域圏をじっくり見ていくうちにふと気づいたというよりも、和大名誉教授の近藤忠氏や岩橋勉氏の意見でもあるので、ここに付記したいと思う。

なお、戦後、太古の河川の流れにそって峠越の林道や県道が新しく開発されるにともない（交通革命）、有史以来何百年とつづいていた日高川の流れにそった木材流通パイプ（縦谷）に大きな変革がおこっただけでなく、御坊の木材市場の地位低下にも大きく関係することとなった。たとえば、龍神村は県の広域市町村圏構想によると、御坊経済圏ではなく田辺周辺広域市町村圏に入るというような形態をもひきおこしている。（昭52『和歌山県長期総合福祉構想』参照）

さて、母なる日高川とのべたのは、日高川の流域面積が約7万ヘクタール（7億平米）であるため、日高川流域に年間1,000ミリの雨が降り、その雨水がこの川に流れこんだと仮定すると、この川の年間集水量は7億立米となる。1日平均すると毎秒20トンというような大きな水のめぐみを下流に与えている。ただし1日に100ミリもの集中豪雨がおこり、土砂と一緒に川に流すと $1,000m^3/sec$ 単位の大きな流量になり、暴れ川となる。しかも、川の傾斜（勾配）も大きいから明治22年や昭和28年の大水害のような危険性もたえずはらんでいるという両側面をもっている。（龍神村の中心付近での本流の位置が標高300メートルであるからそこから河口までの距離約100キロメートルで割ると平均勾配は3/300とかなり大きい）。

なお、日高川は単に水を流すだけでなく、土砂やバラス等をも下流へ押し出し、河口の人々に恵みを与えている。たとえば、その堆積土は川の湾曲部に環流丘陵や河岸段丘をつくり、最後には、約3,000ヘクタールといわれる御坊平野（沖積

図1-2 日高川の旧水系(想像図)



平野)を海岸部につくり出した。そこでは、農業用として土地利用が行われただけでなく、御坊市のまちづくり(商工業地や住宅地)形成にも寄与した大きな資源として存在した。

さて、日高平野は、いうまでもなく紀の川下流の紀の川平野について県下で2番目に大きく、又、煙樹浜の防潮林に支えられて、従来、穀倉といわれてきた。しかし、現在は米減反政策と米価の頭うちなどで、耕作農民も経営的に苦しく、又、野菜作への転換も思うにまかせず、農民の二兼農化を進めつつある。

日高平野の農業以外の土地利用の方向として、1965年頃、由良港と結びつけて、一大石油コンビナートの造成という三菱石油の計画ももちあがったが、結局、水島へいき、この計画は流産した。粗材生産型の臨海工業ではなく、日高平野に都市型工業の健全な発展が期待されるところである。

② 日高川の水利用

日高川の豊富な水量は、何百年にわたって木材の流送機能もはたした。又、水害前は川船が河口から船津まで曳舟で遡行した。

昭和28年水害まで日高川を流れていた筏というのは、大体、次のようにあつたという。2間丸太(長さ4メートル)を横に10-15本並べて頭の幅8尺(2.4メートル)にし、それらの木材をカンと藤づるでからめて床をつくる。このような床を縦に順々に並べて筏をつくる。支流の場合は7ケタぐらいつなぎ、本流の場合は13ケタ(床)にする(その長さ25-50メートル)。筏師が前と中と後とに大体3人乗る。1床の材積は約4立米であるから13ケタで50立米(200石)となる。

筏師の1日の日程は、龍神の大熊を早朝に出て、夕方、川上村の越方につける。その距離は大体80キロメートルある。したがって毎時8キロメートルぐらいの速さである。筏師の日当は、戦前1日3円50銭ぐらいになったという。普通の日雇賃金が1日1円20銭ぐらいであるから、3倍になった。ただし、月に15日位しか筏は流せないという(というのは、筏のつくりに同じくらいの日がかかるから)。

それ以外の日高川の水利用としては、農業用灌漑用水としての機能も大きい（若野用水など）。また、最近は、塩屋や名田方面の畠灌水としても利用されている。

又、日高川の豊富な水量は、この川の特色である急勾配と蛇行とを利用するこ^トによって一つまり、ショートカットすれば一水力発電の経済効率も高く、地域エネルギーの供給源としての機能も大きかった。

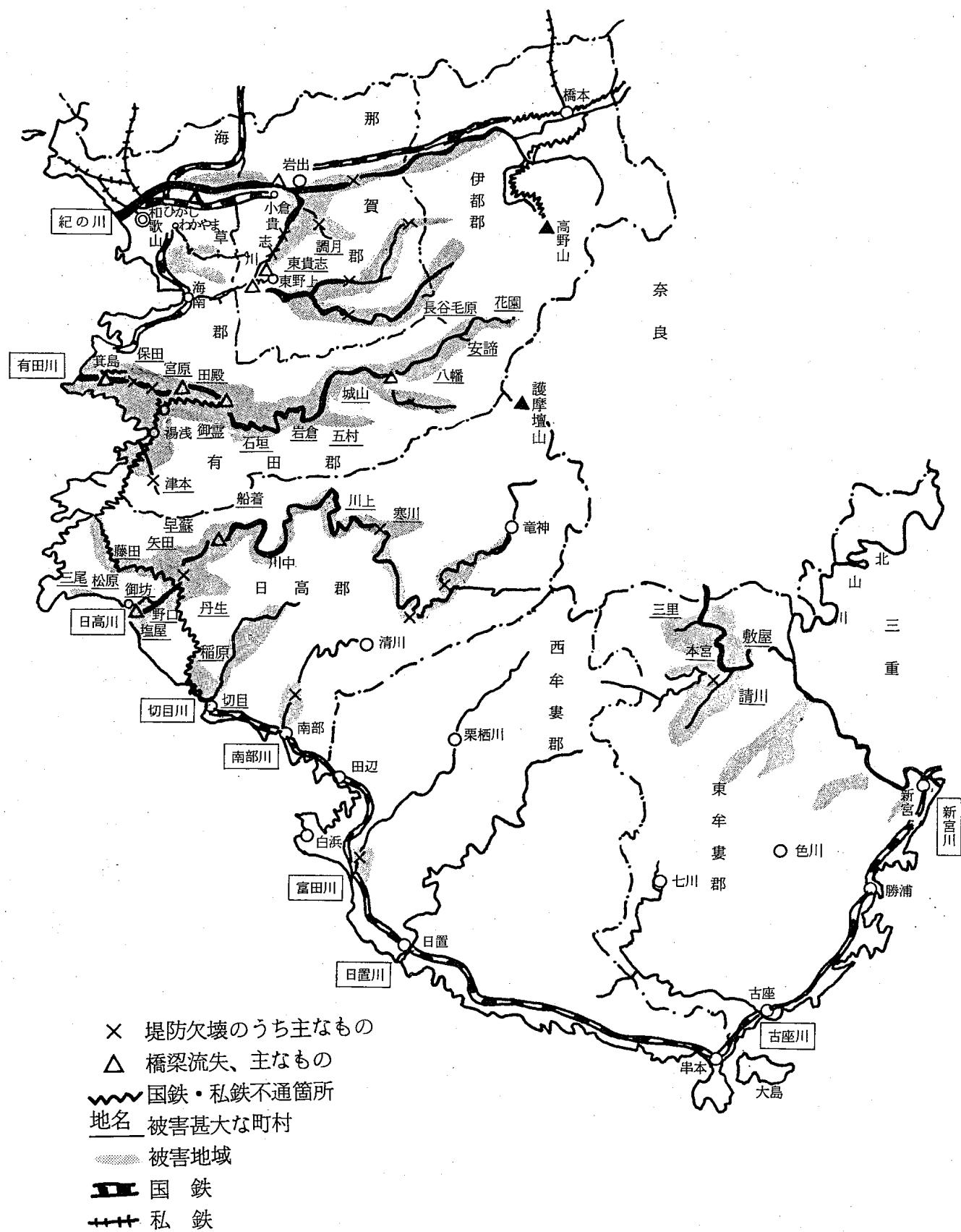
③ 日高川災害史

有史以来、日高川は何十回、何百回と氾濫をくりかえしてきたと思われるが、ともかく、われわれがその体験者から被害模様を直接聞きとれるのは、明治22年8月水害と昭和28年7月水害である。明治22年水害の被害状況について、『日高郡誌』は、死者119人、山崩れ7,600カ所、作物流出1,200ヘクタール、冠水2,000ヘクタールとなっている。つまり日高平野3,000ヘクタールの大部分が冠水か作物流出したことになる。

次に、昭和28年7.18水害については、筆者自身も調査団に参加して、つぶさにその実態をみたものである。7.18水害における日高郡の被害は、死者行方不明が318人、家屋の全壊・流出が2,985戸、床上浸水5,200戸、床下浸水3,420戸となっている。(1953.8.2 県発表)

7.18水害の原因については、われわれも水害調査団の報告書や『荒廃する祖国』(三一書房刊)にも述べたところである。筆者のその後30年にわたる経験などを参照しながら、もう一度整理してみると、いわゆる集中豪雨といわれる異常な降水量自体(3日間に600ミリ)を無視しようとするものではないが、それに各種の経済的・社会的要因が重なりあって、あの惨事をひきおこしたものと思われる。すなわち、敗戦前後の乱伐による山林の荒廃、降雨量以外に、大量の土砂の流出、水力発電所用堰堤の乱立による川底の上昇、堰堤の決潰、工場や筏場に置かれていた原木の大量流出、橋桁(ピア)の短かい橋梁の存在、危険地帯への住宅の建設などいろいろな条件が存在したからである。

図1-3 昭28.7.18 和歌山県水害状況図



表表 1-1 昭和28.7.18 災害の降雨量

7月月	117日	118日	119日	220日	計
降水量	3337ミリ	130ミリ	880ミリ	888ミリ	6635ミリ

ななお、このよきな災害を再びおさせぬために、日高郡総合開発の名のもとに椿山ダムの建設などを治山治水問題が県当局によってとりあげられて久しい。ここで筆者のこのよきな大型ダムにたいする意見を述べてみると、このようなダムを建設しても必ずしも所期の目的をする多目的効果を期待するとはむつかしいのではないかといふ点である。それのみか、かえってダム公害をおこす危険性があることは日置川や有田川の例で経験済である。

例えは秋の降雨期においても必ずしもダムを空っぽにするのではなく、発電効率を高めるために貯水にじてあるから、台風時にゲートを急にあけると、下流では洪水量を一層増大させるとか、ダムのすぐ下流では川原砂漠を惹起させ、植林に悪い影響をもたらすとか、ダムに貯水して流れをとめると、プランクトンを発生させ、下流に鮎などを生息させる清流が流れてこないと言われている。(1983年の有田川でも経験済)その他、ダムや発電所ができると、村への固定資産税もわずかであるし雇用も伸びない。また、ダム工事水(水没)に伴って、先祖伝来の農地や家屋を失っても、その補償も大したことではない。むしろ人口流出と過疎化を一層進めることとか、工事中はダンプ公害なども多発させるのである。

ななお、下流で、上水道や工業用水など水資源の確保のために、あるいは発電用のために、どうしてもダムが必要なれば、小規模のものをいくつもつくるのがよいといわれている。

2. 日高株業の現況

日高郡には、11市町村がある。しかし、林地率(林野面積/地域面積)が75パーセント以上というものは、中津村(90パーセント)、美山村(94パーセント)、龍神村(95

パーセント)の3村のみであって、これらの村々は、農水省の「経済地帯別区分」でも山村となっている。また、これら3村の耕地率は3、1、1各パーセントと低いところからも林業への依存が大きい。

なお、日高郡でも林地率70パーセント以上になると、川辺町(71パーセント)南部川村(74パーセント)印南町(72パーセント)も存在するが、これらの町村は耕地率も14、13、11各パーセントと比較的高く、林業経済への依存率は、中津、美山、龍神の3村にくらべるとかなり低下するので、本稿では上流3村のみをとりあげた。以下、各村毎に林業構造をみると次のようになる。

表1-2 土地利用の状況(昭55セ)

	地域面積	林野面積	耕地面積	林野率	耕地率	私有林比率
中津村	(ha) 8,706	(ha) 7,866	(ha) 355	% 90	% 3	% 78
美山村	16,855	15,849	180	94	1	78
龍神村	25,458	24,127	309	95	1	77

表1-3 林野保有面積(昭55セ)

林野面積	国有林		合計	民有林						私有林			
	国有林	官行造林		公有林						計	在村	不在村	
				計	公団林	県有林	公社林	村有林	財産区				
中津村	ha 7,866 (100%)	- -	20 (0)	7,846 (100)	1,678 (22)	1,052 (13)	174 (2)	267 (3)	185 (2)	- -	6,168 (78) [100]	5,408 [87]	760 [13]
美山村	15,849 (100)	1,102 (6)	131 (1)	14,616 (93)	2,264 (15)	1,461 (9)	- (-)	402 (3)	137 (1)	264 (2)	12,352 (78) [100]	9,062 [73]	3,290 [27]
龍神村	24,127 (100)	1,374 (6)	109 (0)	22,644 (94)	3,909 (17)	723 (3)	2,781 (12)	- -	405 (2)	- -	18,735 (77) [100]	8,616 [46]	10,119 [54]

表1-4 分収林面積（昭55セ）

	合計	国有林	官行造林	公団林	県有林	公社林	村有林	私有林
中津村	1,513	-	20	1,052	174	267	-	-
美山村	2,131	-	131	461	-	402	137	-
龍神村	3,794	-	109	723	2,781	-	181	-

表1-5 林地面積（昭55セ）

	林				人工林のうち 針葉樹③ (③/①)	天然林のうち 広葉樹④ (④/②)	人工 林率
	計	人工林 ①	天然林 ②				
中津村	7,866	4,982	2,858	h 26	h 4,973 (99)	h 2,755 (96)	% 63
美山村	15,854	8,743	7,001	h 118	h 8,724 (99)	h 6,644 (95)	% 55
龍神村	24,141	16,426	7,380	h 335	h 16,374 (99)	h 6,244 (85)	% 68

表1-6 造林、伐採面積

	造林				伐採（皆伐）			
	計	国	公	私	計	国 営	公 営	私 営
中津村	h 131	42	30	59	63	-(-)	25(天然 25)	38(人工 5 天然 31)
美山村	h 119	42	38	39	117	10(人工 10)	40(天然 40)	67(人工 10 天然 70)
龍神村	h 254	29	26	199	232	2(人工 2)	26(天然 26)	206(人工 129 天然 77)

① 中津村林業の概況

中津村は、日高林業地帯の中では一番下流に位置している。しかし林野率は高く、耕地は355ヘクタールで（人口1人当たり1反余りで）飯米自活程度である。

林野面積7,866ヘクタールの保有関係をみると、国有林はなく、官行造林地もわずか20ヘクタールと少ない。しかし、公有林をはじめ、県有林、公社林などの分収林はかなり多い（公団林1,000ヘクタール、県有林170ヘクタール、公社林260

ヘクタール、村有林 180 ヘクタール（いづれも約）。

したがって、私有林は 6,100 ヘクタール（全林野の 78 パーセント）として残る。私有林の保有関係をみると、在村者の保有面積が 5,400 ヘクタールで私有林の中でのシェアは 88 パーセントと高く、他方、不在村面積は 760 ヘクタール（12 パーセント）と低いのが本村の特色である。村内の有力地主はじめ中小地主も、農業プラス林業という形で頑張りつけられたからであろう。

80 年林業センサスでは、属地主義による林野調査と共に属人主義による林家および林業事業体の調査を行っている。それによると、中津村に在住する林家数は 155 戸である（中津村の総世帯数 848 戸の 18 パーセント、又、農家林家は 354 戸）その保有規模は 10 ヘクタール以下の零細層が 90 パーセントと多く、他方、自立農家とみられる 50 ヘクタール以上層は 9 戸（2 パーセント）である。又、100 ヘクタール以上は 4 戸で最高は 1,500 ヘクタール、次は 600 ヘクタール、100 ヘクタール層以上で全保有林の約半分を集中している。

他方、会社、財産区などの林業事業体は、155 体で、林家の半分以下である。しかし、保有面積規模は 10 ヘクタール以下が少なく、10-50 ヘクタール層が 40 体（26 パーセント）と多く、また、50 ヘクタール以上層も 7 体（5 パーセント）と中上層に集中している。したがって事業体の保有面積は 2,900 ヘクタール程度と推定される。

なお、属地主義で調査した中津村の在村者保有面積が 5,400 ヘクタールであるから、属人主義の保有面積 6,600 ヘクタールはそれを上まわる（他村に保有していることになる）。

中津村における林業事業体（155 体）の内訳は、共同所有（共有）が 108 体と最も多く、部落有林などの入会体が 41 体存在する（財産区となっていない）。村有林も 1（185 ヘクタール）存在する。

次に、中津村における人工林の現況をみると、人工林化が 63 パーセントに達しており、龍神村の 68 パーセントにくらべるとやや低いが、美山村の 55 パー

表1-7 林家および林業事業体の保有面積

		計	0~5 ha	5~10	10~50	50~100	100~	平均面積	(参考)私有林面積(在村者)	
中津村	林家	393戸 (100)%	308 (79)	40 (10)	36 (9)	5 (1)	4 (1)	9 ha	6,168 ha (5,408)	
	林家	3,750 ha (100)	400 (11)	280 (7)	720 (20)	350 (9)	2,000 (53)			
	事業体	155 体 (100)	83 (53)	25 (16)	40 (26)	3 (2)	4 (3)	19 ha		
	事業体	2,900 ha (100)	100 (3)	170 (6)	800 (27)	210 (7)	1,600 (57)			
美山村	林家	454戸 (100)	311 (69)	52 (12)	78 (17)	7 (1)	6 (1)	10 ha	12,352 ha (9,062)	
	林家	4,750 ha (100)	400 (8)	360 (8)	1,500 (32)	490 (10)	2,000 (42)			
	事業体	112 体 (100)	62 (55)	18 (10)	25 (22)	4 (4)	3 (3)	25 ha		
	事業体	2,800 ha (100)	90 (3)	130 (5)	500 (18)	280 (10)	1,800 (64)			
龍神村	林家	619戸 (100)	473 (76)	59 (10)	66 (10)	11 (2)	10 (2)	10 ha	18,735 ha (8,616)	
	林家	6,500 ha (100)	610 (9)	410 (6)	1,320 (20)	770 (12)	3,400 (53)			
	事業体	163 体 (100)	109 (67)	22 (13)	29 (18)	— (-)	3 (2)	15 ha		
	事業体	2,500 ha (100)	160 (67)	150 (6)	600 (24)	— (-)	1,600 (64)			
御坊市	林家	600戸 4,703 ha	541 700	30 210	20 400	3 210	6 3,180	8 ha	1,636 ha (1,617)	
	事業体	29戸 380 ha	17 30	2 14	7 131	3 210	— —	13 ha		
	事業体									

表1-8 林業事業体の内訳

	計	会社	社寺	共同共有	団体	財産区	慣行(旧村)	町村	(備考)推定面積
中津村	155 体	1	3	108	1	—	41	1	2,900 ha
美山村	112 体	—	5	89	—	2	15	1	2,800 ha
龍神村	163 体	—	5	148	2	—	7	1	2,500 ha

セント、県平均の 61 パーセントよりも高い。しかし、天然林もなお、2,800 ヘクタール(37パーセント)とかなり残存している。これらの広葉樹林はしいたけや木炭生産の原料として重要な役割をもっている。

② 美山村林業の概況

美山村の地域面積は 1 万 6,800 ヘクタールと県下でも大きい自治体であり、旧川上村と寒川村とが合併して成立した。

美山村には、国有林が 1,100 ヘクタールと大きく存在している(西の川および野々川)。次に公有林(分収林)としては官行造林が 131 ヘクタール、公社林 402 ヘクタール、村有林 137 ヘクタールと共に財産区 264 ヘクタールなどがある。

したがって私有林は残り 1 万 2,300 ヘクタールとなっている(林野面積の 78 パーセントで、中津、龍神と同比率)。なお、そのうち在村者面積は 9,062 ヘクタール(私有林の 73 パーセント)で中津と龍神の中間値にある。したがって、不在村比率が残り 27 パーセントとなる。

属人主義調査による村内居住の林家数は 454 戸で総世帯数 1,100 戸の 41 パーセントである。林家の山林保有面積規模をみると、10 ヘクタール以下が 69 パーセントと多く、又、10-50 ヘクタールも 78 戸(17 パーセント)と多いのが特徴である。そして、50 ヘクタール以上層は 13 戸(2 パーセント)である。そのうち 100 ヘクタール以上層は 6 戸で、最高は 1,000 ヘクタール、ついで 400 ヘクタール程度である。なお、50 ヘクタール層以上の保有面積比率は、約 50 パーセントをしめている。

次に、林業事業体は 112 体存在し、保有面積は、約 2,800 ヘクタールで、1 事業体当りの平均保有規模は林家の 2 倍程度大きい(約 25 ヘクタール)。

なお、林業事業体の内訳をみると、共有が高く(89 体)ついで部落共有林も 18 体存在するし、財産区も 2 体(264 ヘクタール)存在する。

美山村における人工林率をみると、55 パーセントであって、中津村(63 パー

セント)、龍神村(68パーセント)にくらべると10パーセント程度低い。本村は、人工林への転換が地形的にみて困難な地域がやや多いということもあるが、それ以外に、美山村は、しいたけ生産が盛んなため、原木供給地として天然林が残されたという面も多い。

現在、美山村の年間皆伐面積は約100ヘクタールで、うち人工林は20ヘクタールにたいし天然林は80パーセントである。このように、人工林の伐採が少ないのは、もちろん不況のせいである。

他方、天然林は拡大造林とか、しいたけ原木の供給のため比較的堅調である。しいたけ原木の村内供給量は約300万本として2,100トンとなるから、天然林の10-20パーセントがしいたけ原木として供給されるわけである。

③ 龍神村林業の概況

龍神村は、日高川の最上流に位置し、地域面積も約2万5,500ヘクタールと大きい(和歌山県面積の1/20)。村内には国有林1,300ヘクタールが存在している(笠塔山、立花川山、亀谷など)。

次に公有林(分収林)として、官行地100ヘクタール(橋川、折川)、県有林2,700ヘクタール、村有林180ヘクタールとかなり多い。とくに、五百原1,069ヘクタール、小又川1,603ヘクタールの県有林は有名である。五百原県有林は、1928(昭和3)年、御大典記念として施業されたもので、山林所有者は御坊の川瀬亀太郎氏である。地上権設定期限は99年で分収率は75対25というよう地主取前は低い。現在、この県有林の人工林率は48パーセント程度である(国定公園の禁伐地205ヘクタール含む)。この県有林は岩石地なども多く、拡大造林の余地は少ない。そのため、現在、ほとんど伐採されていない。

小又川県営林は1,607ヘクタールの面積を有し、その分収契約も五百原の場合と大体同じであって契約期間99年、分収率75対25である。地主は、白浜町杉若佳伸氏である。現在、人工林率は56パーセントで、ほぼ限界に達している。

これらの公有林を除くと、龍神村の私有林は1万8,700ヘクタール(林野面積77パーセント)となる。しかもこの村の特色は、私有林の54パーセント(1万ヘクタール)までが不在村者によって保有され、在村者の保有比率は46パーセント(8,600ヘクタール)と、3村の中では最も低い点である。さきにのべた、官公造林、公団林、県有林など3,600ヘクタールを含めて村外者の保有がきわめて高い。このような状態(保有関係)ができたのは、結局、奥地山林のため林道が開発されるまでは、部落共有地や私有林も経済的価値が乏しく、災害時などに二束三文で下流の大地主に集中させられたからであると思われる。

属人調査によって、村内の林家619戸(総世帯数1,631戸の38パーセント)の保有面積をみると、全体で約6,500ヘクタールが保有されている。又、その階層性をみると10ヘクタール以下が86パーセントに対し50ヘクタール以上層は4パーセント(21戸)と3村の中では最も多い。そのうち、100ヘクタール以上層は10戸で、最大は1,500ヘクタール、ついで500ヘクタール、400ヘクタールと存在し、あとは100-200ヘクタールである。したがって面積シェアーでは50ヘクタール以上層で65パーセントをしめることになる。

次に、村内の林業事業体数をみると、163体と多いが、その保有規模をみると10ヘクタール以下が80パーセントで、50ヘクタール以上層は3体(2パーセント)と比較的少ない。

龍神村における林業事業体の内訳をみると、会社や財産区はなく、共有が148体と最も多く、部落入会地など7体、村有地1(405ヘクタール)となっている。大阪植林などの会社も分収林(公団林)にしているため、村内の林業事業体として出てこない。

龍神村の人工林比率は現在68パーセントであって、3村の中では最も高い。これは地質気候などの点で、本村が杉桧の生長に適していること、つまり、投資の採算性が大きいこと、また、国有林や分収林などによる開発が進んだためである。

なお、天然林が残り 32パーセント(7,300ヘクタール)存在するが、人工林として開発の困難な場所が多く、又、しいたけ原木や製炭原木としての開発余地も比較的少ないといわれている。なお、龍神村では後述のように、しいたけ生産もかなり盛んであるが、原木の村内供給率は 20パーセントと少なく、又、木炭の生産量も比較的少ない。

龍神村の伐採(皆伐) 面積は、80年センサスでは 230 ヘクタールとなっていたが、57年は 90 ヘクタール位にまで落ちこんでいる(うち、人工林 60 ヘクタール、2万立米あまり、天然林 30 ヘクタール)。

原木の販売方法は、3分の1ぐらいは村内で市売りされ、残りは自伐されたものが御坊、田辺などへ持ち帰るとのことである。

なお、参考のために御坊市内の林家および林業事業体による保有山林をみるとする。

御坊市内に在住する林家は 600 戸、その保有面積は 4,700 ヘクタール、また、林業事業体は 29 体、その保有面積は 380 ヘクタールである。したがって、両者の保有面積を合計すると約 5,000 ヘクタールとなる。しかし、御坊市内の林野面積は 1,600 ヘクタール(うち在村者保有 1,600 ヘクタール)であるから、両者の差 3,400 ヘクタールは、他村で保有するものと思われる。おそらく、中津、美山、龍神の不在者保有がそれであろう(なお、龍神村には田辺市の林家や林業事業体の保有もかなり存在するものと思われるが、その点は略す)。

3. 日高林業(龍神・美山・中津)の発展要因(過去)と危機要因(現在)

中津、美山、龍神を中心とする日高林業が、天然林として、あるいは人工林として発展した自然的・社会的原因は何であったかを、若干、考察してみよう。

まず第 1 は、自然的条件であって、ここでは年間 2,000 ミリ以上の降雨量がある。地質的にも土壤が深く適地といえる(いわゆる「木の国」を代表する地域である)。

第 2 は、木材の輸送手段として、日高川の急流を利用した筏送や鉄砲流などに

よって早くから原木の市場化が行われた（いわば筏師の決死的労働の恩恵によるといつてもよい）。昭和28年水害後は河道が荒れて流送ができなくなつたが、他方、道路網が逐時整備されて陸送に変わった現在では、トラック運転手の曲芸的腕まえによつて、大量の原木が安価に市場へ搬出された（5トン積トラックに5立米以上、つまり6～7トンもの原木が積まれて、悪い林道を疾走している）。

第3は、日高地方は有田地方と同じく阪神市場に近く、早くから市場性を高め、拡大造林を進めたこともみのがせない。

第4は、地元林業家の山を愛する情熱に支えられた施策と共に、官行造林、公団林、公社林制度や林道開設など公共投資による林業振興政策である（国家独占資本主義的林政への依存）。

その他、林業一般についていえることであるが、税政上の恩恵も大きい。例えば、実面積と公簿面積との格差、保安林による免税、山林所得税の優遇制度などそれである。

表1-9 保安林

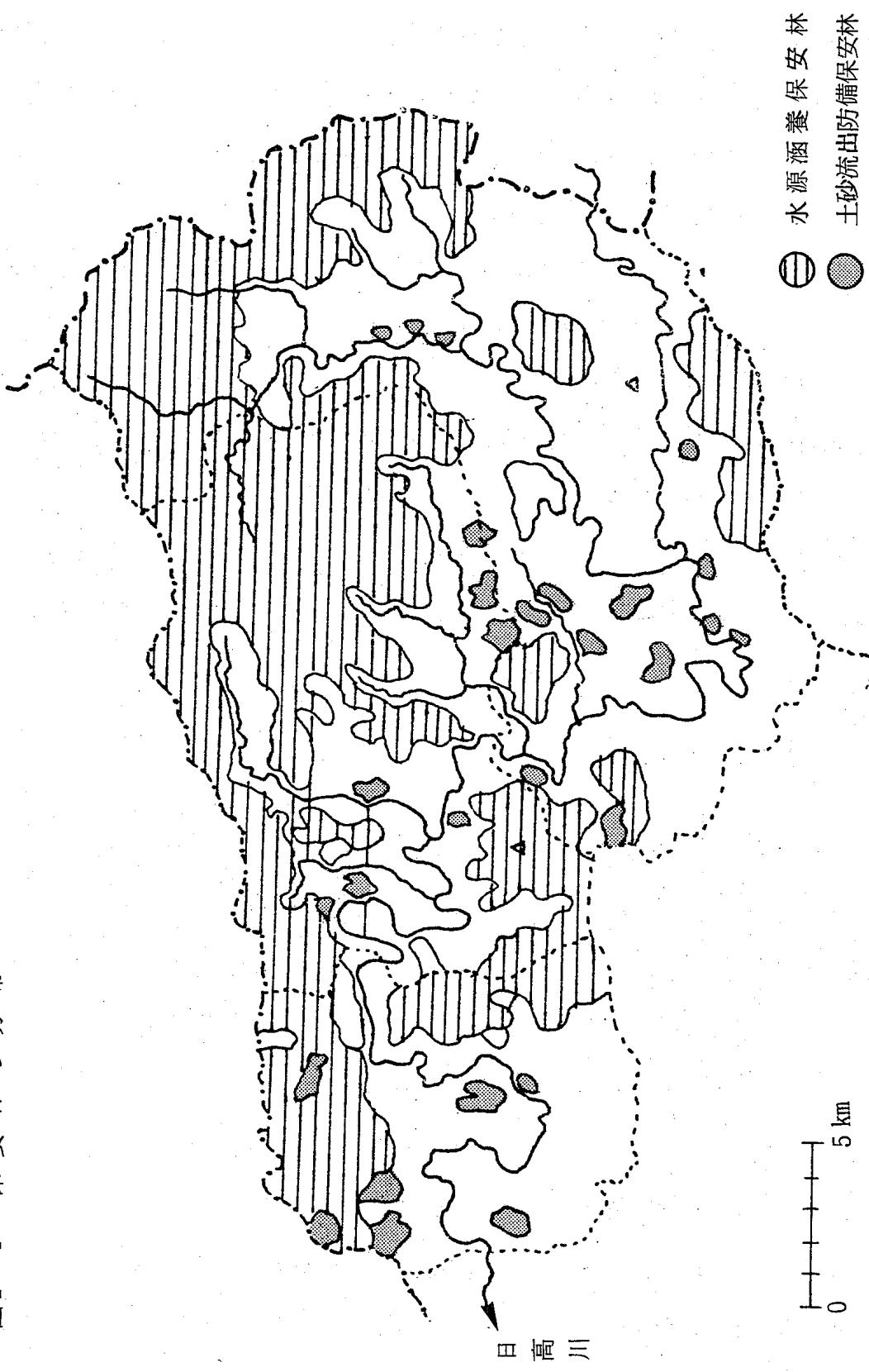
行政 区域面積	(ha)	国 有 林			民 有 林			林野面積の うち保安林 ($\frac{\text{②}+\text{④}}{\text{①}+\text{③}}$)
		国有林 (①)	うち 保安林 (②)	保安林率 ($\frac{\text{②}}{\text{①}}$)	民有林 (③)	うち 保安林 (④)	保安林率 ($\frac{\text{④}}{\text{③}}$)	
中津村	8,706	19	89	100 (%)	7,860	3,673	46 (%)	47 (%)
美山村	16,855	1,233	1,235	100	14,673	10,229	70	72
龍神村	25,458	1,480	1,530	100	22,622	8,528	38	42

その他、林道開発にたいする公共投資や融資政策なども無視できない。

他方、日高林業の危機要因（現況）をみると次のようになる。あえて、日高郡だけに限ったわけではなく、わが国の林業ならびに山林は、1973（昭和48）年の石油ショック後（低成長時代に突入後）はもちろん、それ以前の高成長時代においても多くの問題点をかかえていた。

第1は、筏送から自動車輸送への転換に伴い、日高川林業も近代化したが、県道

図1-4 保 安 林 の 分 布



整備ならびに林道整備のおくれがなお存在する（とくに美山村）。

流送は陸送にくらべ多くの不安定要素をはらんでいるし、林業経営の近代化の阻害要因であったことも事実である。しかし、流送はもっとも省エネ的運材方法であるし、又、山村民や河口の日雇労働者に多くの雇用機会を与えたこともみのがせない。

また、日高林業についていと、流送の場合、上流からの原木の集散地であった御坊市の原木問屋や製材業者の繁栄が、陸送という流通革命によって、従来保持していた経済的優位性と山村経済にたいする支配力を大きくゆさぶられた点も無視できない。

ここで、流送の問題点と自動車運送の長所について整理してみると次のようになる。

- ① 流送の場合は、浮力をつけるために春に伐って夏乾燥させ、秋の台風時の大水を利用して流すため、資本の回転が悪い。他方、トラック輸送の場合は、今日伐って明日は市場へ出すことも可能であり、資本の回転率G-W-Gを速めた。
- ② 数年に一回ぐらい集中豪雨などがやってくると、土場や川原や河口に集積していた木材を流失する危険性も大きい。またその場合は、木材取扱業者などに大きな経営的危機を与えるし、木材が大量に川に流れると昭和28年水害のときのように下流の堤防や橋梁破壊など、いわば流木公害をひきおこした。
- ③ 箍輸送の場合、岩にあたって木材を痛めやすいのと、藤で巻くため、木取りを大きくしなければならないという犠牲も存在した。
- ④ 日高川には、各所に発電所やダムがあり、又、井堰などもあるので流送用の設備をつくらねばならなかった。又、岩場などの難所も多かったので、浚渫なども必要であった。
- ⑤ 流送は、地元住民にたいし多くの雇用の場をつくったと述べたが、個別資本の側からみれば、筏を組むための労働力、河口で筏を解体して、陸上げするための丸太持ち労働力など、多くの労働力を必要とした。低賃金労働者が存在した当時

は、それでも採算的になりたったが、今日ではそのような人海戦術的労働負担にはたえられないのである。

⑥ 但し、陸送の場合、林道や一般道路の建設は公共事業でまかなわれるため、そのための社会投資はきわめて大きく、国の財政的負担に依存した。

日高林業危機の第2の要因は、列島改造論というような形で、持家住宅が大幅に進んだ昭和40年代においても、わが国の木材需給がすでに外材依存率を高め、内地材が圧迫をうけつつあったことである。そして、1973年の石油ショック後は、住宅建設の頭うちによって内地材生産の構造的矛盾は爆発した。なかんずく、和歌山県のように、3.5寸角、10尺もの柱という在来的日本建築様式に依存して木材を供給しているところでは、その打撃が一層大きかった。

第3は、日高林業の市場的中心地であった御坊市の経済発展の停滞性である。御坊市の人口をみても、現在3万人というボーダーライン線上にあいでおり、住宅関連産業の発展も、新しい都市型産業の実現もえられなかつたことである。なお、自動車交通や紀勢線の電化などにより、御坊市の古い形の商業機能が低下したさい、その隘路から新しく脱皮できなかつたことも大きな問題点といえよう。

それにしても、日高川総合開発がほとんど軌道に乗らなかつたところに、日高林業の致命的原因が存在するとみなければならない。

ここで、日高川総合開発が未だ軌道にのっていないという点で、若干コメントしておきたいのは、日高川総合開発の一環をなす椿山ダムの評価である。このダムは結論的にみて地元、美山村の経済発展にあまり寄与していないというのが多くの人の意見である。むしろ、過疎化を一層強めるという悪循環をなしたともいえる。たとえば、椿山ダムで水没をうけた家は、美山村で158戸、龍神村で22戸であったが、それらの人々の大半は川辺町とか御坊市の方へ離村した。補償は200億円ほどであったといわれるが、1戸当たり1億円という平均数字に達した家は数えるほどだといわれる。しかも、金の番はできないというのが山村民の一般の姿である。ダム工事が、現在、進みつつあるが、地元労働者は直接雇用されず、若干、その下請

工事にありつける程度といわれる。なお、多目的ダムとして、地域エネルギーが造成されたとしても、御坊市の産業経済の発展よりも、関西電力KKの電源確保的機能が大きいともいわれている。

日高林業あるいは日高経済圏の停滞性の第4の原因是、和歌山市を含めて和歌山県の産業経済の停滞性である。すなわち、地場産業である繊維、木材工業から農業（みかん、暖地野菜）、水産業についても、また、臨海工業型の鉄鋼、石油業や観光開発についても斜陽化が顕著であり、それは県下の林業や山村問題を激化させている。

また、和歌山県の産業経済の発展を阻む環境条件として、国道42号や国道371号線の整備、高野龍神スカイラインや阪和高速道路の開通など部分的整備が進んでも、幹線道路としての大坂と和歌山を結びつける第2阪和国道や近畿自動車道が未開通のため、日高地方を含めて和歌山県は、京阪神市場から隔離された、陸の孤島となり、生産物の出荷も思うにまかせないし、また、都市型工業の導入や発展も阻まれた。

第5は、山村地域の停滞性から脱出するための地域総ぐるみの開発的エネルギーの結集の不足である。和歌山県の自治体では、民主的エネルギーが十分に活用されておらず、中央依存の保守的体質が強いといわれるが、愚痴をいうだけでなく、一村一品運動など住民の知恵を出しあうことのおくれが、問題解決の道を一層おくらせているともいえる。

4. 日高山村民の対応方向

第1は、現在のような木材価格の低迷時には、林家としても伐採所得で造林費用を捻出するのも、容易でないので、中小規模の林家では、自伐をやめ、森林組合の労務班などに入りこんで賃金収入を求める者が多い。(自営業の危機とプロレタリア化)

また、自己資金で造林（施業）するよりも、公社林などの分収林制度に依存して、単なる地代取得者に甘んずる林家も少なくない。

第2に、山村においては、もともと、住民は食料自給と共に林業労働(自営または

雇用)に従事することによって現金収入の道を求めてきた。しかし、現在、木材の伐採量も少なくなり、又、林業労働の機械化によって就業労働の機会も少なくなりつつある。そこで、林家としてもこれに代わるものとして、商業的農業の導入による現金収入の確保の道とか(たとえば、しいたけ栽培とか、養豚など)恒常的賃金労働や土建労働による日銭かせぎの道を進めつつある。

表1-10 労働力状況(昭55国調)

	15才以上 人口	労働力 人口	主に仕事	家事と 仕事	休業中	完全 失業者	非労働力 人口
中津村	(人) 2,237 (100)	1,416 (65) [100]	1,042 — [72]	335 — [23]	36 — [3]	27 — [2]	793 (35)
美山村	2,680 (100)	1,663 (62) [100]	1,171 — [70]	401 — [24]	47 — [3]	44 — [3]	1,009 (38)
龍神村	4,358 (100)	2,756 (63) [100]	1,970 — [72]	630 — [23]	64 — [2]	91 — [3]	1,597 (37)

表1-11 産業別人口(昭55国調)

	総数	農業	林業	水産業	建設業	製造業	第3次 産業
中津村	1,416 (100) (%)	454 (32)	80 (6)	5 (0)	149 (10)	222 (16)	501 (36)
美山村	1,619 (100)	456 (28)	232 (14)	5 (0)	157 (10)	196 (12)	572 (36)
龍神村	2,665 (100)	602 (23)	339 (13)	1 (0)	408 (15)	278 (11)	1,018 (38)

昭和55年国勢調査での各村の就業人口の情態をみると、農業人口の比率の高いのは中津村の32パーセント、美山村の28パーセント、龍神村の23パーセントというように下流ほど農業依存率が高い。又、専業および1兼業の比率も中津-美山-龍神の順に下流ほど高い。他方、最上流の龍神村は農業比率が低いだけでなく、2兼農比率も高く(全農家の83パーセントまで2兼農)、農家といつても飯米自給的農家が多い。

表 1-12 農家の専兼業別区分（昭55農林センサス）

	総世帯数①	農家数②	専業	1兼農	2兼農	農家率③ ①
中津村	848戸 (100)%	520戸 (100)%	86戸 (17)	86戸 (17)	348戸 (66)	61%
美山村	1,100	496 (100)	75 (15)	25 (5)	396 (80)	45
龍神村	1,631	928 (100)	89 (10)	61 (7)	778 (83)	57

表 1-13 農家の兼業内容（昭55農林センサス）

	兼業計	恒常的勤務	日雇・臨時	林業自営	商工業自営
中津村	434戸 (100)%	198 (46)	127 (29)	29 (7)	80 (18)
美山村	421 (100)	171 (40)	205 (49)	4 (1)	41 (10)
龍神村	839 (100)	289 (34)	376 (45)	51 (6)	123 (15)

次に、農林センサスによって兼業内容をみると、3村とも雇用関係が80パーセント程度をしめ、自営は林業を含めて20パーセント程度と少ない。また、雇用の内容であるが、下流ほど恒常的賃労働が多く、上流ほど不安定な日雇などが多くなっている（土建や林業日雇を含めて）。

表 1-14 農業就業者の内訳（昭55国調）

	総数	男	女	15~39才	40~64才	65才~
中津村	454人 (100)%	203 (45)	251 (55)	32 (7)	285 (63)	137 (30)
美山村	456 (100)	209 (46)	247 (54)	39 (9)	326 (71)	91 (20)
龍神村	602 (100)	218 (36)	384 (64)	55 (9)	363 (60)	184 (31)

農業就業者の男女比率をみると、男より女の農業就業者が多い。とくに龍神では64パーセントまで女である。

次に、農業就業者の年令をみると、39才以下の青壯年層は少なく(10パーセント以下)、65才以上の老年層が30パーセントにまで達している。いわゆる三ちゃん化が進んでいる。だからといって、山村農業は切捨ててもよいとか、減反政策など強行すべきだというのではないことをことわっておく。

表1-15 林業就業者の内訳(昭55国調)

	総 数	男	女	15~39才	40~64才	65才~
中津村	80 (人) (100)%	60 (75)	20 (25)	8 (10)	64 (80)	8 (10)
美山村	232 (100)	199 (86)	33 (14)	29 (13)	183 (79)	20 (8)
龍神村	339 (100)	271 (80)	68 (20)	36 (10)	260 (77)	43 (13)

第3に、林業就業者の男女別、年令別状態を国調によってみると、3村とも、農業とちがって、男が約80パーセントと多く、女は少ない(とくに美山村に少い)。女でも下刈り労働や植林作業などは可能であるが、やはり、労働がきついからである。林業就業者の年令をみると、壮年層である40~64才が80パーセントと多く、65才以上層はわずか10パーセントと少ない。また、39才以下の若年層も10パーセント程度とやはり、敬遠されがちである。

表1-16 林業従事者の従業上の地位(昭55国調)

	総 数	役員、雇人のある業主	雇人のない業主	家族従事者	雇用者
中津村	80 (人) (100)%	9 (11)	24 (30)	19 (24)	28 (35)
美山村	232 (100)	17 (7)	29 (13)	19 (8)	167 (72)
龍神村	339 (100)	18 (5)	40 (12)	38 (11)	243 (72)

従業上の地位をみると、中津村では、雇人のない業主とか、家族従事者が多く(54パーセント)、事業主に雇われている雇用者は35パーセントと少ない。つまり、近代的労使関係の形成は微弱である。これにたいし、美山村および龍神村では72パーセントまでが雇用者となっており、業主あるいは家族従事者は30パーセントを割っている。

第4に、林産物としてのしいたけ栽培や木炭の生産をみると、交通の便がよくない地域とか、あるいは時期においては、かさ高の原木をそのまま形で市場化するよりも、なるべくかさが小さく、単価の高い商品にしようとするのが、長い間の山村民の知恵であった。そのような中でつくり出された林産物が、木炭とか、紙とか、しいたけであった。

表1-17 しいたけ生産量(昭54)

	乾	生	計 (乾換算)	(備考) 経済連取扱比率
中津村	14.0 (トン)	10.0 (トン)	15 (トン)	30(%)
美山村	32.0	—	32	70
龍神村	17.0	0.5	17	80

1980年センサスより

表1-18 しいたけ原木(昭55.農林センサス)

	原木生産量 (千本)	原木消費量 (千本)	原木仕入先(%)		
			自村内 (%)	県内 (%)	他県 (%)
中津村	70	60	100	—	—
美山村	326	326	90	10	—
龍神村	50	250	20	50	30

しいたけは、原木一本(約7キロ)で年間30グラム(乾)が生産され、又、耐用年限が3年であるから、原木1本が100グラムの商品に化けるわけである。つまり、重量的にいふと $\frac{100 \text{ グラム}}{7,000 \text{ グラム}} = \frac{1}{70}$ に減量される。また、価格的にみると原

木1本が200円であるから、しいたけ100グラムで500円の売上高が実現した場合、原木1本につき300円の付加価値がつく。

なお、天然材からしいたけ原木を採取する場合、ヘクタール当り100立米(1万5,000本)がとれたとすると出荷額は200万円となる。つまり自然更新で20年ぐらいでこれだけの価値が生産されるのであるから、人工林価格の低迷している現在、天然林の見直しも行われようとしている。

なお、しいたけ専業農の場合、原木2万本保持しておれば、年間600キログラム(乾)のしいたけが生産されるから、出荷額は300万円となり、所得率60パーセントとしても約180万円の所得が得られる。

表1-19 製炭業および生産量(昭54)

	製炭業者	年内生産量	1戸当たり生産量
中津村	34戸	244(トン)	7(トン)
美山村	2		
龍神村	11	55	5

次は、木炭生産の道である。原木にたいする木炭生産の歩止りは約50パーセントであるから、交通の不便な山村では、広葉樹の活用方法として、従来から木炭生産が行われてきた。原木価格を1立米当り3万円として、450キログラムの木炭が生産された場合(15キログラム当り黒炭2,000円、白炭5,000円、キログラム当り黒炭130円、白炭300円)その木炭価格は6万~10万となり、又、所得率は50~70パーセントとなる。

但し、木炭生産はかなりの苦汗労働であるため、若者にはきらわれがちである。

第5は、新しい商業的農業のみちである。日高地方のような山間部では、夏の涼しい気候を利用して、大根、ほうれんそう、トマトなどの抑制栽培の方向も不可能ではない。ただし、現在のところ、交通の便がよくなく、また最近は減反政策で、各地に大型産地ができつつあるので、小規模の兼業農家の生産物では市場性が乏しいというので、あまり発展していない。

その他、災害復旧工事など、土建労働も従来存在した。しかし、大手資本が入ってくるため、地元の中小業者は、その下請程度にしか仕事にありつけないといわれる。ましてダム工事やスカイラインのような大型工事になると、地元労働者は、ほとんど就業機会をもちえない。

なお、農村工業導入法などによって、縫製工場なども若干入りつつある。その結果、主婦労働なども若干、雇用機会をもつことができたけれども、男子労働力はあまり雇用されないし、また、景気によって雇用が左右されることも大きい。

表1-20 市町村人口の動き（昭35～55国調）

	昭35①	昭45	昭55②	昭35～55	
				増減率 ②-① ①	年平均 減少率
御坊	30,700人	30,573人	30,398人	△ 1.01	△ 0.05
日高町	8,177	7,119	6,973	△ 14.7	△ 0.7
川辺町	7,257	6,266	6,341	△ 12.6	△ 0.6
中津村	4,617	3,148	2,729	△ 40.9	△ 1.9
美山村	6,004	4,196	3,204	△ 43.6	△ 2.1
龍神村	8,269	6,363	5,353	△ 33.3	△ 1.6

最後は、山村民の流出、過疎化の方向である。高度経済成長の基点ともいわれる1960(昭和35)年以後の日高川流域の各町村の人口減少率をみると、人口減の最も著しかったのは美山村である。すなわち、1960年から1980年までの20年間に43パーセント減(年平均2.1パーセント)となっており、ついで中津村の40パーセント減(年1.9パーセント)龍神村の33パーセント減(年1.6パーセント)である。全国平均では毎年1パーセント程度づつ人口の自然増が行われているから、これらの過疎山村では結局3パーセントも人口減になり、他方、都市圏では3パーセント増という過疎と過密をおこしている。

さて、日高地方でも美山村が最大の人口減となったのは、龍神村よりも交通の不便さとか、通勤兼業の困難さとか、林業の不振、椿山ダムによる強制離村が原因で

ある。なお、1955(昭和30)年以降、筏輸送の廃止による失業問題を最も多くおこしたのもこの村であった。

他方、もっとも奥地であるにもかかわらず龍神村の人口減がやや低かったのは、この村の林業（人工林）の優位性、虎ヶ峰を通して田辺市との交通の便の改善、観光地の存在、国道工事など地元での土建労働の就業機会の存在などがあげられる。

（和歌山大学紀州経済史文化史研究所紀要 第3号、拙稿参照）

（南 清彦）

II 日高川製材業の生成、展開

1. 御坊地域における工業近代化

① 戦前の生成と発達

「現在、手許に参照しうる資料として、もっとも古いものは、旧和歌山中学校所蔵（現和大教育学部所蔵）の『和歌山県明治15年統計概書』である。これによ⁽¹⁾って、当時の御坊をふくめた日高郡の商工業の事情をみてみよう。」と、20年前の調査報告のはじめに私は書いた。たしかに、工業については、いわゆる工場と名づけられたものは、日高郡内にはひとつもない、県全体で14工場にすぎない時代のことである。酒類、生蠣、木綿糸、美濃糸、半紙、雑紙が生産物のすべてである。これらのものは、当時名屋津と呼ばれた御坊港より帆出された。統計には、

注(1) 昭和38年調査当時は、たしかに原本として所蔵されている最古のものは、『明治15年統計概書』であったが、その後、和歌山大学紀州経済史文化史研究所に資料が整備され、『明治11年和歌山県統計表』（国会図書館所蔵本）の複写がそなえられた。その135丁には、製作工場として、次の2社があがっている。しかし、「此表掲クル外製作工場ノ類ナシトセザレドモ本年ハ調査シエサレハ暫ク分明ノ者ノミヲ掲ク」とことわっている。

名草郡和歌山十二番丁 和歌山織工所 平松芳次郎 売捌価金3万3,572円

海部郡和歌山傳法橋南ノ丁 和歌山靴製作所 同人 売捌価金3万2,705円5銭3厘

注(2) 森川博、ガリ版『御坊地方における商工業の展開 一 とくに製材業を中心として 中間報告』1964〔昭和39〕年

注(3) 『日高郡誌』992頁は厚生社という資本金5,000円職工約70人の工場があったことを記しているが、統計上には出ていない。同社は、1880（明治13）年6月1日、橋本太次兵衛（後でくわしくふれる）、岩崎惣兵衛、林出吉助などにより設立された。機械付大機を用い、年産約4,800本（1本の織布24ヤール）販路は創業後1年余は大阪地方、その後は過半第六師団をはじめ12の師団へ納品。被服の仕立はすべて大阪において之をなすとある。材料は縦糸はアメリカ製、横糸は日本製紡績糸。創業後一年余は縞および無地大巾物の綿ネルを製織し、大阪地方へ販売していたが不引合のため、その後は大巾白無地綿ネルの裏毛物を製織。

売込先へは東京大倉組、大阪藤田組などの競争がはげしく、また交通不便のため運搬費、日数がかかりすぎ、引合がなく、やむをえず閉社にいたる。

郡誌本文には「慘澹たる経営の裡に持続すること五箇年余に及べり」とある。

次のようにあげられている。

(イ)	(ア)
ローソク	そーめん
木綿糸	綿実
さらし葛	油
醤油 169石	にしん粕
木炭	
材木 300万本 2万9,700円	
米	
酒	

商事会社はフランネル、酒にそれぞれ1会社計2社である。問屋はなし。卸売として154、仲買193、小売1,470の数字があげられている。

『明治30年統計書』では、工業戸数784、人員3,392人（いずれも兼業を含む）となり、織物、半紙、砂糖、酒類、酢、醤油、油、たび、ローソク、傘が生産されている。商業は専業戸数1,159（4,250人）、兼業938（3,958人）である。会社としては、次の1社だけが掲上されている。

印南廻漕合資会社、資本金5,000円、全額払込済、明治29年2月創業
1903（明治36）年12月31日現在日高郡の商業戸数は専業1,198、兼業1,018、合計2,216、人口は専業6,705人、兼業5,395人、合計1万2,100人となっている。ついで商業会社として、全県において、株式会社26、合資会社25、合名会社15の名称・営業種別・創業年月・資本金などが掲げられている。しかし、この中で日高郡内のものは7社にすぎず、御坊町のものとしては、次の4社である。

日高倉庫合資会社	倉庫業	明34年2月創業	資本金 5,000円	払込済 3,000円
鼎立呉服合名会社	呉服太物	明35年7月 "	" 10,000円	" 3,600円
日高肥料	" 肥料穀物	明36年3月 "	" 2,625円	
日高肥料合名会社	肥料砂糖	明33年3月創業	資本金 20,625円	

(4)

注(4) 『和歌山県史近現代史料三』75頁には、日高肥料合名会社、日高郡御坊町、設立明

この統計書の記載内容からみれば、当時の御坊には、いまだ近代的工業すなわち工場制工業があらわれていないといえよう。それとも無理からぬことであって、和歌山県全体をとってみても、10万円以上の重要工業生産物は次のとおりであった。

織物、和紙、漆器、酒類、醤油、氷豆腐、刻タバコ、傘、建具、ビンつけ油、生蠅、綿糸、絹糸

この中で、いわゆる工場は、和歌山市周辺の紡績、綿ネル工場のみであった。⁽⁵⁾

✓ 治33年3月、営業の目的 肥料米穀砂糖諸物産売買委託販売及倉庫業、資本金3万円、代表社員 野村又兵衛、同 野田幸次郎 とある。

二つの日高肥料は資本金額の数からみても原資料の写しまちがえであろう。『明治三十六年和歌山県勧業年報』第二分冊136頁では、資本金30,000円払込済20,625円積立金550円最近利益配当6分、創業三十六年三月となっている。

一方工業の方をみてみると、日高郡では、戸数では、専業461、兼業289計750、当時県全体で7,357戸であるから、約10パーセントであった。人口では専業2,442人兼業1,599人計4,041人である。これは県全体の12.2パーセントである。

県全体の会社として、工業では、30社があったが、日高郡内のものは次の1社だけである。

日高水産合名会社 松原村 創業明治36年 資本金1,600円払込済1,333円

その他に会社組織をとっていないが、主要工場としてあげられているものの中に、次の名がみられる。

浜ノ瀬麦稈真田製造所 松原村 明治31年3月創業（男工3人、女工120人というように出ているが、生産高からみて女工30人のミスプリではなかろうか。『和歌山県史、近現代史料三』和歌山県、昭和54年、102頁には男2女28となっている。）

この和歌山県史の原史料は農商務省『全国工場通覧』明治35年版である。全県45工場、染織27、機械1、化学3、飲食物4、雑10。

同42年版では、全県135工場、染織64、機械6、化学7、飲食物28、雑28、特別（水力電気）2。

この42年版の中で、日高郡関係は日高製材所、麦稈真田製造所、川上村川越の水力発電所の3であった。

注(5) 1903（明治36）年末で、職工30人以上の工場は、県下で30、その半分は和歌山市周辺に位置している。（『明治三十六年和歌山県勧業年報』、第二分冊、134～↗

日高郡下の製造業は、織物 459 戸、和紙 77 戸、砂糖 252 戸、酒類 20 戸、酢 7 戸、醤油 13 戸、刻タバコ 14 戸、ローソク 6 戸、麦稈真田 2 戸、傘 24 戸、建具 10 戸、ビンつけ油 3 戸、足袋 2 戸、石灰 1 戸、瓦 25 戸、船舶 4 戸、木地下駄 7 戸、油および蠟 10 戸であった。

日露戦争によって、日本資本主義はひとつの飛躍をなしつけたといわれる。近畿南部の一地方たる御坊地区にも生産と商業の拡大がもたらされた。「産業の発展はまた交通をはじめ日常生活にも変化をもたらし、時代の進展は大きな波となって御坊地方へも押し寄せてきた。」と『御坊市史』（第二巻、昭和 56 年、30 頁）は書いている。

商工業における会社は、水陸運輸、農業をも含めて、9 社、資本金 9 万 4,000 円となった。工業生産でも、製糸紡績業では、1903 年の 459 戸にたいして、1907 年には 1,010 戸と倍以上になった。日高平野は、和歌山の河谷にしてはたしかにひろい。それでも、わずか 4 年の間に倍以上の生産戸数があらわれ、その数が 1,000 をこえていたとは。農民と工業生産とがまだ結びついていて、工業が地域に密着している情況が思いうかべられる。このむらがり生成する農民的工業の存在を背景にして、その頂点を形成するものとして、近代的工場工業が成

↙145 頁) 100 人以上は下の通り。

	男	女	
和歌山紡績株式会社	68	288	和歌山市
和歌山織布株式会社	63	370	"
青山織工所	30	350	"
京都絹糸紡績和歌山工場	52	97	海草郡中ノ島村
和歌山紡績中ノ島工場	92	656	同 上
紀伊製糸	3	98	龜川村
岩出製糸所合資会社	6	95	岩出村
飯盛鉱山	203	59	那賀郡麻生津村
浜ノ瀬麦稈真田	3	120	日高郡松原村

立する。それが2つの紡績工場、1912(明治45)年創設の日出紡織および1919

(大正8)年創設の日高紡績である。

御坊・美浜地域商工業の戦前における発達を3つの標識を手掛りとして、見てみよう。

第一に工場数の推移でみれば、表2-1が示すように、1916(大正5)年から10年の間で、ひとつの飛躍を見せていている。工場数で3.5倍、従業員数では約1.7倍の増加である。第一次大戦による活況が、この結果を生んだものであろう。その傾向は1926(大正15)年にまでよんでいる。大正10年に比べて、大正15年は企業数で1.3倍、従業員数で約1.5倍となっている。企業規模も大きくなっている。

表2-1 工場数の発展 日高郡

	原動機				職工徒弟				労働人夫	
	使用	なし	計	県	男	女	計	県	計	県
1903(明治36)	—	2	2	73	8	120	128			
1907(〃40)	2	4	6	89	114	250	364	6,729	61	1,081
1912(〃45)	2	1	3		19	38	57	10,930		
1916(大正5)	4		4	239	286	951	1,237	16,360	46	10人以上
1921(〃10)	12	2	14	867	675	1,345	2,020	24,839	31	
1926(〃15)	16	2	18		1,124	1,781	2,905			生産額千円
1930(昭和5)	17	3	20		873	1,824	2,697			8,034
1936(〃11)	14	4	18		674	2,323	2,997			13,597

明治36年は『和歌山勧業年報』によっている。

昭和期に入ると、企業規模、従業員数とも一進一退をたどり、今までの拡大は見られなくなる。昭和恐慌の深刻な影響と、その回復過程が大都市中心の日本経済工業化、それは同時に軍事工業化であったことの表現である。1930年から1936年にかけて生産額でみるとかぎり、803万円から1,359万円へと1.7倍も上昇しているが、紡績と製材とによって、になわれていたものである。

第二に、商業については、上の工業のように、全体を見わたしうる資料は、統

計書には見出しえない。ただ会社数および資本金の変化から、その大勢の動向を指すことぐらいはできよう。(表2-2)

表2-2 会社数及び資本金の変化

単位千円

	日 高 郡								県 全 体	
	工 業		商 業		水陸運輸		合 計 農林漁業を含む		計	
	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金	社数	資本金
1903	1	1	3	27	1	5	5	33		
1907	2	21	6	68	1	5	9	94	80	5,502
1912	3	64	6	34	1	5	11	120	86	6,886
1916	4	1,957	3	20	1	5	9	1,982	93	12,840
1921	19	10,109	7	677	7	176	36	11,032	345	65,467
1926	11	7,676	11	1,967	1	34	26	9,750	276	75,029
1930	10	6,921	9	1,587	4	154	25	8,722	361	69,275
1936	14	6,957	19	1,884	6	328	42	9,237	588	79,112

1903年については、すでに述べた。1907年には工業で2会社、商業で6会社がある。1912年には、工業3社。1921年までは、会社数・資本金も急激に増大している。工業では、1926年に、激減し、その後1930年、1936年とも、その線を維持している。これは工業について、とくにあきらかだが、商業でもこの傾向はみられる。企業としての地方中小零細工業が産業革命によって拡大してきた過程が、この1926(大正15)年、すなわち昭和恐慌を契機に頭打ちに達し、企業整備・統合が都市資本の指導の下に行われてゆくのは、たとえば、後に述べる日出紡織の実例にも見るとおりである。

第三に、課税所得および税額の変化をみてみよう。統計によって、税額で発表されてたり、課税所得で公表されてたりである。そのうえ課税率ないし課税標準もかわったことであろうから、表2-3で示されている傾向は非常に大約のものでしかない。このことは県全体を通じても見られるが、その巾は小さいので、したがって、県全体にたいする比重では、日高地区は最高9.1パーセントから

1936年の5.8パーセントへと低下している。このことから、日高地区の経済力一般の動向をおしあなことができよう。さらにこの低下傾向のうちわけをみてみると、表2-3のごとくである。

表2-3 税額及び課税所得額の推移

単位 千円

	御坊税務署管内			県 全 体			$\frac{A}{B} \cdot \frac{a}{b} \cdot \frac{a'}{b'}$
	商業a	工業a'	御坊税務署計A	商業b	工業b'	全体計B	
1903	39	8	税 4 278	682	163	69 3,390	0.58% % % 0.82 5.7 4.9
1907			税 17			245	6.9
1912			税 22			357	6.2
1916	95	25	614	1,843	616	7,745	7.9 5.2 4
1921	148	43	2,117	4,367	1,118	23,155	9.1 3.5 3.8
1926	203	67	1,954	4,811	1,252	23,876	8.2 4.2 5.4
1930	153	38	1,412	3,510	827	20,881	6.8 4.3 4.6
1936	158	30	1,249 税額 67	3,565	1,429	21,638	5.8 4.4 2.1

商業所得では、全県の5.2パーセントから3.5パーセントの間で、さして低下傾向はなく、工業所得が1936年には全県の2.1パーセントにおちこみ、最高5.4パーセントの $\frac{39}{100}$ となっている。このことは他都市の工業企業の一定規模以上のものの増加に比して、日高地方は、おくれをとっていたか、あるいは全体として工業所得が他にくらべて不振であったことを示している。戦後1970年までの間は事業数、従業者数、製造品出荷額において、順増を示している。その増加をパーセントでしめせば、表2-4の()内のようになる。事業所数の増加4.1倍であるのにたいし、従業者数は2.9倍の増加で、一企業あたりの従業者が減少したことをしている。

とくに、出荷額（加工・修理収入を含む）は1955年から1960年の5年間で2.9倍の増となり、従業者数の増加1.9倍にたいして、50パーセントをうわまわる伸びを見せ、労働者あたりの生産性が伸びていることを伺わせる。

ところが、1970年から1980年の期間は、事業所数は4.1倍から4.0倍へ、従業者も2.9倍から1.8倍へ、いずれも減少しているのに、製造品出荷額は、1.2倍から3.3倍にのびている。(いずれも1955年を基準として)

これらの数字は、御坊における生産活動の停滞ないし萎縮を示している。物流さえさかんになれば、その地域の生産はなくても良いというのであろうか。

表2-4 御坊市工業事業所・従業員・製造出荷額(4人以上事業所)

事業所数	従業者数					製造品出荷額など	加工販收入	修理料	その他	合計 千円	
	常用労働者		個人業主・ 家族従業者		合計						
	男	女	男	女	男	女	男	女			
1946 (昭和21)	389	1,455	1,009		866	3,498	117,846	27,661		120,607	
1955 (〃30)	51 (1.0)	599	222	46	18	885 (1.0)	641,001	4,901	1,344	648,076 (1.0)	
1960 (〃35)	183 (3.6)	939	400	213	92	1,644 (1.9)	1,878,904	4,412	13,661	1,896,977 (2.9)	
1965 (〃40)	220 (4.3)	1,040	532	231	134	1,937 (2.2)	364,246	3,263	613	368,122 (0.6)	
1970 (〃45)	211 (4.1)	1,343	837	227	151	2,558 (2.9)	798,875			793,310 (1.2)	
1975 (〃50)	246 (4.8)	927	610	229	159	1,925 (2.2)	1,265,467			1,264,165 (2.0)	
1980 (〃55)	203 (4.0)					1,605 (18)				2,118,735 (3.3)	
										5,565 内国消 1,302	

- 1946年は4人以上ののみか全事業所か不明。
- 1955年以降1975年まで御坊市史、第2巻による。ただし、1955年の数字はあきらかに3人以下の数と思われる所以、4人以上の数でおきかえた。
- 1980年は御坊市調べ。

次に、製造工業のうちわけにしたがって、御坊における主導産業はなにであり、いかなる隆替をしめているかをみてみよう。御坊市の発足は1954年4月1日。したがって統計書に出てくるのも、その年度からである。それ以前のものについて

表 2-5 1954年現在開設年別事業所数

数字の上段は4人以上、下段は3人以下の工場数

	現在数	1945年以前	1946～49年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
食 料 品 製 造 業	19 72	6 42	5 14	2 4	2 3	2	3 2	1 5
織 繊 工 業	1		×					
衣料その他織維製品製造	1		×					
木材・木製品製造業	15 5	1 2	6 1	1	2	1	1	3 2
家 具 装 備 品 製 造 業	2 1	×	×				×	
パルプ紙・紙加工品製造業	1	×						
出版・印刷・同関連産業	4 5	2 3		2 1				1
化 学 工 業								
石 油 石 炭 製 品 製 造 業								
ゴ ム 製 品 製 造 業								
皮 革 同 製 品 製 造 業								
窯業・土石製品製造業	1 4	× 1	2				1	
鐵 鋼 業	2			×		×		
非 鉄 金 属 製 造 業								
金 属 製 品 製 造 業	3						1	
機 械 製 造 業	2 1	× ×						
電 気 機 械 器 具 製 造 業								
輸送用機械器具製造業	6	5						1
計量器・測定器・測量 医療・理化学・光学機械	1							×
そ の 他 の 製 造 業	3	1		1	1			
總 計	49 100	14 57	13 18	6 6	4 4	2 2	5 4	5 9

ては、表2-5の開設年別事業所数を示すことにする。1954年現在149の工場があるが、1945年以前のものは約半数の71工場であり、そのうちの42工場は、3人以下の食料品製造業である。4人以上の工場らしい工場として戦前より存続したのは、わずかに14工場でしかなかったなどのが、この表からわかる。

同じことを、具体的な企業名でしめしている資料があるので、表2-6として引用させていただく。（『御坊市史、第1巻』、御坊市、昭和56年、1,063頁）

表2-6 日高地方における工業関係会社・事業所の設立年表

明治 37年 (1904)	栗本酒造
" 39年 (1906)	紀南織布株式会社
" 40年 (1907)	株式会社日高製材所
" 43年 (1910)	日高電燈株式会社
" 45年 (1912)	日出紡織株式会社
大正 2年 (1913)	共盛製材・共立製材
" 5年 (1916)	旭セメント株式会社・日高川水力電気株式会社
" 6年 (1917)	日高除虫菊株式会社・南海醋酸株式会社・合名会社野村製材所
" 7年 (1918)	紀州石灰株式会社・日高造船所・畠崎鉄工所・岡本織布
" 8年 (1919)	日高紡績株式会社
" 9年 (1920)	南海紙業株式会社・株式会社常盤製材所
" 10年 (1921)	この年初めて角野組・前田組が日高川河口での砂利浚渫
" 11年 (1922)	旭セメント、大分セメント株式会社に合併
" 13年 (1924)	日出紡織株式会社松原工場
" 14年 (1925)	由良臨港土地株式会社
" 15年 (1926)	村上造船所
昭和 2年 (1927)	昭和製材所・早田酒造・橋本造船所・土井メリヤス工場
" 3年 (1928)	片倉製糸紡績株式会社紀南製糸場
" 5年 (1930)	小松屋化学香料合資会社・日高川砂利浚渫組合
" 6年 (1931)	東田練乳(パッピー)
" 7年 (1932)	畠山造船所
" 10年 (1935)	株式会社鐘紡製糸天田乾繭場・関西砂利株式会社御坊出張所
" 11年 (1936)	日高港湾浚渫株式会社
" 12年 (1937)	比井造船所
" 15年 (1940)	楠山化学研究所
" 16年 (1941)	高砂香料株式会社日高工場

(『続日高郡誌』上巻、昭和50年、1,144頁)

② 戦後における御坊の工業

「利用可能の統計では、戦後の最初のものは、昭和22年のものである。」

このように書いたのは、私の1963（昭和38）年調査の報告書である。その後、資料が整備され、昭和20、21年のものが見られるようになっている。

1946（昭和21）年の『県統計書』（戦後事情を反映して、手書きのままのものである）は後で活用させていただく。ついで、昭和22年の産業別就業数をみると、表2-7のようであるが、これも日高郡全体のものであって、御坊市にかぎることは、町村合併以前ということもあるって、できない。ただ、建設業が製造業の23パーセントにすぎない点が目立っていることはいえる。

国勢調査によれば、御坊市の特長は、1955年、建設業が12.9パーセント、製造業が11.3パーセント。1960年には、建設15.3パーセント、製造14パーセント、実数で2,033人、1,859人で、依然として建設がおおい。とくに建設業には女性の増加がいちいちるしく、1955年から1960年で、398人から687人と実際に73パーセントもふえている。商業も18パーセント増加したうちの $\frac{3}{4}$ 、実数にして284人が女性であった。高度成長の建設ブームとその中の労働力不足が女性をひき出したものといえよう。20年経過した1980年、産業構造で決定的なのは、かつて1947年56.1パーセントあった農業が、1980年には18.1パーセントにまでなったこと。建設も10.6パーセントと沈静化し、商業24.8パーセント、サービス業17.9パーセントとなつたこと。これが1980年の特長である。かつて、高度成長寸前の1955年、農・林・水産・鉱・建設・製造合計で59.7パーセントであったものが、1981年では44パーセントとなり、第三次産業を下まわることになったのである。（表2-8参照）

御坊・美浜の製造業における製材業の位置をみてみよう。

御坊市の製造工業を事業所数でみると、食料品製造業が半分、その残りの半分が木材または木製品・家具製造業である。この比率は、1954年頃から現在にいたるまで変化していない。そして、注目してほしいのは、繊維工業が現在ほとん

表2-7 御坊市産業別従業員数

		1947 ただし日高郡全体		1955		1960		1980	
農業	男	14,771	%	2,339	%	2,058	%	1,238	%
	女	12,867		1,926		1,643		1,203	
	計	27,638	56.1	4,265	33.8	3,701	27.8	2,441	18.1
林業	男	2,129		19		11		24	
	女	163		—		1			
	計	2,292	4.7	19	0.2	12		27	0.2
水産業	男	2,790		159		127		165	
	女	83		31		38			
	計	2,873	5.8	190	1.5	165	1.2	186	1.4
鉱業	男	84		39		39		7	
	女	6		2		2			
	計	90	—	41		41		10	0.1
建設工業	男	1,343		1,228		1,346		1,293	
	女	32		399		687			
	計	1,375	2.8	1,626	12.9	2,033	15.3	1,437	10.6
製造工業	男	4,121		1,125		1,367		1,193	
	女	1,753		292		492		647	
	計	5,874	11.9	1,417	11.3	1,859	14	1,840	13.6
ガス電気 及び水道業	男	160				49		61	
	女	1				4			
	計	161	0.3			53		84	0.6
商業	男	1,726		1,370		1,467		1,656	
	女	884		795		1,079		1,689	
	計	2,610	5.3	2,165	17.1	2,546	19	3,345	24.8
金融業	男	114		144		146		179	
	女	46		65		79		141	
	計	160	0.3	209	1.7	225	1.7	320	2.4
運輸通信業	男	1,858		573		555		612	
	女	196		71		113		115	
	計	2,054	4.2	644	5.1	668	5.0	727	5.4

サービス業	男	311		795		851		1,242	
	女	493		852		810		1,174	
	計	804	1.6	1,647	13.0	1,661	12.4	2,416	17.9
自由業	男	943							
	女	565							
	計	1,508	3.1						
公務及び団体	男	1,049		330		293		457	
	女	334		80		59		162	
	計	1,383	2.8	410	3.3	352	2.6	619	4.6
その他の産業	男	256						8	
	女	161						4	
	計	417	0.8					12	0.1
総 計	男	31,655		8,121		8,312		8,164	
	女	17,585		4,513		5,005		5,334	
	計	49,240	100	12,634	100	12,317		13,498	100

表2-8 産業別就業者比 ついに逆転

パーセント

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980
第1次(農・林・水産)	37.9	35.4	29.1	26.0	22.2	21.5	19.7
第2次(鉱・建・製造)	24.9	24.4	29.5	28.5	27.2	23.4	24.3
第3次(商・金融・サービス)	37.1	40.2	41.4	45.5	50.4	54.9	55.9

『御坊市史、第2巻』373頁および市勢要覧・82による。

どみられないが、前述した1903(明治36)年には、459戸であったのが、1907年には、1010戸。これだけの数が日高郡内で製糸および紡績織物業に従事していたことである。一体、このおおくの業者、おそらく半農・半工の人たちはどこへ行ってしまったのだろうか。御坊・美浜さらに日高地方の産業を語るさいに、忘れてはならない重大な事実である。

表2-9によって、1961年、和歌山県全体で食料品工業が22パーセント

表2-9 御坊市製造工業事業所数 4人以上

	1961		1956		1960		1965		1970		1975		1980		
	御坊市 実数	和歌山県 実数	%	御坊市 実数	%	実数	%								
食料品製造業	88	48.0	22.0	23	42.6	88	48.1	83	37.8	71	33.6	70	28.5	64	31.5
繊維工業	3	1.6	16.4	1		3		3		6		5		5	
衣服その他繊維製造業	1		31			1		2		4		12		6	
木材・木製品製造業	40	218	16.8	20	37.0	41	22.4	48	21.9	49	23.2	55	22.4	42	20.7
家具・装備品製造業	12	6.5	11.5	1	1.9	11	6.0	14	6.4	8	3.8	13	5.3	20	9.9
パレープ紙・紙加工品製造業	3		1.6	1		4		5		3		2		3	
出版・印刷・同関連産業	7	3.8	2.2	4		6		10		9		13		11	
化学生工業	1		1.8			1				1		2		1	
石油石炭製品製造業								1				1			
ゴム製品製造業															
皮革同製品製造業															
黒業・土石製品製造業	11	6.0	2.7			5		6		10		10		9	
鉄鋸業	2			2		3		2							
非鉄金属製造業										2				1	
金属製品製造業	2		2.0			3		8		10		8		6	
機械製造業	4		3.1	1		3		5		2		6		6	
電気機械器具										2		1		1	
輸送用機械器具製造業	3					3		3		2		6		2	
計量器・測定器・機械医療・理化学															
その他製造業	7	3.8	13.3	1	1.9	11	5.0	30	13.7	32	15.2	42	17.1	27	13.3
総計	184	100	100.0	54		183		220		211		246		203	

にたいして、御坊は48パーセントと倍以上にたかい。南海果工の生産額を考慮に入れても、その比率がたかい。このことは一般的にはその地域工業の後進性をあらわすとみてよい。

20年後の1980年末（表2-10）、食料品の比重は、工場数で31.5パーセント、従業者で18.4パーセント、製造品出荷額で9.8パーセントとなった。それにたいして、木材・木製品はそれぞれ21パーセント、22.6パーセント、46.3パーセントとなっている。他に比重のおおきいのは、窯業・土石製品の9工場4.4パーセント、112人7.0パーセント 19億6,502万円 9.3パーセント、およびその他の製品が27工場13.3パーセント 264名16.4パーセント 24億0,120万円 11.3パーセントが主要製造業である。いかに御坊市において、現在、製材業が重い位置をしめているかはあきらかである。

表2-10 工場の状況

(1980年12月末)

産業中分類	工 場 数	従業者数	製造品出荷額 (万円)	工場数比率 (%)	従業者比率 (%)	製造品出荷額 比 率 (%)
食 料 品	64	296	207,961	31.5	18.4	9.8
纖 維 工 業	5	x	x			
衣服その他纖維	6	93	22,601			
木 材・木 製 品	42	363	981,446	21.0	22.6	46.3
家 具・装 備 品	20	72	55,204			
紙・紙 加 工 品	3	x	x			
出 版・印 刷	11	89	43,411			
非 鉄 製 品	1	x	x			
窯 業・土 石 製 品	9	112	196,502	4.4	7.0	9.3
金 属 製 品	6	29	18,160			
一 般 機 械 器 具	6	44	x			
電 気 機 械 器 具	1	x	x			
輸 送 用 器 具	2	x	x			
そ の 他 の 製 品	27	264	240,120	13.3	16.4	11.3
合 計	203	1,605	2,118,735	100	100	100

県製材業における御坊・美浜の位置をみるため、まず、県統計課の和歌山県の工業の数字でみてみよう。この統計は、国の工業統計が4人以上の事業所を対象としているのに、付加して1人以上をふくめている。

事業所数では、県全体で738事業所、御坊41、美浜16で、それぞれ5.6パーセント、2.2パーセント、計7.8パーセントである。和歌山市232(31.4パーセント)、田辺56(7.6パーセント)、新宮45(6.1パーセント)と比較すれば、大約、1:4:1:1である。

従業者数では、

			100パーセント	一工場当たり
県全体	5,400人			7.3人
和歌山	1,691	31.3		7.3
日 高 (御坊) 日高	361 171	532	9.9	9.3
田 辺		704	13.0	12.6
新 宮		342	6.3	7.6

この表からは、和歌山市は大工場もおおいが小さな工場もおおいこと、田辺は大工場がおく、御坊・美浜はその中間であることがわかる。

現金給与総額という欄があるので、そこから算出してみる。

	現金給与総額	従業者1人当
県 全 体	1,056,829 石円	195 石円
和歌山市	394,613	233
日 高	105,249	197
田 辺	168,042	239
新 宮	69,796	204

日高の給与水準はあきらかにひくい、田辺の82.4パーセントしかない。

さらに、較差がはっきりするのは、原材料の使用額である。

単位億円	原材料	+	給与	= B	出荷額等=A	A-B=C	C/B
県 全 体	539		106	645	799	154	23.9
和 歌 山	168		39	207	268	61	29.5
日 高	106		11	117	138	21	18.0

田 辺	78	17	95	106	11	11.6
新 宮	36	7	43	49	6	14.0

給与にたいする原材料の比率では、和歌山4.3倍、日高9.6倍、田辺4.6倍。日高は、和歌山、田辺にくらべて倍額材料をこなしたことになる。低賃金と低加工度をしめすものといえる。

念のために。この統計数は木材・木製品製造業全体の数で、そのうちの一般製材は事業所数で738のうち438(59.3パーセント)、従業者数で5,400人のうち3,895人(72.1パーセント)、現金給与総額で105億6,829万円のうち84億3,768万円(79.2パーセント)である。

国産材では、1981(昭56)年県内木材共販原木市場出荷額でみれば、県内合計15万2,687立米にたいし、御坊共販売上実績は2万7,478立米、17.99パーセント約18パーセント。御坊共販のうち、御坊地元自身で消費されるのは、約10パーセント(なお、田辺30パーセント、奈良10パーセント、和歌山20パーセント、有田10パーセント、東牟婁10パーセント、三重10パーセント)であるといわれている。したがって、国内産原木の県内取扱量のうち1.8パーセントしか、御坊は消費していない。もちろん、この数字を、県内で生産される原木の1.8パーセントと考えるわけにいかないことは、たとえば、日高郡内竜神地区で生産される原木でさえ、県境を越え、桜井市場へ運送されていることだけをみても、わかることである。

一方、外材輸入量では、1970年全国で4,303万4,000立米、和歌山県168万3,000立米(全国比3.9パーセント)、1975年には、それぞれ4,246万3,000立米、134万2,000立米(3.2パーセント)と低下した。すこし年はとんで、1979年71万8,404立米、1980年69万6,546立米、1981年59万6,433立米とすくなくなり、この10年間で、約 $\frac{1}{3}$ になった。

このうち日高港に入ったものは、1972年46万7,000トン、1973年56万トン、1974年62万トン、1976年48万トンであった。(表2-11)和

歌山県全体の外材輸入量の中では、比重は1972年を1とすれば、1.25、1.63、1.9とふえている。1981年の日高港輸入量の数はつかめていないが、原木使用側の各工場から提出された外材量の合計は30万8,383立米である。

表2-11 輸入原木量の推移

区分 年次	合 計 (内材を含む)		外 材 輸 入 量		
	全 国	和歌山県	全 国	和歌山県	日 高 港
昭和45年	86,477千立米	2,400千立米	43,034千立米	1,683千立米	千トン
46年	88,147	2,455	44,463	1,846	
47年	89,898	2,571	48,232	1,945	467
48年	93,258	2,411	53,176	1,846	560
49年	85,746	1,896	48,247	1,426	562
50年	75,063	1,772	42,463	1,342	621
51年					480

運輸省港湾局、紀伊水道地域開発整備計画調査報告書、昭和54年、10頁

2. 御坊・美浜地域製材業の展開

① 戦前の展開

日高川河口地域に、はじめて製材工場が設立されたのは、1907（明治40）年のことである。その工場は日高製材所と称し、蒸気機関によって円鋸と豎鋸を運転して製材した。この工場が設けられる前までは、当地域の製材は、すべて木挽によって手挽された。日高の奥で伐られた丸太は、御坊の町の日高川川岸に筏ではこぼれていた。この丸太は木主によって伐り出されるものもあり、また山村の人自身が販売目的で流下した丸太が、木主に買い取られるものもあった。

この頃には和歌山県下のその他の土地にはすでに製材工場がおおかたった。1905（明治38）年の山林局調査によれば、和歌山県下には円鋸が30台を越え、豎鋸は10台動いていた。

前述の日高製材所は資本金2万円の合資会社、諸積立金4,800円、利益配当

前期年1割（1909年現在）、社長、日高郡御坊町 小竹岩楠 であった。

農商務省の明治42年工場通覧（職工10人以上）には次のようにある。

日高製材所、挽材、日高郡松原村、合資会社、創業年月明治40年9月、職

工男15人、原動力、汽、一、八〇実馬力（『和歌山県史、近現代史料五』110頁）

同時に和歌山県内では、一般製材として、14工場が掲上されているが、人数では、同様の規模・馬力では、山本製材（海草郡岡町村）97馬力、中西新宮製材72馬力の間に位置し、県下第2位である。

明治から戦前さらに戦後にいたる御坊・美浜地域の製材業については、『続日高郡誌下巻』1,190頁から1,201頁までがもっともくわしい。

それによれば、日高製材所の最初の候補地は、水流の落差を利用して動力源にあてる計画で調査したが、落差利用が無理とわかり、蒸気機関をすえつけたという。その工場煙突が、御坊・美浜の最初のものであった。

「1911（明治44）年、日高木材同業組合が設立認可をうけた」と宮原報告は書いている（前掲書、11頁）が、別の記述があることは別に書く。⁽⁶⁾

大正期に従業員が10名程度の小規模な、地方の建築材を挽く円鋸製材所が四工場ばかりあった。大正初めから操業していた共盛製材、1917（大正6）年に設立され、電力によって鋸を運転した共立製材所などはこの中にに入る。

同じ1917年野村又兵衛が設立、1919年8月から事業開始した野村製材所は常時使用職工男35、女5で、年間10万2,750円を生産し、製函専門で、大阪・兵庫に仕向けていた。（『日高郡誌』45頁、なお、この1923年末の工場一覧には4社がふくまれているが、この中に共立製材は入っていない）

1920年、常盤製材所設立。樺太材による製函と杉・桧の建築材製材を兼営。

資本金3万円、従業員は男24、女6であった。

御坊で製材の電力化は製材工業の容易さを増し、表2-12のように丸および角

注(6) 林野庁、『紀南地方製材工場の実態調査報告書』昭和33年度、11頁。宮原省久氏の筆になり、以後宮原報告と呼ぶことがある。

材で 1916 年から 1921 年に 4 倍、板その他では 3.5 倍となってあらわれた。

このことはあたらしい問題すなわち原料問題つまり丸太不足をおこさせることとなつた。⁽⁷⁾ 1919 年に営業をはじめた日高木材株式会社（資本金 30 万円）はこの原料不足問題解決をはかるために設立されたと見ることができる。

そもそも日高川河口の製材工場ははじめ建築材よりも箱材に重点を置いていた。日高川を流下するモミ、ツガを利用したからである。

上にのべた日高製材所も、大正年間は箱製造専門工場で、輸出用茶箱・そうめん箱・アルコール箱・酒箱などをつくっていた。（『続日高郡誌下巻』1191 頁）

大正末期より、北洋材導入による和歌山市地区の製函業隆盛をみて、1926 年から、御坊にも樺太材が入り、御坊港には、1926 年 5 万 1,000 石、1927 年 1 万 3,000 石、1928 年 2 万 6,000 石、1929 年 5 万 1,000 石が入荷した。すでに日高川流下材だけに依存しない状況があらわれていたのである。

⁽⁸⁾ 製材工場の数は、昭和のはじめ 8 工場ぐらい。1935 年に 14 工場。1928 年免許をえた御坊臨港鉄道（現紀州鉄道）は、1934 年日高川駅・御坊駅間開通、木材輸送に大きな役割をはたすことになる。

木材統制のはじまった 1942 年には、近接地をあわせて 40 工場をかぞえるにいたった。このころには、すでに、北洋材は御坊には入らなくなっていたので、それらの新設工場は、スギやヒノキの造林材を原料とした建築材工場として活動し、その製品は大阪・神戸の両市場に船で積出された。1935 年度の和歌山県の用材生産量は 255 万石であったが、このうち御坊市場は 20 万 4,000 石を生産していた。

注(7) 資本金の出資比率は、次の通り。

志賀屋（川瀬九助）	40 パーセント
外河屋（中川藤蔵の分家 中川藤吉）	30 "
島 彦（塩路彦平の分家、彦七）	30 "

（『続日高郡誌、上巻』876 頁）

注(8) 別に 1935 年で 10 工場になったとするものもある。（『続日高郡誌』1193 頁）

県統計書によって、戦前の製材生産額をみると、1921年の激増が特長となっている。もちろん、この傾向は日高郡全体のものであり、また途中で、算出の集計法がかわったりしているので、1903年から1936年まで一貫した傾向をみることはできない。（表2-12）

表2-12 製材業製品金額の推移

単位 千円

	日 高 郡								県 全 体 総 計	
	丸及角材		板					小計		
			桧	杉	櫛	松	その他			
1903(明36)			0.6	4.4	18.7	—		24		
1907(〃40)	134		0.7	7	32	—		40	1699	
1912(〃45)	86		2	7	19	—	15	43		
1916(大5)	134		1	3	11	0.5	10	26	1143	
1921(〃10)	437		6	30	37	1	19	94	644	
	挽角	貫	木					板計	枕木	
1926(大15)	29	11	11					14	—	
1930(昭5)	104	21	21					72	10	
1936(〃11)	212	19	25					57	—	
1948(〃23)									313	
									169	
									631	

1941年に施行された木材統制法によって、日高郡全木材業者の企業合同体として日高林材株式会社（資本金150万円、社長川瀬九助）が組織された。御坊地区の工場は、阪神工場地帯にたいする軍需生産用材と大陸作戦用材の調達に大きな役割をはたしたといわれている。そのことは、今まで伐りのこされていた日高川上流の森林にひどい濫伐を加える原因となった。戦後急に表面化した日高川上流の資源涸渇は、この期間の無計画な伐採の結果であることは周知のことである。

1942（昭和17）年の主要工場は次の8工場で、他は地元の建築材むけ小工場であった。

30 人 以 上	昭和製材	50人前後	
	常盤製材	30人前後	
	木戸地製材	30人	※
	片山製材	30人	※
	井田製材	30人	※
	福村製材		
20以 人上	楠山製材		
	丸山製材		

前記の野村製材は企業整備令にしたがって地方木材株式会社に工場を売却するということをしなかった。したがって自然閉鎖になったので、この表に入っていない。※印の3工場は、住友電工と契約、銅線用ドラム用材を製造、納品していた。1942年企業整備令によって、匿名組合・共栄組合を設立、その後も住友の意向によりドラム専業工場となった。対蹠的な2つの道を選択したといえるだろう。

1943年製材・木材の個人営業停止となり、和歌山県地方木材株式会社御坊支店が一括営業権を握り、統制経済が強化されたが、すでに敗戦への坂道をころがりおちるばかりであった。

② 戦後の展開

(1) 戦後復興過程の御坊・美浜製材業

表2-13は戦後35年間の概観のためにつくった。しかし、注のように、基礎数字に疑問があるうえ、1960(昭和35)年の出荷額等の金額にも疑問がある。同年がおおすぎるのか、あるいは、1965年がすくなすぎるかである。

しかし、概観の資料としては、役立つ。すなわち、事業所数、労働者数は漸増してきたが、低成長とともに、縮少してきたことである。

戦後、阪神地帯の焦土に復興建築をおこなうため、木材需要は急増した。交

表2-13 御坊市木材・木製品、事業所・従業者・製造品出荷額（4人以上事業所）

事業 所数	従業者数人				合計	製造品 出荷額 など 千円	加工 賃収 入	修 理 料	その 他	合計						
	常雇労働者		個人業主・ 家族従業者													
	男	女	男	女												
1955(昭和30)	4	3	5	1	9	5,380	10			5,390						
1960(〃35)	41	189	78	54	327	668,608				668,608						
1965(〃40)	48	284	169	43	20	515	158,878	485		159,363						
1970(〃45)	49	369	170	50	22	611	329,973			329,973						
1975(〃50)	55	194	109	52	28	383	426,281			426,281						
1980(〃55)	42					363				981,446						

注. この表は御坊市史の数字を使ったが、1955年の数は4人以下の数と入れかわっていると推定できる。

通運輸の便の上で、船を利用し、短時間で阪神と連絡できる御坊地方は阪神業者の重要集荷地となった。このため、1948年には約35工場、さらに1953年7・18水害前には周辺をあわせて40近い工場を数えるようになった。

(前掲宮永報告書)

御坊市史は「製材業も戦後個人経営に代わるが、その頃は工場数は20余に過ぎず、御坊市とその周辺に中小製材工場が乱立するのは水害後である」としている。(『御坊市史、第二巻』447頁)

表2-14 昭和21年工業調査業種別調日高郡によれば、製材及木製品81工場、従業者のうち職工男391、女105、計496、技術者45、その他148、総計648、原材料使用額913万5,149円、製品価額7,772万1,217円、加工賃及修理料21万7,146円である。原材料使用額と製品価額の間に、差がありすぎるが、急速インフレのせいであろうか。いずれにしても、製材及木製品の全工業生産額1億1,784万6,578円にしめる比重は66パーセントであった。

表 2-14 日高郡 昭和21年(1946)

	工 場 数				從 業 者 数				原 材 料 使用額		加工費及修理料	
	五人以上		四人以下		職 工 数		技術者		其 他	其 他		
	有 力	無 力	有 力	無 力	男	女	計	計				
金 属 工 業		3			3	2		2		1	7	
機 械 器 具 工 業	3	47	9	4	63	415	30	445	32	158	2,679	
化 学 工 業	2	3	11	6	22	183	122	305	13	83	3,443	
ガス電気工業	2		3	—	5	37	—	37	6	1	7	
土石及窯工業	9	3		—	12	15	—	15		15	136	
紡 織 工 業		24	1	3	28	184	581	765	41	100	1,073	
製材及木製品	16	45	19	1	81	371	105	496	45	148	9,135	
食 料 品 工 業	73	47	12	3	135	203	141	344	41	300	5,813	
印 刷 及 製 本	3	1			4	2	—	2		7	20	
そ の 他 の 工 業	5	29	2		36	13	30	43		53	4,927	
計	113	202	57	17	389	1,445	1,009	2,454	178	866	27,244	
											117,846	
											2,761	

1949年12月末の調査統計によって、工場数などをみてみよう。

日高郡で57工場があり、うち8工場には原動機の設置がない。従業員数は623名、そのうち、個人事業者および家族従業者は61名、職員男72、女17労務者男409、女64、計473、製造品価額2億2,251万円、加工賃42万円、計2億2,239万円である。食料品工業では2億1,239万円、紡織工業で8億3,564万円、工業全体で14億7,921万円である。

4人以上の工場数でみると、34工場（全体の60パーセント）、従業員の90パーセント、生産額では96パーセントをしめる。一工場平均630万円、1人当たり382.5円となる。

和歌山市とくらべると工場当りで821万円の78パーセント、1人当り460円の83パーセントとなり、生産性がひくいことがわかる。

以上の諸資料にくらべて、よりくわしく戦後の経過をまとめたものとして、半田良一氏編の『日本の林業問題』に御坊市場の展開過程（同書214～236頁）なる節がある。それによって、7・18水害までに形成された、御坊製材の形態にふれてみよう。

木材統制は戦後もしばらくは極度に木材需給が逼迫したため、ひきつづき実施されたが、工場設立の許可制はいち早く有名無実化していたし、1946年末には戦時統制機関であった日本社、地木社が解散させられたため、個人営業は同年から、復活しはじめていた。もちろん、当時はまだ木材統制中だったから、価格統制、配給統制は厳然と存続していたし、また解散させられた地木社にかわって、その業務は新しい統制機関である「林産会社」（日高林材株式会社）にひきつがれていた……。

しかし、自由経済の波はおしとどむるすべもなく、1947年初頭には、少なくとも12工場が操業、1948年末には美浜をふくめ30工場をこえた。しかし、ほとんどが10馬力前後の工場で、素材にして、年10万石をこえる程度であった。

この過程で地木社の業務をひきついだ形で3軒の原木問屋が復活し、小原木業者も新規に参入した。この原木生産者、原木問屋、原木業者、製材工場の相関図が、戦後28年水害までの御坊木材市場を形成してきた原型であった。

この期は、復興需要がさかんで、挽けば原木の3倍で売れるという時期であったといわれている。そのあと1949（昭和24）年ドッジライン不況、朝鮮特需景気などをへて、設備面の規模拡大があり、水害前には、ほとんどの工場が20～30馬力以上の出力をもち、中には42インチ級の自動送材車付帯鋸盤をする工場さえあらわれていた。

この製材能力増大を基礎として、水害前、年間48万石程の原木処理をおこなう、当時の中堅市場に成長していた。

この処理能力を十分に養いうる原木供給力を日高川上流の竜神林業がもっていた。そのうえ、いちはやく復活した原木問屋が山元への直接進出や山元素材生産業者への資金の「仕込」を通じて、竜神林業の生産・流通の70パーセントを掌握、質量ともに、安定した市場形成に寄与した。

しかし、次第に原木不足の傾向がつよまり、御坊は「粗悪品」製材の拡大が特長であったといわれている。重点品目をもたず、注文即応体制が、販路拡張の基盤であったが、逆に濫造の原因ともなった。

（2）7・18水害と製材業

1953（昭和28）年7月、この地方をおそった未曾有の水害は、御坊市だけで、死者65人、行方不明155人、全壊流出家屋703戸、田畠の流埋没600町歩、家屋浸水6,000戸という大惨害を出した。（『和歌山県災害史』昭和38年、242頁）

河口にあった製材工場が、流失浸水で大きな打撃をうけ、ほとんど全滅にひんした。水害直前は戦後の木材業の繁忙期であったため、工場もようやく設備を充実し、手持の丸太も比較的豊富であったときだけに、その損害はおおきか

った。

当時の日高木協理事長柏木永一氏は「郡内 75 工場中流失せる工場 23、大破せる工場 10、小破せる工場 7、その他 25」と報告している。（『御坊市を中心とする七・一八水害誌』、御坊市水害誌刊行委員会、昭和 33 年、77 頁）

「そして被害の最小の工場から漸く操業を開始し、現在は昭和、曾根、下田製材、和一木材、御坊三原造船の 6 工場が操業を行っている。」

この引用文の現在とは、近畿各大学連合水害科学調査団が、災害直後に現地入りをした時点のことである。この調査団の報告書によれば、水害後、工場ぐるみの御坊脱出、労働者解雇問題、流木回収、復旧資金調達、原木確保などのいずれも緊急の課題があった。

しばらく、長文をいとわず、この報告書から引用させていただく。

「最大の工場である塩屋村天田の中紀木材（社長 T 氏は日高商工会議所会頭で御坊町長を牛耳る。労働者 200 名）では、地元の復旧が悪条件でさしあたり見込みがたたず、大阪に工場を移す計画が出ている。」

ここでは軍事的色彩の強い住友電線の発注になる電線枠の生産を行っており、勝手にその生産を中断する訳にゆかず神戸に工場施設を借り生産を続行しているが、大阪市大正区に工場が移されるという。この会社は原木 3 万石、製品 2 万石の流失をみ、御坊税務署に全損害 4,639 万円（資産 4,731 万円）と報告している。」

この中紀木材移転は結果的には、全面的ではなかったようである。

外に、この壊滅を期に和歌山市に移転し、県木協の幹部として活躍する西川健三製材のケースもある。結局水害のあった年度末には 17 工場が再開した。

操業の見込みのたたないところはもちろん最大の中紀木材においても、人員整理問題、退職金、日給引下げなど労資間の紛争がはげしくなった。

労働基準監督署に解雇申請をだして人員整理をはかっているのは下記のようであった。

〔御坊労基署に解雇申請の出ているもの〕

福村製材	23名（松原）	片山製材	31名（塩屋）
上野"	30"（御坊）	常盤"	35"（松原）
西川"	28"（"）	平和"	2"（"）
井田"	24"（塩屋）	松本"	5"（塩屋）
下田"	20"（松原）	沢村"	5"（"）
北野盛"	27"（御坊）	玉置"	5"（丹生）
小林"	3"（"）	丸一"	10"（御坊）

流木回収の経過は、Ⅲの昭和28年の記述にゆずる。

「製材業者の復旧は、例えば日高木材協同組合で討議されたような次のことが必要である。（イ）融資＝総計約3億、金融機関および関係官署と接衝。

（ロ）金融措置＝銀行と交渉し、信用手形は3カ月延期、約束手形は双方話し合いで解決する。（ハ）操業＝早急にできるところから開始。またそのためには他府県からの原木購入、官有林の払下げが必要である。」

中小企業金融公庫は7,400万円の貸付を全額特別利率適用でおこなった。この資金が当時、御坊の製材業再建にどれだけの効果を発揮したものであろうか。

原木については次のような問題があった。

「水害後木材の価格は高騰し、8月中旬現在で3割以上も上っているといわれるが、これは山林地主およびこれに結びつく原木ブローカーの主導性のもとに吊り上げられているようで、御坊附近の大部分の零細製材業者は原木高と製品安に苦しめられている。さらに官有林の払下げについて、日高郡内では原木業者と製材業者とが対立をみせている。すなわち従来の慣習では官有林払下げは、一応原木業者の手で払下げを受け口銭をとって製材業者に売渡されるのであるが、今回のような場合は直接に製材業者に払下げよという要求が出ている。さらにこの対立の他に、罹災者の業者をだしぬいて和歌山市の木材王といわれる某有力業者が大阪宮林局に払下げの先取権を獲得するため暗躍している。」

復興過程だからといって、労資関係のラチ外にあるわけではない。労使の関

係は緊張し、業者も労働者への犠牲転化策をとった。そのやり方は、

「5、6割の休業手当を支払って工場を閉鎖し、人員整理、賃金切下げをはかっている。従来日給は残業手当ともで（製材工場は忙しいときには、朝6時半より夕7時までの労働であるという）400円ばかりであったが、水害後は後片づけとして200円に切りさげられた。これは町民の団結によってかちとられた失対事業の日当400円をはるかに下廻るものであり、この低賃金が失対事業の日当を切りさげようとする当局の口実になっている。ここでは『就業』労働者の賃金が逆に失業者の賃金をおしさげようとする奇妙な様相を呈しているのである。⁽⁹⁾」

水害後は、あたかも木材景気の下降期にさしかかったため、復興はてまどった。復旧のためには、出荷先の都市の問屋資本の援助が必要であったが、あまりの惨害であったことと、日高川上流の森林資源の涸渇がいよいよ目立ち、しかも、その資源さえ他地方の触手によって持ち去られる量が次第に多くなる傾向が感知されていたので、工場復旧資金の調達は意のごとくならなかつたといふ。

(3) 経済成長期の御坊・美浜製材業

1958（昭和33）年の御坊製材の実態は、林野庁によって、くわしく調査報告がおこなわれている。⁽¹⁰⁾前記の『日本の林業問題』も、この調査にもとづく部分がおおい。まず同書に掲げられた工場の基礎データの一覧表から見てみよう。

注(9) 近畿各大学連合水害科学調査団、『和歌山水害報告書』、昭28、45頁

注(10) 前掲 宮原報告

表2-15 御坊市美浜町の製材工場指標（1958）

御 坊 市							美 浜 町								
工場 仮称	馬力	帯鋸 台数	年 間 素 材 消 費 量	1日当り 素材消費量		素材入手別	工場 仮称	馬力	帯鋸 台数	年 間 素 材 消 費 量	1日当り 素材消費量		素材入手別		
				1日 当り	1HP 当り						1日 当り	1HP 当り			
1	(HP)	(台)	(千石)	(石)	(石)	(%)	3	(HP)	(台)	(千石)	(石)	(石)	(%)		
31	1	2.4	8.0	0.26	100	—	36	1	20	67	1.80	70	30		
3	17	1	1.2	4.0	0.24	100	—	4	120	3	28	93	0.78	90	10
4	15	1	1.5	5.0	0.33	100	—	5	57	2	18	60	1.05	70	30
6	13	1	1.2	4.0	0.30	100	—	6	56	3	26	87	1.55	90	10
7	41	1	10	33.5	0.81	100	—	7	13	1	1.5	5	0.40	100	—
8	15	1	3	10.0	0.66	100	—	8	35	1	6	20	0.57	100	—
9	30	1	12	40.0	1.30	100	—	9	40	2	12	40	1.00	85	15
10	28	1	3	10.0	1.37	100	—	10	80	4	42	140	1.75	60	40
11	20	1	6	20.0	1.00	100	—	11	30	1	6	20	0.67	100	—
13	36	1	8.4	28.0	0.77	100	—	13	47	1	18	60	1.27	65	35
14	58	2	9.5	35.0	0.60	100	—								
16	50	2	10	33.0	0.66	100	—								
17	23	1	2.4	8.0	0.35	100	—								
18	23	1	1.7	1.5	0.24	85	15								
19	51	2	12	40.0	0.78	70	30								
20	27	1	3.5	11.5	0.42	100	—								
21	32	1	3.4	11.5	0.36	100	—								
25	18	1	2.4	8.0	0.44	100	—								
26	40	1	12	40.0	1.00	100	—								

注 (1) 林野庁「紀南地方製材工場の実態調査報告（33年度）。

(2) 日高地方事務所調べ。

表2-15を再構成してみる。

表2-16 馬力別規模（1958）

馬力別	39以下	40以上	60以上	80以上	120以上	計
工場数	19	8	0	1	1	29
平均年間 素 材 消 費 量	0.5万石	1.5	—	4.2	2.8	

総計39のうち10は製函業者、のこりが製材業。したがって、林野庁報告は、この29工場だけを対象としている。

素材入手別では、100パーセント県内が29工場中20、県外率は最高でも

40パーセント、年間消費高の中では28.4万石中の4.6万石、16.2パーセントである。最大消費工場4万2,000石の県外40パーセント、実数1.68万石をひけば12.0パーセント。

この数字12パーセントについて、林野庁調査は、水害によるドサクサで、今までの丸太買集めの地盤が他地方の業者に横取りされ、水害から立直った時、ふたたび日高川出材に依存しなければならなくなつた。1957年県外から丸太入手したのは2工場4,000石にすぎなかつた（御坊だけにかぎれば）としている。

このような状態で原木高の傾向がつづいた。

今まで木主と称して、日高川上流で丸太を入手し、それを貯挽工場で製材していた業者は、その仕事を縮少して丸太売りに転向した。木主はいつしか素材業者としての近代的な姿にかわってきた。製材工場は丸太を入手するためには、直営伐採の方法をとるよりもたとえ高値でも素材業者からの丸太買付をすることが資本回転を早めることであった。それによって資金の絶対額不足を緩和するよりほか道がなかつた。

日高木材協同組合は後述のごとく御坊市を中心として日高郡一円の主なる業者を網羅している組合であるが、御坊市在住の組合員についてみると、1955年末から1957年8月までの間に、総数57人から50人への変化のうち、素材専業者数は34人でかわらないのに、素材製材兼業者が1人から10人にいちじるしく増加し、製材専業は22人から6人に激減している。7人の総数の減は製材業者の脱落であり、製材業者の減ったのは、素材業者への転向が多いといわれる。「のこった製材業者が繁忙となつたわけでもなく、依然閉散である。御坊市ではいま1人の製材業者に7人の素材業者があるわけで、この点はよそとまったく逆である。いまわずかに6人の製材専業者も貯挽をするのが大部分で、自営製材はめずらしい。御坊の町の素材業者は日高川の空地に丸太を山積みしているが、製材工場の土場には丸太の山は見られない。日高川奥から

トラックによってはこぼれてくる丸太は、ただちに製材工場に持ちこまれるが、その多くは山土場で工場が素材業者から買ったものか、または素材業者が売るために工場に運びこむ丸太であるという。」（前掲林野庁宮原報告、17頁）

水害によって経営形態に変化がおこった。すなわち、製材工場をもたない木材業者つまり素材業者が増加した。さらに工場自体も、その規模をなるべく小さくし、丸太を巧みに買うことと、製品を有利に販買することを第一義とする商業的色彩の濃い経営に転じた。御坊地区の製材工場の規模がだんだん小さくなっていることは、このような事情による。（前掲書、12頁）

ここで、「規模が小さくなっている」ということをよりくわしく見てみよう。表2-17によれば、1952年から1962年にかけて、工場数では3.0パーセントから3.1パーセントとかわりはないのに、馬力数では3.8パーセントから2.8パーセントへと低落している。御坊の平均馬力数が、県全体の発展率よりおくれている。その反対に従業者数では3.5パーセントと工場数のしめる割合より大きい。以上のことは何をものがたっているか。

表2-17

	製材統計基礎調査（素材加工業者を対象）								事業所統計 (全工場) による御坊		
	工 場 数			馬 力 数			従 業 者 数				
	御坊	和歌山県	パーセント	御坊	和歌山県	パーセント	御坊	和歌山県	パーセント	工場数	従業者
1952(昭27)	26	878	3.0	HP 632.0	16,492.5	3.8					
1955(〃30)	19	690	2.8							18	176
1958(〃33)				568							26
1959(〃34)	16	625	2.6							31	320
1960(〃35)	18	606	3.0						6,945	41	327
1961(〃36)	19	600	3.2					239	6,808	3.5	40
1962(〃37)	18	579	3.1	541 KW 19,433.0		2.8	249	7,071	3.5	41	368
1963(〃38)	18			685			253			42	486
1964(〃39)											
1965(〃40)	17	484	3.5	840	21,809	3.9	248	5,633	4.4		

しばらく、和歌山県全体の製材業の動向に目をむけてみよう。製材工場数は、1955年頃から年々約2パーセントずつ減少してきているが、逆に、動力数は、1958年頃までは年々2パーセント程度の伸び率であったものが、1959年頃から年々12パーセント程度の急激な伸びを示し、1963年は前年にくらべ15パーセント強の増加となっている。1960年からのわずか4年間に71パーセントの動力出力数の増大となったわけである。1955年当時19.62キロワットであった1工場当たり平均キロワット数は41.30キロワットと倍以上に急増し、全国平均28.7キロワットの1.4倍となった。製材工場規模については全国平均を大巾に上廻っているのが県の実状である。さすが木ノ国である。

さて、この現状にくらべて、御坊・美浜はどうであろうか。平均キロワットは1962年30キロワット、1965年38キロワットであって、県平均に達していなかった。和歌山市、田辺市の37.5キロワット以上工場に見られる馬力数の拡大はようやくにして1963年にいたって御坊ではじまった。

しかし、7.5キロワット以下の小割工場をもふくむ工業統計では、1959年以降に工場数がその年31だったものが、1960年41と急増している。そのわりに従業者は増加していない。ということは1人ないし2人の企業が独立して別個に開業したものと考えるほかない。それらが1963年に入って、にわかに、生産を拡大して従業者をふやした。1961年354人、1962年368人、1963年486人という数字は、それをものがたっている。

この和歌山県全体と御坊との対比を通じていいう結論は、次のようにある。和歌山、田辺等の先進地帯は設備合理化による大工場への脱皮の努力がはらわれた。しかるに、その同じ期間に、御坊・美浜では、一方では、その先進地帯の傾向に追随しながら、— 平均キロワットの伸びはそれを意味している — しかし、田辺・和歌山のような大工場への脱皮にまではいたらず、その分だけ、零細小製材への下請けによって、需要の増加をまかなおうとしてきた。1963年の製材業界活況がその下請けの多少の成長を可能にした。

ところが、1964年にいたって、事態は急変する。和歌山・田辺の先進地帯が設備革新——42cmのテーブルを80cmにかえて、巨大な丸太外材を処理し得る能力をもつたこと——の結果、出荷量を伸ばしていたことが、かえって、金融引締を直接の契機とした企業倒産の影響を、その分だけ深刻に受けことになったのである。当時の私の調査では、当時最大の倒産事件を次のようにあげている。

「それを、もっとも、端的に示す事件が、この御坊調査当時、御坊木材業界最大の話題となっていた。和歌山県古座出身の神戸の材木問屋Y商店の倒産事件である。人の語る口はさまざまであって、あるいは、総額3,000万円といい、あるいは、1,200万円といい、K製材では7~800万円の不渡を受けたともいう。

ただ、ここで問題となるのは、それらの語る人々の一致している点は、田辺、新庄は設備革新がこたえている。御坊はさいわいテーブルをかえることはしなかったから、被害はあったにしても、工場閉鎖にいたらなくてすむということである。山からの原木仕入代金の支払をのばし、売上の回収を早めれば資金のやりくりはできるという。資金のやりくりができるのは、上のような公式的な対策ではなしに、御坊独自の生産構造にあるものと見るべきであろう。独自の生産構造とは、前述したような、1960年を画期として、零細製材工場が10工場程できて、1963年にかけてそれらが企業として成長をとげ、約100名の労働者をあらたに吸収したという事柄をさしている。それらの企業が、ことのほか、経営内容が悪化し、採算点が低くなること、このことを土台にして、不況対策がなりたっていると見ることは無理な考えであろうか。」（森川博、『前掲中間報告』、1964（昭和39年）年、10頁）

このことに関連して、次に、御坊および美浜町の製材業を馬力、能力の面からみてみよう。

御坊の製材工場規模は1956年の資料では10~30馬力が総工場数の過半

を占めている。この点では全国の平均とよく似ている。（表2-18-1参照）、1962年になると、全県では7.5～22.5キロワットをピークにして規模分布しているのに、御坊市では、22.5～37.5キロワット工場がピークをなし、絶対数も過半数をしめている。（表2-18-2参照）

このことは、和歌山、田辺の大工場地帯と有田、那賀の小工場地帯の中間にある御坊の特長をしめしているといえよう。

表2-18-1 御坊市製材工場規模（1956）

	5 HP～10未	10～20未	～30	～50未	50～100未	100～200未	～	計
実 数	2	9	5	7	3	0	0	26工場
比 率	7 %	35	19	27	12	0	0	100 %
全国平均	19 %	43	17	14	6	1	0	100 %

注. 全国平均は農林省統計調査部 1956年3月現在、御坊は 26 工場について日高地方事務所資料により算出

表2-18-2 同 上（1962）

	～7.5 KW	～22.5	～37.5	～75.0	～	計
実 数	一	4	10	3	1	18 工場
比 率	0 %	22	55	17	6	100 %
全県比率	8 %	37	28	18	9	100 %

注. 『和歌山農林水産統計年報1962』による。

(4) 1970(昭和45)年の生産構造 — 戦後御坊製材業のピーク —

1970(昭和45)年6月30日、第一回の木材業登録が行われ、日高木協から次のようにのぼった。

	日高郡	御坊	美浜	日高	由良	川辺	中津	美山	竜神	南部川	南部	印南	その他
木 材 業	62 (78)	19	5	5		4	15	5	10	7	4	3	1
製 材 業	39 (41)	18	14	2	1						6		
チ ッ プ 業	1 (2)	1	1										
木材・製材・チップ業	38 (41)	18	13		1	1	2		1	2	2		1
計	140 (162)	56	33	7	2	5	17	5	11	9	12	3	2

追加。直接申請をふくめたのが、カッコの中の数字である。

表の右部分によれば、木材業は郡内各町村に散在しているが、木材業兼業の製材と専業製材業とは、大部分御坊市・美浜町、つまり日高川河口地域に集中していることがわかる。

また、表2-19からは、製材・木材商兼営が21人以上のはほとんどすべて、製材専業は10人以下で大半がしめられ、木材商専業も5人以下が過半をしめることがわかる。

表2-19 従業員規模別(1970年)

	不明	5人以下	10人以下	20人以下	30人以下	31人以上	計
製材(工)	2 (4.1)	21 (4.2.9)	20 (4.0.8)	6 (1.2.2)			49 (100)
製材・木材 (工・商)	—	6 (1.4.3)	5 (1.1.9)	19 (4.5.2)	6 (1.4.3)	6 (1.4.3)	42 (100)
木 材 (商)	5 (8.8)	32 (5.6.1)	12 (2.1.1)	7 (1.2.3)	1 (1.8)		57 (100)
チップ工業		2 (100)					2 (100)
計	7 (4.7)	61 (4.0.7)	38 (2.5.3)	31 (2.0.7)	7 (4.7)	6 (4.0)	150 (100)

『日本の林業問題』上の表2-20によれば、1970年と1973年の間に、御坊と美浜の両地区に逆転がおこっている。1工場当出力数でみて、在来美浜が御坊の1.2倍だったものが、1973年には、逆に0.9倍になった。長年、美浜地区は、比較的大工場がおく、御坊は零細業主がおおいとされてきた。前者が港の周辺であり、後者は密集都市型集落に位置していたからである。

表2-20 動力階層別製材工場数

出力階層	御 坊 市			美 浜 町			合 計		
	1967	1970	1973	1967	1970	1973	1967	1970	1973
7.5 KW ～22.5 KW	18.6 8	22.2 10	23.7 9	15.0 3	8.7 2	4.3 1	17.5 11	17.6 12	16.4 10
22.5 KW ～37.5 KW	34.9 15	20.0 9	5.3 2	5.0 1	8.7 2	13.0 3	25.4 16	16.2 11	8.2 5
37.5 KW ～75.0 KW	34.9 15	33.3 15	36.8 14	55.0 11	47.9 11	39.2 9	41.3 26	38.3 26	37.7 23
75.0 KW ～150.0 KW	2.3 1	15.6 7	23.7 9	25.0 5	30.4 7	34.8 8	9.5 6	20.6 14	27.9 17
150.0 KW ～	9.3 4	8.9 4	10.5 4		4.3 1	8.7 2	6.3 4	7.3 5	9.8 6
総 数	100.0 43	100.0 45	100.0 38	100.0 20	100.0 23	100.0 23	100.0 63	100.0 68	100.0 61
総出力数KW	2124	2681	3133	1153	1545	1787	3277	4226	4920
一工場当 出力数 KW	49.34	59.58	82.45	57.64	67.17	77.78	52.01	62.15	80.66

注 (1) 農林省和歌山統計情報事務所資料。

(2) 上段は構成比で下段は工場数。

1958年から1964年の木材好況と不況をもっぱら新規参入零細企業の労働力でしのいだ御坊・美浜の製材業は、そのままで、次の時代をむかえられなかった。次の時代とは、新しい外材導入の高波来襲時代である。

製材工場数は1967年の63から1973年61と平行線をたどりながら、一

工場あたりの出力数では 52.01 キロワットから 80.66 キロワットと 1.6 倍となった。いわば、おそまきの外材シフトであった。

この過程で、1970年代に入って、おおきな変化は、原木への依存が国産材から外材へ、外材シフトの進行に応じて、はっきりとかわったことである。

(表2-21)

表2-21 外材入荷量の急増 和歌山県

1,000立方メートル

	素 材 入 荷 量				素材入荷組合せ別工場数		
	計	国産材	外 材	外材率	国産材のみ	国産材と外材	外材のみ
1960	1,502注	1,344	158	10.5
1965	1,625	796	829	50.0
1970	2,237	565	1,672	74.7	152	193	142
1975	1,796	349	1,447	80.6	155	143	192
1980	1,726	345	1,381	80.0	162	121	178

注 『農林水産統計年報』1980年、150頁では1159千立方メートルで100パーセント国産材

表2-22 1961年の御坊製材業の外材依存率

	素 材 入 荷 量 総 数	國 產 材			外 材				外 材 率
		總 數	國 有 林 材	そ の 他	總 數	ラ ワ ン	北 洋	米 材	
和歌山県全体	1,498	1,170	45	1,124	329	56	90	177	4 22%
和歌山市	521	283	8	274	238	37	66	130	4 45.7
田辺市	231	184	24	160	47	0.3	16	31	— 20.3
御坊市	52 52,276	52 51,998	0.4 417	52 51,581	0.3 278	0.3 278	—	—	— 0.5
日高郡	75,419	69,336	893	68,441	6,083	3,415	2,019	649	— 8.1

注 単位 上4行千立米、下2行立米。

統計のしめすところでは、1961年の0.5パーセントから、20年後84.7パーセントへと御坊製材の外材依存率はおおきくかわった。外材は、1961年の統計が示すように、県全体329（100パーセント）のうち238（72パーセント）が和歌山、47（14パーセント）が田辺市、のこり14パーセントをのこりの市町村でわけている。外材はまず、和歌山に入ってき、次第に日高郡内におよんだことをものがたる。（表2-22）

外材率の高度化を、全体として動力増大、平均動力数 52.01キロワット（42年）から 80.66 キロワット（48年）への上昇でうけとめた。キロワットの上昇は、単なる機械の台数増加ではなく、全体としていえば、丸鋸を減らして、42年108台が、48年には7台にへっている、かわりに自動化鋸がふえている。たとえば、自動送材車付帯鋸盤は54台から67台、所有工場も4つふえている。（表2-23 次頁）

半田良一教授のグループは、その検討の結果、どんな判断を示しているのか。「御坊市場は大巾にイメージを回復し、すでに名誉の回復も近いという。そして、それが外材の導入にはじまるとするなら、まさに外材化こそ市場発展の動向をなすといってよい。また表面的にみる限り、国産材離れがそれを推進したといえぬこともない。だがひるがえって考えてみると、御坊市場にとって外材と国産材とのちがいは、流通担当者が存在するか、しないかでしかない。」

いう意味は、流通担当者がいさえすれば、国産材による良質製材もできたはずだという結論である。もしそうだとすれば、この地域の未来産業図を描くうえでのキーポイントをえたことになる。

表2-23 製材工場の機械所有状況

市町別		御坊市		美浜町		合計	
機械種数		1967	1973	1967	1973	1967	1973
総工場数		43	38	20	23	63	61
自動送材車	a	74.4 32	84.2 32	90.0 18	95.7 22	79.4 50	88.5 54
	b	1.0 33	1.3 41	1.2 21	1.2 26	1.1 54	1.2 67
付帯鋸盤	a	30.2 13	36.8 14	20.0 4	30.4 7	27.0 17	34.4 21
	b	1.2 15	1.0 14	2.0 8	1.4 10	1.4 23	1.1 24
自動ローラー送りテーブル式鋸盤	a	53.5 23	47.4 18	70.0 14	47.8 11	58.7 37	47.5 29
	b	1.1 26	1.2 22	1.1 16	1.4 15	1.1 42	1.3 37
テーブル式 帯鋸盤	a	27.9 12	28.9 11	40.0 8	39.1 9	31.7 20	32.8 20
	b	1.2 14	1.4 15	2.0 19	1.3 12	1.3 33	1.4 27
'67は縦挽用 丸鋸盤	a	88.4 38	7.9 3	90.0 18	8.7 2	88.9 56	8.2 5
	b	2.0 76	1.4 5	1.8 32	1.0 2	1.9 108	1.4 7
'67は横挽用 丸鋸盤	a	97.7 42	73.7 28	85.0 17	69.6 16	93.7 59	72.1 44
	b	1.7 71	2.4 68	1.8 31	2.7 43	1.7 102	2.5 111
バーカー	a		13.2 5		21.7 5		16.4 10
	b		1.0 5		1.0 5		1.0 10
フォーク リフト	a	60.5 26	86.8 33	60.0 12	95.7 22	60.3 38	90.2 55
	b	1.3 33	1.8 58	1.6 19	1.8 40	1.4 52	1.8 98
動力による 搬送設備	a	23.3 10	26.3 10	25.0 5	30.4 7	23.8 15	27.9 17

注 (1) 農林省和歌山統計情報事務所資料。

(2) aは所有工場、bは所有台数。

(3) 所有工場数の上段は所有率 = 所有工場数／総工場数。

(4) 所有台数の上段は1工場当所有数。

(5) 1980年代製材業の構造

(i) 3つの木協

日高川流域の製材業者は、2つの組合に組織されている。日高木材協同組合（通称日高木協）と御坊製材団地協同組合である。前者の方は、戦前の日高郡木材同業組合が戦時中の企業整備により、日高木材商工組合となり、戦後日高木材林産組合と名称がかわり、さらに今日の組織にひきつがれてきた。

くわしくは III 日高木材協同組合総会議事録抄を参照していただきたい。

他方の御坊製材団地協同組合は、同和対策事業の一環として、1975年、生産事業育成および地区改良の2方向から、企画され、実現をみた。同年8月団地用地買収に着手、1978年11月工場建設完了。8業者15名が団地内に工場をひらき、総事業費9億798万6,000円（うち高度化資金7億3,060万円）で、敷地2万3,155平米、工場8棟6,021平米、事務所99平米、焼却炉2基を整備した。

この2つの協同組合とは別に、日高港製材協同組合が外材輸入割当の引受機関として1973年7月16日つくられた。市役所前の商工会館ビルに一室をおき、専務1名を常駐させているが、月1回会員むけ講演会をひらく以外のこととはしていない。

当時政府の外材輸入割当に応ずるため急拠つくられたが、実際の割当は、この協同組合では、たった一回だけ。共同購入も、品質の不均一、金額は多額にのぼること、市況がきびしいこと、などからむつかしい。したがって上のような活動停止状態にあるが、日高港湾開発が本格的にはじまれば、製材団地、貯木場などの課題が日程にのぼるであろうと考えられている。

組合員は21名。日高木材協同組合員と重複している。

(ii) 規模別の構造

日高木材協同組合の1983年7月現在の組合員は79。

製材業登録会員	53
木材業 "	22
無 "	4
計	79

木材業は、製材設備をもたない業者、無登録というのは木材業者等の登録を行う必要のないもの、つまり、いわゆる山林家である。園、橋本、藤田、柳瀬の四家は、いわゆる御坊きっての素封家たちであり、日高木協の役員、その他の代表を、長年つとめてきた人たちである。

事業者の規模別に分類してみよう。

表 2-24

	不 明	5人以下	10人以下	20人以下	30人以下	31人以上	計
製材 (工)	10 19.2	16 30.8	4 7.7	13 25.0	5 9.6	4 7.7	52 100
木材 (商)	7 30.4	9 39.1	6 26.1	1 4.3	—	—	23 100
計	17 22.7	25 33.3	10 13.3	14 18.7	5 6.7	4 5.3	75 100

1970年と1981年とをくらべて特長をみよう。全体数は150から75に半減しているが、これは、組合の登録、加入範囲の問題がある。比率だけでいえば、1970年の製材のみを製材・木材の部に加えて、1981年と対比してみる。

	不 明	5人以下	10人以下	20人以下	30人以下	31人以上	計
1970	2.2	29.7	27.5	27.5	6.6	6.6	100パーセント
1980	19.2	30.8	7.7	25.0	9.6	7.7	100パーセント

これからすると、10～6人が極端にへって、その分だけ不明がふえている。

個々の工場の展開をおってみよう。

31人以上の4工場では、21人減員、4人増員、30人以下21人まで

表2-25

	工場名	1970(昭45)		1981(昭56)		減	増
		工場数	従業員数	工場数	従業員数		
31人以上	A		62		○ 43	19	
	B	4	36	4	○ 40		4
	C		35				
	D		33		○ 31	2	
	一工場当		41.5		37.8	-21	+ 4
30人以下 ↓ 21人	E		30		○ 25	5	
	F		27		○ 28		1
	G		29		× 13	16	
	H	10	26	6	○ 22	4	
	I		24		○ 37		13
	J		22		× 16	6	
	K		21		○ 25		4
	L		20		○ 25		5
	M		20		○ 21		1
	N		21				
	一工場当		24		21.8	-31	+24
20人以下 ↓ 11人	O		18		6	12	
	P		18		× 11	7	
	Q		17		× 12	6	
	R		16		× 12	4	
	S		15		× 14	1	
	T		15		× 15		
	U	16	不 明	11	× 13		
	V		12		× 11	1	
	W		12		× 16		4
	X		20				
	Y		19				
	Z		15				
	a		14				
	b		14				
	c		12				
	d		不 明				
	一工場当		14.1		13.4	-31	+ 4

- 注 1. 1970年には、竜神森林組合148人、紀州造林株式会社74人がふくまれていたが、登録移動があったのか1981年にはふくまれていないので数からはぶいた。
2. 1981年
 ○31人以上 ○30～21人 ×20～11人
3. 1971年度ニクソン・ショックで5工場が倒産したが、工場名は不明。
 1982年Z工場が倒産している。

では31人減員し、増員は24人、20人以下11人までの層では、31人減員、4人しか増員していない。11人以上を総計すれば、減員83人にたいし、増員は32人にはすぎない。

企業別でみると、従業員の増加企業は7、減少企業は12。しかもその間に、30人～21人規模で、工場そのものが、4減少（厳密には、業法登録をしなかったので、その理由が倒産・工場閉鎖に直結するかどうかは確認できていない）、20～11人では5工場が減少している。（表2-25）

この人員減少の過程を動力の面から見てみよう。1973年にくらべて、御坊では1工場当出力数が82.45キロワットから69.31キロワットに低下、1967年以来の遞増傾向にストップをかけた。ところが美浜では、逆に77.78キロワットから89.36キロワットに上昇した。（表2-26）

表2-26 1981（昭和56）年

出力階層	御坊		美浜		合計	
7.5～22.5 キロワット	2	パーセント 7.7	2	パーセント 13.4	4	パーセント 9.7
22.5～37.5 ノ	7	27.0	2	13.4	9	22.0
37.5～75.0 ノ	9	34.6	4	26.6	13	31.7
75.0～150.0 ノ	5	19.2	5	33.2	10	24.4
150～	3	11.5	2	13.4	5	12.2
総 数	26	100.0	15	100.0	41	100.0
総出力数	キロワット 1,802.1		キロワット 1,840.36		キロワット 3,124.48	
一工場当出力	キロワット 69.31		キロワット 89.36		キロワット 76.65	

こうした変化の中で、13名増員したI製材と、19名減員したA製材とが目立っている。

もし、この10年間の御坊製材の変動を企業レベルの積極策と消極策でうけとめた典型として、この2企業を見ることができるならば、まことに対照的なケースであるといえよう。

まずA企業から見てみよう。1959年1月に個人で開業。従業員62名は伐木造材夫10、集運材夫10、製材工男15女12、チップ工員男3女3、事務員男6女3と配分され、事務の比率がたかい。

貯木場は1,650平米、製材工場1,050平米、チップ工場33平米。

この設備規模で、素材1万4,000立米を使用し、製材1万1,000立米、その他2,000立米、計1万3,000立米の生産をあげていた。

10年たって、1981年生産量は、1万2,000立米、素材消費は1万3,000立米と約8パーセントへっている。

その時、労働力の構成は、目立技工1、製材工男16女4計20名、チップ工男6女2計8名、雑役夫男2女8計10、事務男1女3計4、全体で43名。全体としては62名から43名と大巾に減ったが、それは、原木収集の伐木、集運に配していた労働力をカットし、製材部門をそのまま存続させたのであった。

I木材は、1970年24人の従業員を、10年後37人に約1.5倍化した。しかし、その実態は、表2-27のようである。製材工はまったくかわらず、かわったのは雑役夫の数で、製材過程とは別の原木造出に、あらたに6人配置している。

表2-27 従業員配置変動

区分 男女別		伐木造材夫	集運材夫	架線技士	製材技士	選別格付士	目立技士
1970	男	人	人	人	2人	2人	1人
	女						
	計				2	2	1
1981	男	2	2	2	4	2	1
	女						
	計	2	2	2	4	2	1
		製材工	チップ工員	雑役夫	運転手	事務員	計
1970	男	8人	人	人	人	6人	19人
	女	2		1		2	5
	計	10		1		8	24
1981	男	8	2	8	1	1	33
	女			3		1	4
	計	8	2	11	1	2	37

A、Iを対比すれば、あきらかなことは、前者が原木から手を引き、後者が新らたに、原木にまで手をのばした、という経営戦略のちがいである。両者に共通しているのは、事務部門を軽減、とくに男子を大巾に削減していることである。事務機械化の成果であろうか。

ところが、原木から手をひく戦略をとったはずのAが原木入手の60パーセントを自己持山からとしている。伐採を自己の直営としなくなったと推察する以外にない。

全体として、製材を行う企業と木材販売を行う企業とでは、従業員規模でみると、11人以上のところにおおきなちがいがある。商業では21人以上の企業はない。

工業では、31人以上が4社。21人以上10社から減って6社。

その31人以上4社について従業員の構成をみてみよう。

計151人のうち、伐木造林、集運材、架線、製材技士、選別格付のいわゆる原木造出が、32名(21パーセント)、あと製材過程が119名(79パーセント)で、工業としての製材が主過程で、原木造出が従であることが明白である。

さらに、その4社のうちわけをみると、A、B2社は、原木造出過程をもたず、まったく、製材のみ、D、E2社はあわせて、26名対42名で、原木にも相当の比重がある。ここからいえることは、A・B2社こそ御坊工業としての製材業を代表しているということである。現に、日高木協の代表者である理事長は、このグループから選出されている。

なお、Aでは製材工対雑役工の比は2:1であるのに、Bでは2:7となっているが、これは、雑役の範囲が報告者によって、相当地いちがっていることの証明であって、実態の差を示すものではあるまい。もし、そうでないとすれば、Bでは、少数の製材工に多数の雑役工を配置していることになり、製材工の生産性がたかい、つめていえば、高能率の製材機械を導入している

ことのあらわれと見ざるをえない。果して、実態はいかがであろうか。

では、それぞれの機械設備状況をみてみよう。（表2-28）

表2-28 機械設備の状況

機械の種類	区分	A 製材						I 製材						
		1970			1981			1970			1981			
		ノコ車径 mm	台数	出力	ノコ車径 mm	台数	出力	ノコ車径 mm	台数	出力	ノコ車径 mm	台数	出力	
製材機	帯ノコ盤	テーブル式 帶ノコ盤	1,000 以下	1	7	"	"	"	1,050	1	11	"	"	"
		自動ローラー ¹ 帶ノコ盤	1,050 "	1	22	"	"	20	1,050	1	11	1,050	2	37
		手動送材車式 帶ノコ盤												
		自動送機車式 帶ノコ盤	1,200 "	1	46.5	"	"	"	1,100	1	22	"	"	37
	コノコ	遠隔操作式自動 帶ノコ盤	1,100 "	1	23.25	"	"	"						
		横切帶ノコ盤												
		計		4	98.75		4	96.75		3	44		4	85
機械	丸ノコ	テーブル式 丸ノコ盤												
		移動テーブル式 丸ノコ盤												
		キングソー	300 以下	1	19		"	"						
		手動送機車式 丸ノコ盤	500 "	1	1.5		"	"	300	1	2	350	1	2
		自動送機式 丸ノコ盤	400 "	1	3		"	"						
		計		3	23.5		"	"		1	2		1	2

実は、Aは100パーセント製材、それも角材が83パーセント、使用素材は杉、桧以外の国産材77パーセントで生産し、県内15、京阪神30、京浜15、その他40の各パーセント、つまり、全国を販路としている、事業所である。

それにたいし、Bは、18,000平米の貯木場を持ち、米材100パーセントを、割材として加工製造80パーセントの、いはば、製材よりは、むしろ、加工を中心している。ここから、労働力構成の差異がおこったものとみられよう。この業者が、どうして、このような構成の組織をもつようになったのか。この業者とプレハブメーカーとの関係をあきらかにすることによって、判明するにちがいない。

登録上の数字では、総従業員数男439名、女131名、計570名。(1981)

この131名の女性は、47パーセントが製材工、チップ工が6パーセント、雑役が30パーセントと意外にすくなく、事務は18パーセント23名である。工場数が45なのに23名しかいない、つまり事務員もおかしい規模の工場があるということである。

上記では、男女比は3.35：1。58年9月12日の林業指導課調査(表2-29)によれば2.3：1(御坊市内280人についての数)つまり、女性従業者の比率がたかまり、絶対数もふえていることを示唆している。

表2-29 年令別構成

調査人数 御坊市内280人

男女比 男：女=7：3

昭58.9.12調査

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
全体	25 9%	39 14%	87 31%	101 36%	25 9%	3 1%	280 100%
男	22 11	28 14	55 28	72 36	16 9	3 2	100
女	3 4	11 14	32 39	29 32	9 11	0 0	100

上段 実数、下段 パーセント

実は、この表 2-29 の価値は、年令構成にある。20代、30代が層がうすい。このままでは 10 年、20 年後には、技術を修得した熟練労働者不足になること必至である。

御坊製材業の外材依存つまりその外材を輸入する商社依存を、使用素材の割合で見てみよう。

表 2-30 日高木協製材使用素材 1981

立米

国 产 材				外 材					合 計
ス ギ	ヒ ノ キ	そ の 他	計	米	南 洋	ソ 連	そ の 他	計	
20,563	4,826	24,173	49,562	218,983	4,050	450	14,900	308,383	357,945
(5.7)	(1.3)	(6.8)	(13.8)	(61.2)	(1.1)	(0.1)	(4.2)	(86.2)	(100.0)

外材専門業者は、全体 53 事業所のうち 21、あと 1 は 9,800 立米のうち 9,000 が外材というから、これも入れて 22 となる。5,000 立米以上を上位からならべると、次のようになる。

	工場名	仕入原木	従業者	工場面積
1	e 製材所	70,000 立米	9 人	375 平米
2	f "	50,000	5	270
3	K "	31,608	25	1,400
4	L "	20,021	25	978
5	E "	18,600	25	1,045.4
6	S 材木店	15,000	14	772
7	H 木 材	14,500	22	918
8	d 製材所	10,000	内／外 14	600
9	D 製 材	9,800	800／9000 37	650
10	g 商 店	9,800	米材のみ 13	960
11	G 製 材	9,800	" 13	660
12	R "	7,700	外その他のみ 12	4,416
13	F "	5,800	2500／3300 28	950
14	J "	5,700	米材のみ 16	350
15	B 木 材	5,000	米材のみ 40	1,800

第一に意外な点は、上位 8 事業所の中に、従業員 30 人以上の 4 つが、入っていることである。

第二に、上位 2 が平均 7 人、工場面積平均 約 323 平米で、小さな施設が、大きな生産をあげている。どこに、そのポイントがあるのだろうか。

企業組織という点からみれば、個人 34、株式会社 9、有限会社 2、小計 45、データなし 8、総計 53 という状況である。

株式会社 9 の資本金総合計は 1 億 2,420 万円、平均 1,380 万円、例外的に資本金額の多い 1 社をのぞけば、平均 802.5 万円。

創業年度別でみると、大正 1、昭和の戦前 1、7・18 水害（昭 28 年）以前 11、高成長期（29 年～40 年）19、低成長期（41 年～53 年）9。大正、戦前の昭和が 2 事業所しかないのは、戦中の木材統制で民営が廃止させられたからであろう。特長として、1970 年以前はほぼ毎年新規の参入があり、1970 年から以降 15 年間 3 事業所しかくわわっていない。

もちろん、製材工場の基幹設備は、のこぎり、とくに、そのテーブル巾である。この広狭は、決定的な位置づけをあたえる。とくに、42 センチメートルと 80 センチメートルとの間には、外材処理が可能かどうかのわかれ目がある。もちろん、国産材を処理するさいには、外材用テーブルはかえって非能率となる。次は設備の自動化の程度で、これは製材コストに直結している。

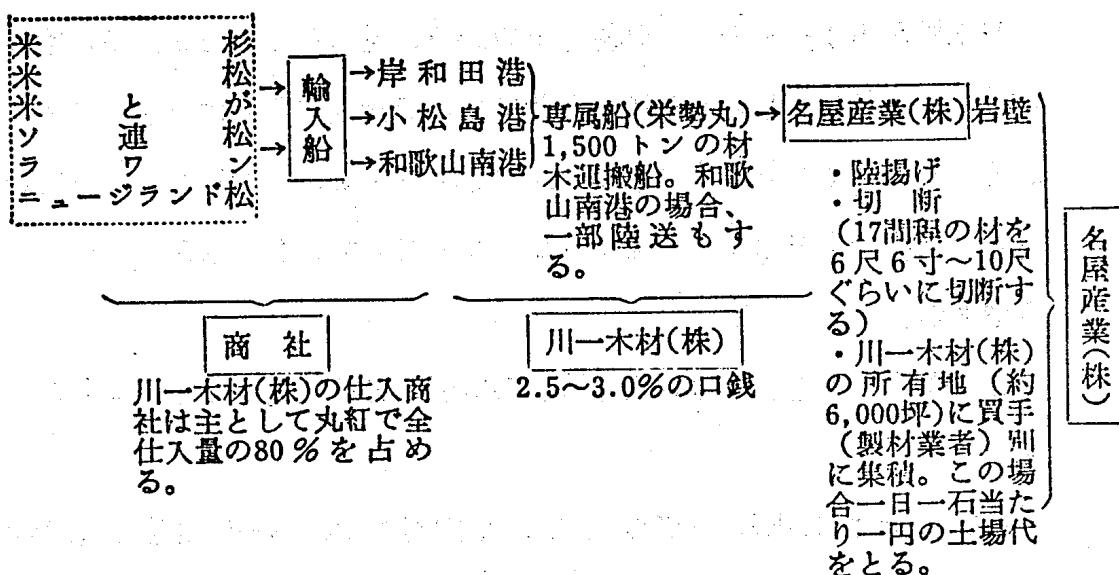
ところが、それ以外に決定的要素として、貯木場の有無、その広狭が、絶対的条件となる。それがなければ、原木を他企業に依存するほかないことになる。「川一木材（株）の所有地（約 6,000 坪）に買手（製材業者）別に集積。この場合 1 日 1 石当たり 1 円の土場代をとる」と続日高郡誌は紹介している。

（同誌、下巻、1,362 頁）

3. 御坊製材業の社会構造

① 原木流通と山林保有

1971年11月現在の外材仕入と販売の仕組みを、『続日高郡誌、下巻』1,362頁により示す。



- * 名屋産業株式会社は、中川藤吉・川村浩の共同出資で設立されている（資本金500万円）。運搬船から土場への陸揚げ・切断・集積の手間賃をとる。
- * 素材の販売方法に二種ある。置場渡しと土場渡しである。
 - 置場渡し…外材輸入港で商社から落札した川一木材㈱が、製材業者に販売する方法。
 - 土場渡し…名屋産業㈱岩壁についた素材を指し値で売買する方法
- * 川一木材㈱の年間素材販売量はほぼ30万石である（昭和46年11月現在、1石平均13,800円で製材業者に販売している）。

1981年現在、原木の84.7パーセントは外材であるが、その流通経路は、まことに商社によって、万トン単位の木材専用船で大阪、小松島、阪南、和歌山南港ほかにおろされる。

そこで引取る商社取引原木業者は、御坊地区では川一木材1社である、といわれている。

しかし、くわしく見ると、商社と直接取引のあるのは、4社である。

	扱い高（立米）	全扱い高にたいする パーセント	のこりはどこから
H木材	10,375	25	75パーセントは木材業
h 製材	5,000	100	
A "	3,200	20	60パーセントは自己山林
d "	2,000	100	20パーセントは木材業

H木材が 80 パーセント外材をあつかうと見られているが、 56 年には 100 パーセント外材。しかしそのうち商社から直接入れるのは 25 パーセントだけである。かえって、 h 、 d の 2 製材が 100 パーセント商社から入れている。 A 製材は、自己持山で 60 パーセントまかなっていて、かつ 20 パーセントを商社からである。

ここからすると、外材移入商社との取引の H 社独占はすでに破れているといえる。

一方伝統的な市場を構成していた内地材は、戦後復活した 3 原木問屋（川一組、一山林業、日和商会〔川瀬九助〕）と新規参入の原木業者によって取扱われる。

川一組は 1946 年に発足、 1949 年に川一木材株式会社を設立、資本 1,500 万円（社長中川藤吉・専務中川博丞）。内地産素材の生産・販売が主であったが、 1968 年から外材扱いをはじめ、 1971 年には販売素材の 80 パーセントが外材であった。 1981 年現在、従業員 22 人（うち製材 12 事務 6 ）、 1,193 平米（この平米数は続日高郡誌の 6,000 坪という数字とくいちがっているが）の陸上貯木場をもち、外材 4 万立米を 70 パーセント売買、直接輸入商社から $\frac{1}{4}$ を入れている。

日和商会は、現在伐木集運材は外注、 7,250 平米の陸上貯木場をもち、立木買、素材売 100 パーセント、山林家から国産材 5,500 立米を仕入れ、県内に 100 パーセント販売している。

一山林業は、 1947 年、資本金 50 万円で設立、川瀬一族でつくっている。

表2-31 木材商・製材兼業木材商の仕入先 1981

単位：立米

	自己山林	山林家	木材業	商社	製材	その他	合計	%
木材商 計	11,520	20,593	58,351	20,575	1,666	417	113,122	100.0
パーセント	10.2	18.2	51.6	18.2	1.5	0.4	100	
製材業 兼	9,820	8,376	57,861	15,575	1,666	0	93,298	82.5
パーセント	10.0	8.5	58.9	15.8	1.7	0	100	
木材商 専業	1,700	12,217	490	5,000	0	417	19,824	17.5
パーセント	8.6	61.6	2.5	25.2	0	2.1	100	

木材商の登録は 32、そのうち工業と兼営しているのは 14 社。全 32 社（個人がおおいので、社というのもあたらないのだが）の扱い高は 11 万 3,122 立米、約 11 万 3,000 立米、製材業全体で約 35 万立米であるから、約 $\frac{1}{3}$ しか木材商統計にはあらわれていない。その前提のうえで、以下の分析を見ていただきたい。

第一、全扱い高 11 万 3,000 立米のうち、H 木材が約 4 万立米、A が 1.6 万立米、S 1.3 万立米、計 6.9 万立米、60 パーセントを 3 者でしめている。なかでも、H の 35 パーセントは大きい。

第二、自己山林を伐採して売り出しているのは、4 社、A 9,600 立米、O 植林 1,000 立米、K 林業 700 立米、D 製材 220 立米だけである。御坊製材が処理する国産材 5 万立米のうち、20 パーセントをしめる A 製材の位置はこれまた大きい。

第三、木材商が買う相手は、61.6 パーセント山林家である。商社 25.2 パーセントというのは、1 社が入れるだけ、したがって、ほとんど、山林家から買うと考えてよい。

第四、商社からの直接買いは、意外にすくない。H 木材の商社買いが、一般に考えられているほど高くないからである。一次、二次問屋から仕入れる方が有利だという価格情勢があると見てよい。

第五、製材兼業木材商が 9 万 3,000 立米、全体の 82.5 パーセントを扱う。

木材専業は 17.5 パーセントでしかない。全体として零細業者。専業 18 社のうち 1,000 立米以上は 5 社。

原木を供給する側についてみよう。

御坊で大山林地主と目されている家は、5ないし 6 であるという。その人たちには、統計上では 100 町歩以上の山林を保有し—— 所有とはちがう概念で、所有していないても、林業経営地として管理を行っている面積をさす—— 林業を行っていることになっているが、100 町歩以上はすべて入ってしまうので、本当の大山林地主ぶりはあらわれていない。

そのうえ、山林の特殊性として、登記上の面積と実際の面積との間に、大巾な食いちがいのあるのが当然と考えられておりして、業界での見立評判も、評者によって相当のちがいがある。センサス統計上では、日高川沿いに、100 ヘクタール以上保有林家は 26、御坊は 6、旧御坊町で 4、旧湯川村、旧塩屋村で各 1 であり、美浜町にはない。（表 2-32 参照）

表 2-32 100 ヘクタール以上保有山林林家

	総 数	うち農家林家	非農家林家
御坊市	6	1	5
旧御坊町	4	—	4
湯川村	1	—	1
藤田村	—	—	—
野口村	—	—	—
塩屋村	1	1	—
名田村	—	—	—
印南町 2-2	—	—	—
美浜町	—	—	—
旧松原村	—	—	—
三尾村	—	—	—
和田村	—	—	—
中津村	4	3	1
旧船着村 2-2	2	1	1
川中村	2	2	—

	総 数	うち農家林家	非農家林家
美山村	6	5	1
旧川上村	1	1	—
寒川村	5	4	1
竜神村	10	8	2
旧竜神村	2	1	1
下山路村	3	3	—
中 " "	1	1	—
上 " "	4	3	1

1980年世界農林業センサス、和歌山県統計書

そこで 100 ヘクタール以上に包括されていて実態のわかりにくい部分を、別の資料でみてみよう。

この資料は、御坊に住所をもつ個人・法人が日高郡内・外で経営する森林の面積を集めたもので、かならずしも最終的なものではないと思われるが、日高林業における御坊山林家の支配力と、かつていわれていたものの実相をうかがいうものである。

森林保有者	面 積	ヘクタール
川瀬和男ほか5	1,529.62	
中川藤吉ほか1	1,462.07	
野村又兵衛ほか7	661.32	
塩路林業株式会社	611.33	
園 喜太夫	436.26	
橋本太次兵衛	338.21	

このクラス以上の林業経営はごくすくない。

林業公社	1,840.60 ヘクタール
大阪植林株式会社	1,300.80

丹生津会（川辺町） 735.26 ヘクタール

美山町 633.56

寒川道典（美山村） 621.09

大沢潤三ほか5（南部川村） 618.31

1983.3.30現在

川瀬和男は川瀬林業の代表者、この川瀬林業は明治10年代蟻問屋から材木商に、土地つきの立木を買い集めるうちに、昭和50年代、821ヘクタール（うち70パーセントは植林ずみ）の林地を集積していた。

戦後日和商会を設立、7・18水害以前日高郡全体20万石素材生産の過半をしめていたという。

しかし、昭和40年代に入るとほとんど原木生産を行わなくなり、自己保有山林の育林経営に移行している。

中川藤吉も同様の蟻問屋から材木商に転化、木挽製材（木挽人夫10～20名）を経て、1942年設立の統制会社「日高木材株式会社」に統合。

戦後、賃挽製材工場をはじめたが、1950年労働争議を機に、木材業専門となつた。7・18水害以前、山林1,500ヘクタール（うち600ヘクタール植林ずみ）の植林を山元専門業者Yに依託、素材買付・生産を山元番頭Hにおいて、山元造材事務所を設置し、竜神にこせんばKy、独立素材業者Sにおいて、原木を集荷していた。（このところ、『日本の林業問題』302、303頁による）

7・18水害後、山元での素材生産は急減、1966年素材生産販売を完全廃止。それ以降外材原木問屋に転化、内地材は自己保有林の伐出にかぎった。

1983年現在、中川藤吉氏は御坊商工会議所の会頭である。

野村又兵衛、薦喜太夫は、1979（明治12）年の日高郡蟻燭業者組織の親和社に堀川屋、和泉屋として、志賀屋川瀬九助とともににくわわっている。前者は、地域塩業一手引受業者となり、山林経営とともに、醤油製造をおこなつた。1946年3月から1947年4月まで御坊町長。薦喜太夫は、もと薦浦用係（庄屋を明治20

年にはこうよんだ）。塩路林業は前記島彦が1934（昭和9）年廃業、日高木材株式会社から手をひいたが、そのあと創設した林業部門。

② 低賃金とそれを支える社会構造

(1) 高年令・低賃金・労働災害

調査を行う場合、調査対象が調査そのものの意味を理解している場合とそうでない場合とでは、調査対象へのアプローチがおおきくかわる。

現在の中小企業、とくに零細企業における低賃金は、ひろく知れわたっている事実であるから、かえって、その実態へのアプローチは、たいそうむつかしい。賃金を支払う企業主が低賃金の事実が白日のもとにさらされるのを好まない傾向があるからである。

労災保険事務を代行しているので、加盟組合員の給与支給実態を知悉する立場にある木協事務局の事務担当者は、その金額数字をあきらかにしてくれなかった。では、というわけで、地域の労働者の労働条件について、監督指導の立場にある労働基準局に足をはこんだ。そこでは、現在の最低賃金額と労働災害の統計はわかるが、賃金の実態値は把握していないということであった。

したがって、以下にエピソードをつらねて実態の片鱗とする。それ以外に、今のところ方法がないからである。

1983年8月×日、甲製材所の熟練労働者（55才男子）が退勤の途上、日高町志賀の県道で脳卒中をおこし、自転車のまま転倒死亡した。労災保険の適用がうけられるかどうかが問題となりえた。その時補償の対象となる賃金は、月16万2,400円、日給にして5,800円であった。

1984年2月Y日、乙製材所の事故による休業補償のための申請の中で、本人は、一日5,500円の賃金であることがわかっている。

これらは、たまたま事務所で別の資料筆写をしていた際に、耳にしたるもので、資料類に目を通しての調査ではないので、正確という保証はない。

きくところでは、御坊の製材賃金は、最低賃金制の下限か、あるいはそれ以下ではないかという。

1983年12月制定された、最新の県基準では、木材・木製品工業の最低賃金は、1日 3,564円である。一見したところでは、たしかに、一日当たり単価は、この基準以下はもちろん、これに近いということではない。女性の場合、6,000～5,500円の 2,000円下まわる額といわれていることを加味しても、このことはいえそうである。

しかし、語ってくれた人は、たとえ 5,500円でも、現在(1984年2月)月20日の稼動しかないのが現状だという。これでは、最低以下だというのも、あたらない話ではない。

次に、問題なのはその低賃金と表裏一体となっている非常に悪い労働条件である。

これまた労働基準監督署での聞き取りであって、私自身の把握した事実そのものでないことをお許しあがいたい。

労基署は賃金・労働条件について基準法・最賃法などが守られているかどうかを監視・点検する。

57年度うけつけた申告のうち、最低賃金制に反するとの苦情は一件もなかった。問題なのは立入調査の結果である。57年中に木材関連で8件(日高・有田をふくめ)行った結果は違反 100パーセントであったという。項目別で違反該当は次のとおりであった。

男子労働時間	2
女子　　"	2
就業規則	1
賃金台帳(記載事項が法定にあわない)	1
最賃違反	1
安全作業主任者をきめていない	7
木材加工用機械 5台以上の場合	

自動操台車があるときは3台以上

安全作業基準

安全装置、カバーなし 8

自主検査制度を実施していない 3

安全衛生教育 1

無資格者就業制限 1

フォークリフトは一定の講習修了者で

ないと作業につけない

健康診断の不備 4

違反 100 パーセント といつても中には形式的なものもあるが、8 事業所すべてが、安全装置・カバーなしにふれるという情況である。

最後に、御坊・美浜の製材業について、どうしてもおとすことができないのは、未解放部落とのむすびつきである。1962（昭和32）年調査の和歌山県同和委員会「調査」によれば、未解放地区内の木材・木製品製造業の雇用主・自営業主は、男女あわせて、17名に達している。当時全市41工場のうち、17工場は地区の経営によって行われていた。従業者ということになれば、364人となる。全市の従業者は統計上368人である。この2つの数字は、調査の仕方がちがうので、そのままでならべて使うのは問題がないわけではないが、すくなくとも、この数字から、製材労働者の大部分は地区によってまかなわれていると見ることができよう。そうだとすれば、製材業者たちのいう「身軽さ」による不況克服は、実態は、地区製材労働者の肩へのシワヨセのうえになりたっていたといえよう。

その後、この関係はどのようにかわったか。高度成長期における若年労働力の流出、婦人労働の進出、という一般的な事情のほかに、同和地域産業振興を目的として、製材団地がつくられるという条件変化があった。

その結果、どのような変化が、製材業の内部に見られるのか、ここに、御坊地域の基本問題があるはずだが、今回は対象としていない。

(2) 日高木労いまいづこ

戦後製材労働者の状態におとすことができないのは日高木労である。御坊調査の中間報告の山口慶四郎稿、『日高地方における民主主義運動』がよくまとまっているので引用させていただく。

「日高木材労働組合が結成されたのは、1946年7月のことである。⁽¹¹⁾ 日高木労は、組合結成と同時に労働協約の締結などを要求してストライキをおこなっている。ほとんど同時に木造船労組、全遞、大和紡労組、教組なども結成され、木労が中心となって労働組合日高地方協議会が結成された。

この当時は、食糧問題を中心とした生活擁護の斗いで、社会党、共産党、解放同盟などが「生活を守る会」を結成し、果敢な米よこせ斗争を行った。このような斗争で先頭に立ったのは、いつの場合も、木労の組合員とその家族たちであった。

製材業者も1948年になってようやくその態勢をうちかためはじめた。その最初のあらわれが1949年9月になされた西紀木工の日高木労からの脱退、単独の従業員組合の結成である。これは業者と組合幹部とのあいだで、木労脱退を条件にして、県木労よりつねに1割上廻る賃金・一時金を支給するという了解事項によるものであった。西紀木工の労働者は、事実、木労脱退によって3割の賃上げを手にしている。

1949年5月には、昭和製材で28名の解雇通告に端を発する首切り反対斗争が行われた。長期の斗いの結末は107名の工員全員解雇に終っている。日高地区の業主が統一労働協約を廃棄して、単独組合に再編成しようとする意図を強くもっていたことから、資本攻撃の集中的なあらわれがこの争議に示されたものと判断されている。

1949年8月、日高木労は、業主側が労働協約の改訂を機会にその改悪（実

注(11) この日付については、1945年12月9日とする記述もある。（『御坊市史、第2巻』732頁）

働 7 時間を 8 時間に延長すること、女子の生理休暇およびメーデーの有給休暇を廃止すること、早出・残業割増率の引下げなど) 案を提示したのにたいして、翌年 3 月にいたるまでの長きにわたる斗いを展開している。

この斗いの過程で、日高製材業者連合は、日高木労の団体交渉を拒否し、工場別交渉を行うと回答したり、団体交渉に応じることになるや、代表をたびたび変更して、確認事項すらそれをしばしば拒否したりするのである。またこの争議の末期には、7 業主が抜打的な工場閉鎖を断行した。

この争議で職場を追われた日高木労の活動家は、失対事業日雇に流れ、のちに日高自由労組を組織する。この争議の後、日高地方では、単独組合の設立がしげくなり、「日高木労は、一路瓦解の道を歩むことになる」(続日高郡誌の日高木労についての序述は、この山口報告によく似ている)。

1964 年日高地区労のかかげた未組織労働者の組織化の対象の 1,641 名のうち最大は木材関係 638 名であった。

その後、木材関係には、1984 年 4 月現在まで労働組合はつくられていない。

4. 結語にかえて

まえがき

いま手元に近畿各大学連合水害科学調査団和歌山水害報告書というパンフレットがあり、その 45 頁に、つぎのように書かれている。

「木材の町といわれる御坊を中心とした日高川下流は製材業によって繁栄してきた。戦後は町および周辺農村の労働者を搾取し、建築ブーム、木材価格の高騰によって巨大な利潤をあげていた御坊の製材業者は、町長および有力な町会議員を通じて町政を掌握していた。」

この報告書が書かれたのは、1953(昭和 28) 年。水害の泥土の中にいち早くとびこんで、被災地住民の要求と実情を調査した貴重な報告であった。同時に、

後の勤評斗争でえた「地域共斗」の経験も、理論もいまだ蓄積されていない、そして、革新自治体の連合で中央政府をとりまくという構想もまだ芽ばえていない、段階であった。それに相応した、分析と表現というほかはない。

いま、30年後の今日、30年前被災地に敢然ととびこんだ科学者の純粹な情熱を、生かすとすれば、なにを把み、なにを提言すべきであろうか。

① 県の指導指針

1953（昭和28）年度策定された和歌山県産業振興総合計画書（案）は、7・18水害の前から企画され、完成したのは、その後である。（当時知事公室長であった大橋正雄氏〔のち県知事〕のまえがきによる）

そのなかで、木材業の振興策には、基本方針として5点をあげている。

- a. 素材供給の円滑化
- b. 素材の効率利用
- c. 立地環境の改善
- d. 組合活動の強化
- e. 金融の円滑化

とくに注目をひくのは、a、eの2カ所に金融の円滑化をあげ、原木代金資金のための預託金制度、信用保証の強化、金融機関の特別な援助をうるなどの積極的措置を計画していることが第一。第二は、組合活動の強化として、素材・金融対策のための組合連合会結成、部内別運営をさかんにし、組合員の協力をうるよう運営を民主的にすること、組合の育成強化、経理の確立を指導することが打出されている点である。（前記、商63頁以下）

この策定の内容は、おそらく7・18水害前に起稿されたものであろう。水害によって、その内容がおおきく、変更されたであろうが、ながく、県の指導方針として、維持されてもよい内容である。

ひるがえって、この策定から30年たった今、御坊地域の製材業のあり方を考える場合、ひとつの判断基準として、現実を見ることができるのでないか。

残念ながら、私の調査からえられるかぎりの結論としては、この5つの指摘、

とくに、あと2つ、協同組合の強化・民主的運営、と資金援助体制の強化は、今なおあてはまるというべきであろう。

② 紡績の道と製材の道

土着産業、たとえば酒、しょう油、棉、紙、木蝋などの産業は、人口、所得の増加に比例して増加し、地元の人口、所得の増加によって、消費され、再生産にまわり、着実に、地域経済の拡大・充実にプラスとしてはたらく。

他方の近代工業は、地主によって、導入されて発足したが、ほとんどは失敗したといってよい。その典型は、橋本太次兵衛の事業である。

橋本太次兵衛は、1879（明治12）年2月調査の県下地租持一覧表に名をつらねる1,048名の60円以上持地主のうち、最高千円余を払っていたただ1人であった。伊都・森田庄兵衛590円余、有田・星田平八郎648円余、西牟婁・原和七900円余、名草・沼平助411円余であったことを思えば、いかに多額であったかが知れよう。

また1898（明治31）年9月調の多額納税者名簿にも県下最高985円72銭7厘で、日高郡では、878円999上田金兵衛、730円482野村又兵衛、598円468瀬戸佐太郎がつづいている。したがって、貴族院多額納税議員としても有資格であったのに、県議一期でやめ、それ以後政界には出ず、もっぱら実業界で活躍したとされている。

事実、四十四銀行、和歌山米穀取引所、和歌山県農工銀行などの幹部として終身活躍をした。しかし、地域産業として、おこした工場は、実のところ、はかばかしく盛業となったものはなかったように見える。

前述の綿ネル製造の原生社は「惨憺たる経営」の5年間で営業をとじた。

そのあと、日清・日露の軍事景気にのって新規事業にのり出すうごきは、大阪から日出紡織、地元から日高製材所の設立となつた。

日出紡織は大阪紡績の技術者を企業者として、日高に持込まれたもの、120

万円の資本金は1錘あたり60円の建設費にあたるが2万4,000株のうち6～7,000株を地元で引受けたという。のこりは大阪の企業者の方で銀行から引受⁽¹²⁾を引出した。

日出紡織の資本が日高を源泉としているものか、外から持込まれたものかを正確に判断するのには資料が不足している。

しかし、当時の「町当局としてもこの企業が御坊町発展の原動力と考えていたようで、種々の特典や協力を与えているが、とくに興味をひくことに、町費をもって会社敷地買収費にたいし金六千円補助し、……会社より納付すべき諸税で相殺しつつある……に、今なお許可申請これなきははなはだ不都合」との日高郡役所通牒をうけてさえいる。（『御坊市史、第二巻』30頁）

それまでにした、この日出紡織は、70年後の今日、御坊市民の手のとどくところにあるのか。こたえはすでに早く出ていた。

このあと増錘2万では渋沢系第一銀行から200万円の融資をえている。すでに早く中央集中の掌中に入ったというべきであろう。かりに、日高地域に集積された資本の機能体と把握できたとしても、設立後数年にして、地域住民の手からはなされてしまったといいうのではないか。

「日高地方における産業革命（小規模ながら）は大正期の前半に開始される。そしてこの動きの荷い手は当地方の大地主であった」と御坊市史は書いている。

（同史、465頁）

1920（大正9）年南海紙業創立にも、齋喜太夫、橋本太次兵衛（太平次の代になっていたが）の2人は、取締役として参画している。

1928年、片倉製糸紡績株式会社が製糸工場進出の話をもちこみ、橋本太次兵

注(12) 日出紡織の専務取締役となった大川英太郎は、紡績技術習得を目的としておかれた「紡績生徒」出身で、工務係技術師、工務監督をへて大阪紡績取締役であった。ほかに伊藤長次郎、山辺丈夫、大川平三郎が大阪から参加。日出紡織設立当时、取締役の中に、塩地彦七、米沢吉次郎、栗山寛一、津村英三郎、金崎和夫、田中栄八郎、瀬戸健三、 笹野梅太郎の名があがっている。（大和紡績30年史、1971年、180頁）

衛が、所有地約1万坪を提供した。従業員は300名内外で、長野県、大分県出身者がおく、地元農家子弟の就業はすすまず、橋本氏の意図は実現したとはいえないなかった。

この紀南製糸場は、創業以来一貫して採算がとれず、赤字のまま、戦時統制法で1941年、工場閉鎖をした。1943年4月大和紡績が、片倉製糸から買収、同社でいう日高倉庫は、この工場であろう。1954年当時の湯川村へ売却され、現在湯川中学の校地および県立御坊商工の校地の一部となっている。

そのほか、導入工場には、1939年高砂化学工業株式会社が作った、夏みかんを原料としてオレンジ油とクエン酸の製造工場があった。しかし、この工場も、戦後1952年10月閉鎖され、オレンジジュース製造会社南海果工にひきつがれて、今日にいたっている。

日出紡織は創業以来何回かの恐慌を経て、大和紡に統合（1941年4月）戦中の生産統制の中で同年7月操業休止、1943年産業設備営団へ譲渡され、その間に戦災によって大部分が焼失するという悲運にあい、敗戦後大和紡が営団から賃借、1948年に閉鎖機関整理委員会から買戻しをしたが、他業種転換・休業・開業準備中のまま、1953年2月16日付で、浦木本店へ売却されてしまった。

20年後の1973年8月14日の毎日新聞は、次のように報じた。

「お役ご免で取りこわし — 御坊名物の八角煙突、13日につぶされた。この煙突は、明治45年4月、日出紡織が創立したときに建てられたもの。高さ29m、基部の周囲16mの八角形。

紡績工場から太平洋戦争中は航空機用アルミ工場、戦後は酒造工場と変身した。市民は御坊のシンボルとして惜しんだ。」

もう一方の日高紡績は、1919（大正8）年、資本金200万円、精紡機1万4,000錘で設立されたが、地元の小池甚一郎、塩地淳之助、上田金兵衛、田端春三らによって経営されていた。1941年、富山の中越紡績に合併され、純麻糸を軍事生産した。

しかし、戦争の中で、石川島航空工業の工場となり、軍用飛行機部品を、大量の徴用員と動員学徒によって生産した。戦後、この工場はとりこわされ、1984年の今日、わずかに門柱をのこすにすぎない。

そして、御坊の綿紡績は完全に消え去った。かつて、1907年の統計書に、1040戸の数をとどめた、日高綿業は80年後の今日、その跡もとどめない。

この綿業すなわち紡績業に御坊地域の未来を托すことができないのは、誰の目にもあきらかであろう。では、御坊の地には、托すべき産業はひとつもないのか。そうではない。

御坊を支えてきた二本柱のひとつは紡績であったが、これは消えた。あとひとつの柱は製材業。こちらは旧幕時代からひきつがれ、今日において、なお、1984年の今日、御坊・美浜地区の約600の労働力を擁し、金額にして138億円の生産をあげている。

この産業は、現在、売上不振、原木商社依存、設備老朽、低賃金、労働災害など、困難な課題をかかえている。しかし、この産業において、他に地域が将来を托しうるものはない。

御坊・美浜地区の製材業のうえに、ちょうど明治中期の木蟻において、まず、「商業資本が弱体化し、原料生産地域に再編された……が……、その後、在来産業切り捨て策がとられ、没落した」（和歌山の研究3、近世・近代篇、清文堂、6頁）のと同じ運命が、おとづれないという保証はどこにもない。

問題は、そのさい自主的な、歴史的な見通しをもって対応できるかどうかである。エネルギー革命のムードにおされて、石炭を捨ててかえりみなかった日本経済が、今頃になって、石炭を高価でアメリカから輸入するという、そして、エネルギー革命を唱えたアメリカ自身が、そのエネルギーの半分は自然の石炭による態勢を維持しつづけてきたという、そんな遠い話ではない歴史の教訓に、きびしく学ばなければならない — とあえていいたい。

III 資料 日高木材協同組合総會議事録抄
1946(昭和21)—1983(昭和58)年

1890(明治23)年12月「日高木材同業組合」が組合員11人で組織された。

その業務は次のようにあった。

粗製濫造防止のため用材検査、用材製作の尺度容積の標準設定、舟筏流通を図り河川改修浚渫、必要設備の設置、貯木場の改善、水難防備・救護、流下用材の障害排除、有益事業の保護・奨励、信用保持、職工労働者保護奨励、紛議調停・決裁、その他。

(日高郡誌、1922(大正12)年、935頁)

もし、この設立が、年度的にまちがいなければ、おそらく、全国的にみても、早期の工業カルテル(といえるかどうかは別に検討を要するが)のひとつといえるのではないだろうか。⁽¹⁾

別に「日高郡木材同業組合は、御坊町に事務所をおき、日高郡一円を地域として、1911(明治44)年設立認可をうけている」とする記述もある。(林野庁『紀南地方製材工場の実態調査報告書』1958年、宮原省久氏の執筆による)

さてこの両説の間には、設立の年月にへだたりがある。おそらく名称、組織の変更があったものであろう。

話は1941(昭和16)年にとぶ。戦時経済の進行につれ、同年6月木材統制法が施行された。1942年統制会社「日高木材株式会社」が設立された。

1943年製材・木材の個人営業停止となり、和歌山県地方木材株式会社御坊支店が一括営業権を握る(前掲御坊市史、第一巻、447頁)ことになった。

敗戦、しかし、統制経済はすぐ解除されたわけではなかった。林産会法によって、1946年12月5日、日高木材林産組合は日高別院において、創立総会をひらいた。

創立総会 (1946年12月5日)

組合員120名中、114名の参加。議案は第9号まであったが、中心議題は日高木

注(1) 同じ1890年の5月に和歌山市に和歌山木場立木材商組合が、組合員25名で設立されている。(和歌山木材協同組合、『和歌山木材史』1971年、506頁)

材商工組合権利義務引継に関する件であった。この件はあらかじめ提示されていない議題であり、席上同意をえて上提、満場の賛成をえて可決された。

議長、桑兼義（のち組合長）、議事録署名人は島崎忠次郎、西川光義（現西川健三県木協連合会副会長、和歌山市築港で製材業を営む、7.18水害で御坊を脱出した）。

第2回（1947年）

議事録には、会計報告は了承されたとあるだけで、現物はない。

第3回（1948年4月1日～1949年3月31日）

事業概況として「経済界ノ不況不調ニ伴フ木材界ノ不振ニヨリ事業ノ遂行亦著シキ困難ニ逢着セルモ………」とある。

本期間ニ於ケル木材ノ移動状況ハ次ノ通り

イ 日高川流下材積

筏	19万3,966石331
管流	1〃 48〃 745
計	20〃 4,015〃 076

ロ 木材移出量

素材	2万9,285石347
製材	9〃 7,047〃 631
計	12〃 6,332〃 978

昨年度よりは若干の増加

1948（昭和23）年8月27日豪雨出水により約3万石流失したが、回収につとめ、2万石は回収した。

事務所を、東町中川藤吉氏宅から移し、日高製材工業協同組合の事務所を利用することになった。

組合員195名。

損益計算書

昭和 23.4.1 ~ 24.3.31

事務所費	1,093,960円42	賦課金	1,760,853円85
事業費	920,959 93	手数料	180,077 60
諸税負担金	269,221 95	使用料	234,772 00
支払利息	41,716 05	受入利息	87,321 20
雜支出	33,203 81	雜収入	121,738 16
当期剰余金	25,700 65		
計	2,384,762 81	計	2,384,762 81

第4回 臨時総会（1950年1月26日）

(2)
日高木材工業組合に変更。

選考委員選挙を行う。

田中 武一	28 票
柳瀬 弘吉	24
柳瀬 友三	24
小川政右エ門	22
北野 全雄	19
橋爪 嘉昭	18
西 平三郎	18
片山 清一	17
島崎忠次郎	16
倉本岩之助	16
林 熊一郎	16
畠 友七	14 次点

理事は上記に、柏木永一がくわわり、田中武一が欠ける。

この時、一組合員にたいする貸付金最高 20万円、保証金最高 20万円とすると定めている。

注(2) 統制法である林産会法は、1950年に廃止され、つづいて、中小企業等協同組合法が施行された。

組合長 桑氏、死去につき、2万5,940円の弔慰金を支出している。

第3回 通常総会（1951年5月15日）

第7号議案として、39名を除名。理由は、死亡、転出、人頭割不納付。この中では、矢田村の名望家林喜市郎が除名されているのが目立つ。

事業概況には、「本年（1950年）初頭より6月にいたる間は経済界の不況により、事業不振は深刻なるものあり、組合事業の遂行も困難多事でありましたが、6月26日に朝鮮動乱が突発いたし、経済界の動きも活発となり、したがって、木材界も次第にその事業が活発となりつつありしに、9月3日午前10時、当地方に突然ジェーン台風がおこり、本郡内木材界に未曾有の災害をあたえ、ために木材の海中流失約1万5,000石、日高川沿岸漂着木材約2万石に達し、さらに、郡内製材工場は、全壊、半壊、浸水いたし、業界は慘憺たるものありしが……借入もなし……本年末には復興し製材事業を継続するにいたりました」とある。

損 益 計 算 書 昭和 25.4.1 ~ 26.3.31

事務所費	1,047,211円72	賦課金	1,520,502円38
事業費	1,046,333 54	手数料	90,858 52
支払利息	69,185 36	使用料	345,088 20
諸税負担金	66,549 00	受入利息	3,875 53
雜支出	446 97	雜収入	306,688 71
当期剰余金	37,216 75		
合計	2,266,943 34	合計	2,266,943 34

昭和26年收支予算での単価、収入

入材賦課金 筍1枚	170円×年5,000	85 万
特別賦課金 "	30円× "	15 "
工場賦課金 工員1名10円	640人分	6.4 "

人頭割	組合員1人 1,000円	120人	12 万
特別賦課金	油類取扱		8 "
手数料	労災保険		7 "
	資材取扱		3 "
	問屋手数料		1 "
使用料	曳船使用料(ボート)		27 "
	資材使用料		8 "
	家賃		0.6 "
受入利息			0.4 "
財産処分・東町倉庫売却			5 "
不用品売却 古 鉄			10 "
計			188 " 4,000円

第6回 通常総会 (1954年5月15日)

組合員割 1,500円を 5,000円にあげる原案について、小川弁助組合員から「小事業家を組合に入れないのと同じことになる」と反対があり、片山清一、倉本岩之助、川瀬浩一の諸組合員が賛成した。

結局、3,000円の値上げに出席全員が賛成。

7.18 水害で流出した、北塩屋所在の貯木場 1万 9,459坪 (時価 5,000万円) および同連絡道路 120メートル巾 4メートル工費 31万 1,000円 ならびにワイヤー 55 本、筏釘(カン) 3万 6,663個の財産処分をみとめる。

その時、貯木場の地上権をうしなわないようにと注意するものがあった。

組合員脱退は 2名、1名山陽木材株式会社は会社解散、との柳瀬保吉氏は 7.18 大洪水に工場流失廃業したもの。

意外にすくないと思うのは筆者森川だけであろうか。

1953年4月1日から1954年3月31日にいたる間の組合業務執行を報告している。その中に7.18水害の被災状況がのべられている。

1. 本年度初頭より 7.18までは金融良好、木材価格も順調、このまま行けば戦後最

高とおもわれた。

ところが「7月17日18日の両日、未曾有の降雨のため有史以来の大洪水となり人命を失い家屋・田畠の流失等日高川沿線は慘憺たる現実地獄と化し、木材の流失多量にして、山元の木材全部流失せるはもちろん根付のままの木材の流下等木材関係の災害実に40億円以上に達し」た。

この処理にあたっては、海洋流木は、和歌山流材整理組合、川内流木は、日高流木処理委員会をつくった。

結果、1953年度中に処理がおわり、和歌山港流木の一部が1954年に入り、処理中である。

海洋に属する流木（和歌山、海南、有田木材処理）の状況は、つきの通り。⁽³⁾

集材および処理	計 11万石	
うち 杉、桧材	7万3,000石	有印 5万5,450石
		無印 1〃7,550〃
黒 木材	2〃2,700〃	有印 1〃7,420〃
		無印 5,280〃
根付材	1〃4,300〃	
当組合処理流木		
和歌山選別材	3万9,685本	1万3,177石94
海洋に属する〃	1〃6,122〃	4,518〃01
河川に〃〃	3〃3,492〃	1万2,350〃57
計	8〃9,299〃	3〃46〃52

注(3) 和歌山流材整理組合の資料では、次の通りである。

流出木材数量

日高木協関係

㈱日和商会他 226名

素材 23万1,050石

製品 4,700石

還付石数（有印材）

日高木協関係 1万3,594石

（和歌山木材協同組合、前掲書、448頁）

和歌山および川内材	2万5,528石26のうち
各店印（有印）	5万4,416本 1万9,544石27
無 印	1〃5,214〃 503〃48
根 付 材	3,547〃 952〃81
製材所総数	75
流 出	23
大 破	10
中 破	10
小 破	7
その他	25

28年度末には 16工場が復旧。⁽⁴⁾

河川改修 国庫補助を打切られ、県補助 39万円で、計125万円の改修をした。
筏流下に非常な支障があったためである。

貯木場新設 国庫補助は、国は木材協同組合を対象にしないのと、旧貯木場の真中に堤防ができるのと、塩屋町が存置に反対しているので、元片山製材所・三和組製材所前に 1.5万坪の貯木場を計画、県と交渉中。

第7回 通常総会（1955年5月14日）

旧大和紡績跡（御坊市名屋176、3,646坪12）を市役所から、193万8,360円で購入。

別に、北塩屋679-1他23件計5反5畝21歩を133万6,800円で購入し、土地を県に寄付し、県営貯木場として工事中、工事費落札価格 416万9,000円。

河川改修は、135万中 40万5,000円は県補助金と決定。

型のごとく議事がならぶなかで、組合員下田寿三、北野盛雄⁽⁵⁾両氏にたいする債権

注(4) 流木の処理、工場被害について、柏木永一日高木協組合長は別にくわしく書いている。

（御坊市水害誌刊行委員会、『7.18 水害誌』昭和33年、73～78頁）

注(5) 北野製材所を経営、倒産、失踪した。しかし、同氏については、いわゆる栄耀栄華を↗

130万円処理にたいして、抵当物件を競売に付し、5月23日に決定との質疑がある。

この年予算は、前年221万円から138万2,000円に削減、このころから組合活動が低下したのであろうか。

財産は660万の資産、354万の日高川流筏労働組合預り金・本部流木預り金、245万流木処理委員会からの仮受金などの負債がある。

損益収支決算は、事務所費160万、事業費43万、課税負担15万、当期剩余金1万9,890円、計220万4,997円にたいし、収入は、賦課金98万8,546円、手数料11万4,336円、使用料27万2,512円、雑収入78万3,167円、受入利息4万6,436円であった。

第8回 臨時総会（1955年9月21日）

議案は越方水力発電所改設に伴う流筏専用隧道に関する件であった。

理事長の説明の中には、水害後の荒廃が表現されている。筏の流送は、つぎのように急減した。

水害前年間	7,500枚
1953年（7.18水害年）	2,000〃
1954年	1,000〃
1955年 前半	140〃

全国的な陸送傾向のうえに、水害による荒廃を考えると、陸送にかわることは必然的である。

したがって、トンネルを作る費用を日高川流筏労働組合に代償として与えるよう県議西川氏の手で交渉がすすみ、木協にも同意をもとめてきた次第を理事長は説明している。

木協では、20数回の理事会のすえ、強くトンネル新設を主張してきたが、9月9日の県公聴会で、椿山高層ダム建設問題がおこり、関西電力としても建設希望があり、

↙つくしたという評もある。

この後では、ダム下流は、全面的に陸送になるのは、近くの殿原ダムをみれば、よくわかる。

日高川流筏労働組合では、責任をもつといっている。約2,000万円のうち、自動車費に1,200万円、倉庫300万円（御坊・川上2カ所）のこり500万円は運転資金にあてる予定という。

9月9日の会議で、前記労組から、木協につきの3カ条の提案があった。

1. トンネルは新設しても、半分は流筏できるようにしてほしい。
2. トンネルをつくらない代償は、全額木協にわたしてもよいが、流筏組合員の半数の就労を保証してもらいたい。
3. トンネルをつくらない代償金は、その配分を、知事か地方事務所長に一任してもよい。

関西電力からは技術的な説明が行われた。そこでは、流送不可能で、変更するとすれば約500万円が余計にいり、本来の工事費1,700万円計2,200万円プラスアルファーであると説明。

このアルファーをめぐり、上垣関西電力近畿支社庶務課長、柏木県利水課課長代理、山本地方事務所長との間で会談が、鉢ノ木旅館で行われ、3,000万円となった。

以上の経過説明にたいし、種々議論が出たが、柏木理事長の意見がまとめられ、柏木氏は迂回川による流送を提案し、そのように決定された。

決定は、下記のようである。

越方水力発電所改設にともなう流筏専用トンネルはつくらない。したがって、日高川流域の木材輸送は川上村浅間の迂回川により流送する。

したがって、関電は下記の条件をみとめること。

1. 越方堰堤上の筏はボート（機械設備のあるもの）をもって導引すること。
2. 浅間迂回川は流筏に支障なきように改修・維持すること。
3. 越方堰堤に完全な流筏路を新設すること。
4. ダムおよび迂回川に繫留中の筏が災害で流失したときの補償をすること。

5. トンネルと迂回川との時間差分の労賃を保証する。
6. 箕の迂回川流下にはいつでも放水し、流下に支障なきようによること。

第9回・臨時総会（1955年11月2日）

前回の決定にたいする関西電力の回答は、流筏できる以上、日高川流筏組合には、代償金を支払うわけにはいかず、こまっているので、なんとかならぬかという趣旨で、柏木私案、これを補う県利水課長代理私案を総会に付した。

柏木私案は、越方ダムに流筏路をつくり、オーバーフローの水を利用して流筏する、関電には、発電上の支障がないから、代償として、日高木協と流労（日高川流筏労組を略する）に5,000万円支払へ、というものである。

県課長代理の私案は、1. 社会的情勢の変化あるときは関電は迂回川の流筏に善処する。2. 地域的に困難なときには、陸送を関電は補償する。

中川藤吉氏が水運を廃止する案だからと反対。

利水課長代理：現在は流筏が一枚もないで、流筏があったとしてもごく少量であると思う……。

柳瀬弘吉氏も陸送にきりかえる案なら、それはそれで別に関電に要求せよと反対。

関電はその交渉の用意があると発言。

その後、陸送説が各氏から出された。

西川源四郎氏は山林家の立場からも陸送案支持。

その結果、次の決定となった。

越方水力発電所改設に伴う越方迂回川流筏の件はこれを中止し、日高川全地域の木材輸送を陸送に転換する。したがって、流筏および管流を放棄することになるので、木材輸送は、陸路によらなければならない。

よって関西電力株式会社は木材輸送に必要な道路の整備改修には全面的に金銭支出をなし、木材輸送に支障なからしむること、木材輸送に必要な道路の延長幅員お

および改修場所ならびに架線設備場所延長などの詳細なる条件の交渉については理事会に一任ねがうこと。

第10回 臨時総会（1956年2月13日）

陸送への転換、関電への要求のため、理事会は12月5、6両日川丈線を実地調査。木協から3理事、県庁から道路係長、利水係長、関西電力から高橋、永井両係長が参加した。

関電、木協の意見は一致をみず、木協最終案として、次の4つを作った。

1. 五味・福井間を幅員4.5メートルで改修
2. 船津・竜神間に退避所70カ所新設
3. 架線設備として1,500万円支出
4. 日高川流筏組合への代償は、これにふくめない。

これにたいし、関電案は、次のとおり。

1. 五味・福井間は幅員3.6メートル
2. 70カ所はみとめるが1カ所10万円として700万円
3. 架線は1,000万円
4. はみとめる。

この案では妥協できず、1月30日 県、流筏組合長、木協柏木理事長とが関電支社で重役とあい、関電最終案が出た。

1. 五味・福井間は1,800万円
2. 70カ所 700万円
3. 架線設備 1,000万円
4. 日高川流筏組合の代償は1,300万円

この案にたいし、理事の意見は二つにわかつた。賛成説は事実上流筏は不可能な現実のうえにたった。反対説は、万一陸送不能の場合、石油、ゴムの輸入ストップの場

合など流筏を放棄できないとした。

議論は、3,500万円では流筏の代償にならないとする意見にまとまり、理事会原案支持になった。つまり関電案をのまないと決した。

第11回 臨時総会（1956年3月12日）

130名中 74名（本人出席19名委任状55名）で成立。

前回の決定は、関西電力のうけいれるところとならず、流筏専用トンネルをつくる以外にはないこと、工法と設計の説明会を2月17日にひらきたいと申入れてきた。

ところが、地元川上村は反対、トンネル入口の山林払下げに応じないと態度表明があり、道路改修一本ですむことになった。

この後関係者協議が県で行われた。その結果、次の申合せになった。

五味・福井間 11キロ、災害復旧で2キロ 800メートルをやるからのこり8キロ200メートル 6,500万円かかる。ここに前記の1,800万円プラス500万円（架線費）計3,000万円をあて、のこりは県土木部から関電にたのみ、不足は県で出す。

退避所は県土木部で考える。幅員は4メートルないし4.5メートルで大型自動車運行に支障ない程度に努力する。

木協としては、架線1,000万円のうち500万円をだすのはなるだけ了解をうるよう努力する。

以上の経過報告にもとづいた討議では、中川藤吉氏の道路を改修せねば、将来の御坊は木材集散地の地位を失うとの発言および土木部次長迫間唯彦氏の3,000万円を出してもらわなければ赤字の県財政下では道路はできぬという「強力な主張（議事録の表現）」が目立っている。

結局、暫定案として、次のように決定した。

1. 五味・福井間は巾4.5メートルで改修する。
2. 退避所、70カ所

3. 架線設備と将来の維持管理をすること
4. 組合および組合員の既設施設の補償として500万円を要求

以上は今回の越方水力発電所ダムにかぎること

付帯決議として、五味・福井道路改修促進委員会をつくること

架線他の補償のうちから500万円出すことはみとめないこと

第12回 通常総会（1956年5月15日）

予算は前年度より42万9,000円減の96万3,000円。この年12名の脱退承認。
木材登録制実施について、昭和29年実施計画のところ新宮地方の反対があって未
実施。全木連の森田理事が3分の2の府県がやっているのだからと説得にきた。

日高木協としては登録制はぜひ必要。それは、入札のさいに木材業者でないものが
入ること、所得税を払わざいとなむものがあること、木協の設備を無断使用すること、
などをやめさせることができるからである。

第13回 臨時総会（1956年10月10日）

議案は越方水力発電所改修に伴う専用隧道廃止に依る補償金に関する件（注 廃止と
あるが、現にあるものを廃止するのではなく、あらたに作らないで、その代りに補償金を出せと
いうこと）

前回の決定にもとづき、5月28日、日高川川丈道路促進同盟の役員で県庁と接渉。
6月6日県庁前職員会館で関係者合同会議。

その結果、第11回臨時総会決定に次の2項を追加して関西電力株式会社に要求す
ることに決定。

1. 五味・寒川土井間を幅員4.5メートルで改修
2. 日高川流筏労働組合の補償として金2,000万円を支払うこと

その後 県と関西電力との間に折衝があり、7月 26 日土木部長から組合へ下記のような報告があった。

関電から出すのは 4,000 万円。五味・福井間は設計の結果 3,500 万円、改修費の不足分は、流筏組合、日高木協への補償を改修費に充当してほしい。

これにたいし、流労は失業補償だからできないと回答。

本協は後日回答。

8月 2 日 日高木協事務所で日高川川丈道路促進同盟総会をひらいた。そこでは道路改修に補償金を充当するだけでなく、木協のうけとるべき設備補償 500 万円も全額入れてほしいと決定。

木協は、さすがに次のように回答。

「同盟は関電に補償増額を積極的に運動すべきであるのにその運動をなさず、日高木協の受くべき分を……充当せよとの申出には応じられない」。

9月 11 日土木部長が呼び、3人の理事が上県。県から「関電は最終案 4,600 万円うち 1,300 万円は流労、3,100 万円は五味・福井間の改修および待避所、200 万円は木協への補償金とする」ことが伝えられた。

この際、越方発電所に落筏路が設置されるならば同意すると木協はこたえた。

県も関電も、それは話がちがう、筏を流せないから補償に応じたので、筏を流すのなら話はまったく別だ、「意外な申出で応じられない」とした。

このあと、木協の理事会はこの木協意見を再確認した。

しかし、9月 14 日、日高川流筏組合の 2 氏が来訪、できない話を持出すのは無理、県に妥協してほしいとの申入。しかし、その後の理事会も前意見をかえていない。

9月 24 日 日高地方事務所で、関係者会議。迫間土木部長の司会で、流労、森林組合、各代表、西川村長、大塚商工会長、御坊土木出張所係員、柏木理事長が出席、林業同志会は出席しなかった。

この席上、次のような意見が出た。

現在にいたっては、落筏路設置は理由がたたないこと、すなわち、最終案 6 力条に

も落筏路要求はない、専用隧道廃止による補償だから、当然落筏路がないことが前提であった。いま、この主張をすることは、無理に解決をひきのばすとのそしりをまぬがれない。

また、長木六間ものや家木が流下して、ダムで中断された場合の責任は、関電・県にもなく、まして木協にはありえないと土木部長の答えがあった。

落筏路問題は将来交渉することにして棚上げ、県の交渉に応じよとの要請もあったが、柏木氏は、これに応じなかった。

9月26日 木協理事会の結果

1. 落筏路設置を条件に県案を承諾
2. 全川流筏を放棄して、さらに補償の増額を要求する
となつた。

9月28日 県で、1. 日高川流筏組合補償にたいし、関電に支払うよう協力方要請あり、2. 落筏路設置は将来のこととして、ダム貯水をみとめてほしいとあったが、2.はことわった。

県が、独自に許可するなら、なんともいえないが、「それには、また、私たちにも反対する方法がある」と一木協代表が一答えたというからなかなかやるものである。

9月27日 県議会では、笹野県議が下記のように発言。

1. 不完全な道路改修をなさしめ、堰堤に落流路の設置をせず、この問題を交渉解決すべく指導したことは、県にも責任がある。
2. 日高川の森林資源から見ても、落筏路は必要である。また、全川流筏を放棄して陸路輸送に転換するには、あまりにも補償が少額である。

一等の発言をせられています（柏木筆）となっているので、県議の発言そのままではないが、ずいぶん強引な議論である。

この報告にたいし、組合員西平三郎氏は、理事長が県係官からしかられたというがしかられる理由はないとはげましている。この人は陸送・水送併用説で、専用隧道を

つくれば万事解決と主張している。

組合員十河常次氏も、補償金 4,600 万円にたいし、専用隧道新設費 2,700 万円だとすると、1,900 万円あまる。それで流筏組合の補償もできるから、この際、専用隧道を作るよう変更せよといっている。

小川弁助氏も同調発言。

しかし、ここで、中川藤吉氏までもが、落筏路設置を条件として県案をのめと主張。

松本定市氏は、竜神村地区として、全川放棄はできないと主張。

柳瀬弘吉氏も中川案に賛成。

この時、川瀬浩一氏 いまさら原案にもどせは不自然と発言。

中川藤吉氏は、日高木協の主張は関電の反発でくつがえされてきたから、このさい編筏して、筏を堰堤につきつけることが必要と主張。さらに、解決以前の貯水は県で許可しないよう猛運動せよと中川氏。

こうして、議長が最終案を提示。

専用トンネル案はいまさら不自然。落筏路をつける条件で、県案（1,300 万円日高川流筏組合補償、3,100 万円五味・福井間道路改修、退避所新設、および 200 万円木協補償）に同意することにしたい。

これにたいし、小川弁助氏は迂回川の改修も、畠正一氏は流筏時放水を条件につけよ、松本定市氏はダムに落筏路、迂回川改修、流筏時放水の 3 条件で同意。小川弁助氏は松本氏に同調。

議長が松本案を全員にはかり、異議なしとなった。この決定により、1956 年 10 月 12 日、組合長柏木永一名で、小野真次県知事あて要望書を出した。

第 14 回 通常総会（1957 年 5 月 14 日）

定例の議事のほかに

1. 木材業登録制実施の件

2. 越方発電所改設にともなう補償に関する件

3. 御坊市木材市場設置の件

を議題としてひらかれた。

そのあと、1957年6月12日第二回理事会の議事録が異例の型でのこされている。

5月12日 増水があり、約2,000石の流木が越方ダム下流、川中迂回川および塩屋海岸に漂着、それらはすでに陸上貯木場にはこんであるが、ダム上流2里ないし3里の間のものは編筏して流下するよりほかなく、編筏してダム上に繫留してある。

この補償をもとめ、5月20日関電近畿支社に行き交渉。5月21日県庁土木部長室で会合、流筏権が問題となり、物別れ。5月22日利水課長・土木部長と関電との間で協議してもらうことになり、23日 笠野県議、柏木組合長の2人が結果をきいた。

日高木協の流筏権はみとめられない、今回の筏の件は、日高木協と関電とで補償話し合いをせよ、昨年12月27日の日高川流筏労働組合と関電近畿支社との契約は木協には関係がない、との回答であった。

流筏権をみとめないのは関西電力であるが、県はどうかと聞くと、県は認めるということであった。

5月24日 関電近畿支社に中村部長をたずね交渉したが、12月27日の契約書にもとづき責任はないと突ばねられた。

なお、5月23日沿線市町村長による道路組合総会があり、現在の状況からみて、流筏路の必要はみとめず、早急に、木協は県案をみとめ、道路改修をするようにとの意見にまとまった。

以上の経過報告にもとづき、決することになった。

丁度、笠野県議が来場、県にたいし行政訴訟をなし、関電には補償訴訟をすべきである、弁護士の意見もきき、理事会で審議せよと発言。

理事会の決定は笠野案におちつき、第三回理事会に継続となった。

第14回総会への経過報告として事務報告書がつくられている。それによれば、1956年4月1日からの半年間は素材、製品とも価格安定、取引順調、輸送は素材は

陸送、奥地復旧工事で意のままに輸送できない。製品も貨車不足、東京・京阪神への輸送困難。製紙原料松材購入さかんで高騰、製函は原木高の製品安。

越方発電所補償問題は解決していない。

落筏路新設の請願書を出したが、現地調査・関係者ヒアリングの結果、12月県議会で落筏路の必要なしとなった。

理事会の結果、落筏路はあきらめ、補償を1,500万円に引上げ要求することになった。

坂上土木部長、坂上利水課長らは、落筏路新設は無理、道路が不完全でもよいから補償増額というのも森林・道路各組合が承認しまい、関電へ要求することもできん、最高500万円なら県は仲介するといった。

陸上貯木場について、税務署が課税するといい、売却処分した。3月30日一般競争入札で、第1号323坪、および倉庫は120万5,000円で原喜代松氏に、第2号323坪4合7勺100万2,700円で柳瀬友三氏に落札。代金は組合員に分配した。

組 合 員	前年度末	130名
	新 加 入	15 "
	脱 退	14 "
	本年度末	131 "

第15回 臨時総会（1958年2月1日）

越方ダム問題では、前述の坂上部長が、1957年8月8日県議会に、いづれにせよ来たる2月3日関係者会議の最後の決定には木協もしたがわねばならない。たとえ反対しても補償金は支払ってもらえるよう話はついておると説明した。

十河常次、本多吉三両氏は、やむなし、1,500万円でゆくと発言。

議長が流筏補償額1,500万円その他は県案にしたがうと決定した。

事務報告では、不況の色がつよく反映している。すなわち、政府のデフレ政策で金融難がつより、後半期、竜田製材所、紀南製材所および曾根製材所が閉鎖、1958

年に入り、春木、中村中紀、片山製材所の計6工場が閉鎖、日高地方未曾有の事態となつた。

閉鎖の原因はさまざまだが、主なものは、東京および京阪神の取引先の倒産、経営の不合理、他事業に手を出したこと、融通手形の振出し、金融引締による影響および「自己資金の非常なる不足（原文ノママ）」などであった。

そのうち、紀南製材所は工場縮小の一時閉鎖で、本年2月に紀州木材株式会社として営業再開、片山、中村製材所も債権者の債権一部放棄により再開。

さらに悲しむべきことに、1958年1月22日下田製材所火災、全焼。一時片山製材所を借り入れ、新工場建築。

工場診断の実施。合計26工場を終了。

御坊製函組合結成。1957年3月22日12名により、共同購入、価格統一、調査研究にあたった。12名は下の通り。

吾妻、十河、昭和、浜田、谷脇、林、池田、丸紀、中西、大和、曾根、紀南 うち曾根はのちに閉鎖退会。

損 益 計 算 書 昭和 58.3.31 現在

損失		利益	
事務所費	775,887	(1) 賦課金	588,599
事業費	281,523	(2) 手数料	1,955
諸税負担金	98,548	使用料	13,600
支払利息	21,675	雑収入	581,018
雜支出	8,893	(3) 受入利息	1,931
当期剰余金	587		
合計	1,187,103	合計	1,187,103

前 期 今 期

(1) 組合員平等割	396,000	402,000	+6,000	134人 年3,000円
生産割	225,000	220,000	-5,000	年間11万石 石2円
工場賦課金	43,200	36,000	-7,200	工員1名 月10円
野球大会負担金				工員300人

(2) 資材取扱手数料	1,000	1,000	年間資材取扱料
問屋手数料	1,000	1,000	
資材使用料	1,000	1,000	
家賃	6,000	14,400	+ 8,400

第16回 通常総会（1959年5月15日）

この年の脱退のうち工場閉鎖は、次の2工場。

幡川 龜之助 美山村寒川

林 英一郎 " 熊野川

第17回 通常総会（1960年 月 日）

1959年9月26日 15号台風。流木2,563本、816石。最少にくいとめえた。

昭和製材を中心に、北洋材入荷を計画、6月7日第一船が由良港に入港予定。

1月26日 御坊市島共栄製材から出火、工場全焼。事務所はまぬがれた。

第19回 通常総会（1962年5月15日）

この年脱退承認 24名

うち 行方不明 山中 富美男 美浜町田井

" 中村 忠市 御坊市新町

転住 1

のこり21名が廃業

事務報告では、1961年度は「非常なる動搖に終始」、同時に労務情況が悪化。

9月16日 第2室戸台風、周辺50有余工場大破損、浸水、損害額1億2,350万円。製品・原木1万3,298石金額4,268万円。

災害後、原木と製品は石約1,000円暴落、2・3カ月出荷見合わすよう指示する問題筋も出現。

一方、工場能力では原木不足。外材輸入の計画をたて、漁業組合と交渉したが、了解をえられなかつたところ、「幸いにも大阪の大信製材株式会社が阿尾港に工場及貯木場を建設することになり、外材の輸入計画を進められつつあるので、この港を通じて輸入が可能と思われる」と書きしるしている。実は、この大信製材なるものは関西電力のダミーで阿尾原発設置企図のさいにあらわれたもので、外材輸入などまったくの架空計画であったことは、後に日高原発の動きであきらかになる。

同時に、日高地方森林組合の御坊木材共販所がひらかれ「期待しているが持続が問題だ」としている。

越方ダム落筏路設置問題は未解決であるのに、第2室戸による災害復旧計画がおこり、地元折尾地区が強力に反対、この際、魚道と落筏路設置をもとめているので、これに協力、上県して運動をつづけている。

日高川天田貯木場堆積土砂排土工事。第2室戸によるものの復旧として、工事費1,233万9,000円、国庫補助金656万3,000円、排土量1万8,262立米プラス9,858立米、目下小池建設によって施工中。

この年、最賃法第9条1項により、製材工1日350円 その他のもの1日300円と公示。

組合員の異動 新加入14 脱退9 現在138名

組合員 東岸幸一郎宅出火、工場は無事。

第20回 通常総会（1963年4月20日）

1963年も寒気きびしく搬出支障で原木難、能力上原木消費量年60万石。日高材15万石、他府県35万石、外材10万石。

しかし、日高材は年々減少、1963年度は10万石、他府県25万石、結局25万

石は外材依存。

越方問題

未解決であるが笠野県会副議長の要請もあり、理事会で、次の意見にとりまとめた。

記

越方発電所上流迂回川および川中迂回川は従来通り木材の流下の必要性あるときはいつにても放水、越方発電所にかぎる条件にて、1958年6月11日付通牒の協定補償に応ずる。

組合員総会にもはかり、県に解決方依頼したが、回答はない。

田辺営林署材の集材計画

年々日高材の入荷量がへるので、せめて日高郡内営林署材を集材されるよう要請、そのためには御坊・田辺に営林署専用貯木場がないと話にならないといわれ、設置交渉をしている。

組合員 前年来 138人 新加入 16 脱退 24 今年度末 130人

第21回 通常総会（1964年）

この回、越方発電所補償金処理の件が上程された。1958年6月11日付通牒により330万円を土木部長から送金をうけたが、交渉妥結していないので、10万円を差引き320万円は返送した。いつまでも県金庫においてもおけないので、本年4月21日、柏木、柳瀬、藁科土木部次長、利水砂防課、関電和歌山支店長の5人で協議。放水方の依頼は支店長が拒否。県土木部長の責任で迂回川放水を関電に要請する。約束書を作成交換して、この問題を解決し、県保管の補償金をうけとるようにとの提案であった。

以上の経過説明で、次のように決定した。

1. 関電と放水交渉する旨の知事との契約書をとること。
2. 補償金には利息をつけること。

第22回 通常総会（1965年5月14日）

この年10月から年末にかけて倒産続出。御坊では不渡手形の処理に困難、最少限度にくいとめた。

1964年度、中小企業近代化共同施設資金の借入申請。44万3,320円の査定をうけ、半額22万円の融資をうけた。

第23回 通常総会（1966年5月17日）

事務報告では、不況の中で、1月20日三原製材株式会社が倒産、負債額6,500万円。2月19日柳瀬製材株式会社プレナー工場から出火、3月19日奥村製材所、中山製材所が全焼、本多木材店は工場全焼、昭和製材も事務所・寮全焼の大火灾があった。損害5,870万円。

越方発電所補償金は、ついに最終的に解決。上流迂回川の流筏については、日高木協が関電とその都度協議して放水努力するとの県土木部長の通牒によって、補償金を受領した。

金 200万円 日高川貯木場にたいする補償金

120 " 堤堰上流流木補償金

計 320 "

上記に銀行利息を加算し6月26日受領

第24回 通常総会（1967年5月15日）

前半未曾有の大不況、後半とりもどす。しかし、内地材高騰、石1,000円差がつく。12月8日平和製材所工場全焼。

第25回 通常総会（1968年5月15日）

次第に外材率があがり本年は50:50、来年は35:65と予測している。そのため貯木場開設請願を市長に、由良港外材輸入特定港新設を県に運動中。
内地材素材 杉石5,000円以上、桧8,000円以上となった。

第1回（1969年）

第2回（1970年）

組織変更直後の記録は見当らない。

第3回（1971年5月17日）

1969年 定款変更し、登記のやりなおしを行う。1969年10月21日中小企業等協同組合法にもとづき再設立の認可をうけた。

この年、県借入金520万円（中小企業高度化資金）、銀行借入540万7,000円（紀州信用金庫）、組合員から利用 23工場 1工場あたり 5万円 計115万円、総計1,175万7,000円で、美浜焼却炉を建設した。

この炉は、利用料450万円、運営費450万円で独立採算（借入金利息50万円、元金返済50万円、積立金50万円をふくめ）できる見通しあつた。

第4回（1972年5月15日）

ニクソンショックの年、そのうえ米西岸ストによる外材輸入不円滑の影響をうけ、5工場が倒産した。

第5回 (1973年5月15日)

1972年8月頃から木材需要の増大により、11月にいたり意想外の高価をよび、木材界は活気にみちた。

この頃毎年のごとく各種講習会、講演会および研究会・説明会がもたれているが、この年は

近代化設備資金貸付要領
和歌山県林業危機突破大会
木材従業者の定着方策研究会
などがもたれている。

理事会では、事務所敷地購入、購入財源の件、和歌山TV出資、林業危機突破大会参加、日高港々湾整備構想などがかけられている。

第6回 (1974年5月31日)

1973年4月1日から、1974年3月31日の事務報告、
活況はつかの間、本年度上期は注文減、10月11月はいわゆる石油ショック、運送費、経費アップ、金融引締による資金不足で「困窮におちいった」。

第7回 (1975年)

1974年度事務報告

前期末 114名

新加入 2名

脱退者 弓倉チップ 弓倉一郎 倒産

柏木永一 死亡

7名 廃業

今期末 107名

この名簿の中に柏木永一氏の名前を死亡を理由として見ることはまことに残念である。長年の氏の木協への功績はながく伝えらるべきであろう。1975年1月18日死去である。柏木氏には退職金として組合員全員各自3万円の拠出で金員(この額は公表しないことになっている)がおくられた。

◎ 1975年度 予 算 案		前 年 度
事業 収入	1,987,000	1,627,000
1 ~ 5 手数料		
6 施設利用料収入	1,920,000	1,560,000
イ 貯木場 使用料	1,680,000	1,320,000 { 丸紀 月 10万
ロ 外材揚場手数料	240,000	川村 月 4万
ハ 貸付手形手数料	17,000	240,000 下田木材
事業外収入	2,488,000	17,000 商工中金手数料
賦課金 収入	2,074,000	2,574,000
イ 平等割 収入	1,284,000	1,320,000 入頭割年 1.2万 107人
ロ 生産割 収入	120,000	120,000 年@2円 60万石
ハ 入材割 収入	300,000	350,000 @50袋 60万石
ニ 工場割 収入	350,000	350,000 月1名50円 582人
加 入 金	20,000	
雜 収 入	414,000	
受入利息	10,000	
雜 収 入	404,000	家賃 25万 失保手数料 15万
合 計	4,475,000	4,201,000

第8回 通常総会 (1976年5月26日)

この年、全国木材産業政治連盟に加入。負担金問題で理事会をひらく。

第9回 臨時総会 (1977年6月25日)

賦課金増額、新事務所建設が課題となる。

昨年は、県木連会費30万2,000円はたかすぎると不服申立をおこない5万円下げてもらった。本年も30万円の割当で、人頭割を値上げする以外にない。

たしかに、現行の月1,000円は安すぎるので、組合費をあげれば組合員が減るおそれはあるが、月3,000円にあげ、98名の組合員でやりたいと提案、全員の賛同をえた。

事務所問題は前向きにとりくむ程度。

第11回 (1979年)

第12回 (1980年)

1979年7月17日 製材団地竣工式

第14回 (1982年5月22日)

第15回 (1983年5月28日)

1982年7月21日仮谷志良後援会打合会（御坊福祉センター）がはじめて登場する。このころ県・全国の木連関係の会議がふえている。

1982年8月19日同上後援会御坊市総会。

この年事務所家屋明渡しについて、御坊簡裁での調停が1982年9月21日、同10月12日、同11月9日、同12月3日とあり、和解が成立した。

決算書の1982年度決算額によれば次の通りである。

1. 事業収入は72万円。貯木場、外材揚場の年間使用料である。
購入・販売・受注・保管・運送の手数料はゼロである。

2. 事業外収入は	550万9,805円
うち賦課金	220万2,888円
石2円の生産割が	18万3,024円
石1円の入材割が	89万6,514円
1名につき月50円の	
工場割	24万7,350円
うち雑収入 実はこれが収入の本命なのが、	
保険料取扱手数料	308万2,262円
受入利息	22万4,655円

この手数料をうるための保険料取扱をしているのは、2人の職員月16万、10万の女性である。

支出の部は以下のようである。

1. 事業費 501万7,753円 そのうち人件費が大部分403万4,260円をしめる。
2. 事業外費用 148万5,000円 そのうち負担金が123万円

うち 県 木 連	95万7,000円
県産需要促進事業負担金	16万3,000円
中 央 会 費	5万5,200円
そ の 他	× × ×

議事録抄を議事録以外のものでおわるのは恐縮だがあえて最後につけておく。

1983年8月24日和歌山県民文化会館大ホールに、すわりきれない人数2,000人をこえる人たちがあつた。

林業振興をスローガンに、県・森林組合・木材組合・林業経営者協会・山村振興連盟が後援して、県林材振興協議会が組織され、「はばたけ紀州材」のはちまき姿の2,000人集会であった。

この数日前、知事選挙が公示されたばかり、この総決起集会を、知事後援会の決起集会と見るものがおおかた。その根拠は、大会決議文中にわざわざ「本会々長仮谷知事を先頭に………」とあるところにもあらわれている。

しかし、「森林組合育成の柱とされていた新生発展10年計画は思うように進展していない」とし、「林業界を取り巻く諸情勢は非常に厳しく、木材需要の減少、木材価

格の低迷等により林業生産活動は休止に近い状態にある」（南紀森林組合山口氏）と指摘はきびしいものがあった。

（森川 博）

追記

この調査研究で下記の機関にお世話になった。記してお礼にかえたい。

竜神村役場、和歌山県教職員組合日高支部、御坊木材共同販売所、和歌山県御坊林業指導課、日高木材協同組合、御坊市役所経済課、日高港製材協同組合